

歴史の道中山道碓氷峠越 整備基本計画

令和3（2021）年3月

群馬県 安中市教育委員会

序

中山道碓氷峠越は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定された中山道一碓氷峠越（群馬県一長野県）であり、坂本宿から軽井沢宿の間にある古道碓氷峠です。道のり約8kmの道中は昔の面影を残し、「堂峰番所跡」、「刎石（四軒）茶屋跡」、「熊野神社」のほか、多数の歴史的資産が存在します。

本計画対象区間である中山道碓氷峠越は未舗装であり、対象区間の多くは天明の浅間山噴火時の軽石が堆積する土壌条件です。このため、降雨による侵食を受けやすく、現在、一部で道筋と一体となった谷部の崩壊が進行しているほか、V字状で歩きにくい区間も発生してきています。このような状態のまま、今後も利用し続けると、往時の遺構面の消失や道としての連続性を保持することが難しくなり、次世代に道筋そのものを継承できないことが懸念されます。

また、対象区間は、近年、多くの外国人ハイカーにも利用されるほか、毎年開催される安政遠足侍マラソン大会のルートの一部となっており、市の観光面においても、重要な場所として位置づけられています。平成31年4月より施行された改正文化財保護法では、こうした文化的資源（未指定を含む）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことを重要としており、このような社会の流れも十分に勘案する必要があります。

こうしたことから、これからも、中山道碓氷峠越に多くの方が訪れ、郷土の史跡に触れていただき、史跡の価値の伝承と安中市民の郷土愛を育む場所となることが、不可欠と考えています。

そこで、平成30年度から「安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会」を発足させ、江戸時代の道を伝える価値が十分に残っている道筋とその一帯の空間を未来に受け継いでいくための「基盤づくり」に取り組むために、「歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、国の史跡指定を目指すとともに、中山道のもつ歴史的な価値を考慮しながら整備をすすめ、安中市の観光や活用の基盤づくりに努めていきたいと思えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、御指導と御助言を賜りました文化庁及び群馬県文化財保護課の皆様へ感謝申し上げますと共に、ご尽力いただきました委員各位及び関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

安中市教育委員会教育長 竹内 徹

例 言

- 1 本書は、「歴史の道 中山道碓氷峠越」の整備に関して方針を定めた、歴史の道碓氷峠越 整備基本計画書である。
- 2 本計画は、平成 30（2018）年度から令和 2（2020）年度文化財保存事業 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 歴史の道活用整備事業）（文化庁）を受けて、「歴史の道中山道碓氷峠越」を事業として3ヶ年で策定した。
- 3 計画策定の際は、「安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会」を設置し、委員の協議によってとりまとめた。あわせて、文部科学省文化庁文化財部記念物課、群馬県文化財保護課の指導助言を受けた。
- 4 本計画の策定に係る事務は、安中市教育委員会文化財保護課文化財活用係が行った。また、本書の執筆及び編集は、安中市教育委員会文化財保護課文化財活用係と業務委託会社の株式会社KRCが行った。
- 5 本計画は社会情勢等の変化に対応するために、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 6 表紙の写真は、左が刎石坂付近、右上が北向馬頭観世音、右下が眺望地点から見える景色（妙義山）であり、出典は「安中市教育委員会」である。裏表紙は、坂本宿の絵図で、出典は「中山道広重美術館」、作品タイトルは、無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」（天保 6～7（1835-36）年）である。
- 7 調査の実施及び本書の編集に際し、多くの方々・機関に、資料提供及び多大な御協力をいただいた。

目 次

第1章	計画策定の経緯と目的	
1.1	計画策定の背景と目的	1
1.2	計画の対象区間	2
1.3	計画の位置づけ	2
1.4	計画策定の組織と審議経過	3
1.5	上位・関連計画との関係	5
第2章	中山道碓氷峠越の歴史的・地理的環境について	
2.1	往時の中山道碓氷峠越	8
(1)	中山道碓氷峠越の歴史	8
(2)	中山道碓氷峠越の往時の姿（史資料、絵図から）	10
(3)	道の管理等について	19
(4)	浅間山の噴火について	20
2.2	中山道碓氷峠越を取り巻く環境の概要	21
(1)	自然環境	21
(2)	社会環境	22
第3章	中山道碓氷峠越の現状と課題	
3.1	中山道碓氷峠越の現状	24
(1)	道筋の現状について	24
(2)	道沿いの歴史的資産について	28
(3)	道内、道沿いの工作物等の設置状況について	28
(4)	その他維持管理	28
3.2	中山道碓氷峠越の課題の整理	31
第4章	整備目標と整備方針	
4.1	整備目標と整備方針の考え方	37
4.2	整備方針	38
第5章	整備基本計画	
5.1	整備基本計画の骨子	43
5.2	方針別整備基本計画	47
(1)	動線計画と区域区分	47
(2)	「方針1」に関する整備計画	51
(3)	「方針2」に関する整備計画	71
(4)	「方針3」に関する整備計画	75
第6章	事業の将来展望及び課題	
6.1	事業推進に向けての課題	85
6.2	整備スケジュールと整備内容	86
6.3	年次計画	94

第1章 計画策定の経緯と目的

本章では、「歴史の道中山道碓氷峠越整備基本計画」の策定経緯とその目的、計画の位置づけ等を整理する。

1.1 計画策定の背景と目的

- 中山道碓氷峠越の道筋は、江戸時代に江戸と当地一帯を結んだ道の一部であり、木曾のかけはし、太田の渡しとともに、中山道三大難所のひとつとして知られてきた。
- 本計画で対象とする道筋（以下、対象区間とする。）は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定され、堂峰番所跡、弘法の井戸、刃石茶屋跡、山中茶屋跡などその往時の道沿いの多数の歴史的資産が存在している約8kmの区間である。
- 百選に選定された年には、群馬県教育委員会で、古道等の交通関係遺跡と交通路周辺地域に残る文化財を総合的かつ体系的に把握する「歴史の道調査事業」を実施し、その結果を調査報告書としてとりまとめた。しかしながら、その後、これらの歴史的資産の継承に向けた整備や保存・活用にむけた本格的な事業化には至らず現在に至っている。
- 本計画対象区間の多くは天明の浅間山噴火時の軽石が堆積する土壌条件であり、降雨による侵食を受けやすく、現在、一部で道筋と一体となった谷部の崩壊が進行しているほか、V字状で歩きにくい区間も発生している。今後、往時の遺構面の消失や道としての連続性を保持することが難しくなっており、道筋そのものの維持や継承に向けた対策が不可欠な状況にある。
- 一方、本計画の対象区間は、安政遠足のルートとして毎年利用され、マラソンの発祥地としても親しまれている。平成31年4月より施行された改正文化財保護法ではこうした文化的資源（未指定を含む）をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが重要としており、このような社会の流れも十分に勘案する必要がある。
- そこで、安中市では、現在でも江戸時代の道を伝える価値が十分に残っている道筋とその一帯の空間を未来に受け継いでいくための整備を行うことを目的に、本計画を策定する。計画書では、本計画対象区間の道筋の成り立ちや現状を整理するとともに、将来への継承のための基盤づくりに向けた課題や基本的な対応策、事業の展開を整理する。
- 今後、国史跡指定を行い、保存活用計画を策定することとなるが、その計画で本質的な価値が明らかになった段階で、本計画の見直しも検討することとする。

1.2 計画の対象区間

堂峰番所跡、弘法の井戸、勿石茶屋跡、山中茶屋跡などその往時の道沿いの多数の歴史的資産が存在している約8kmの区間である（図1.1）。



図 1.1 計画対象区間

1.3 計画の位置づけ

- 本計画は、長期的に中山道碓氷峠越の道筋やこれに関連する歴史的資産を一体的に保存・活用し、地域と共に継承していくための取り組みの第一歩として位置づく。
- 道筋そのもののつながり（連続性）の確保が直面する課題であることを踏まえて、道筋と基盤を整える整備計画をとりまとめることに重点を置く。
- この整備と並行して、文化財（国史跡）指定を目指し、計画対象区間内の歴史的資産の保存活用へと展開させていくとともに、本計画対象区間の道筋とも密接な関係にある区間外の碓氷関所など点在する史跡を含めた総合的な保存活用へと発展させていく（図1.2）。

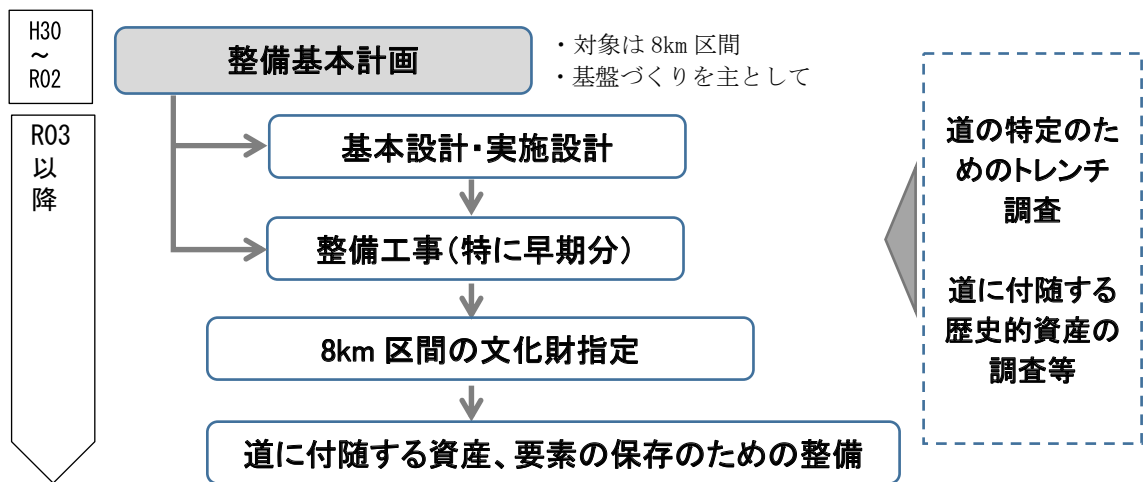


図 1.2 計画の位置づけとスケジュール

1.4 計画策定の組織と審議経過

整備基本計画の策定にあたり、安中市中山道碓氷峠越整備検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置した。検討委員会は、学識経験者5名、指導機関として2名の委員、市関係機関4名、事務局で構成される。

(1) 計画策定の組織

①整備検討委員会 名簿

役職名	所属等	職名	氏名（敬称略）	備考
委員長	くまもと文学・歴史館	館長	服部 英雄	・平成30.6～
副委員長	安中市文化財調査委員	副議長	伊丹 仲七	・平成30.6～
委員	下仁田町歴史館	館長	秋池 武	・平成30.6～
委員	日本大学理工学部 まちづくり工学科	教授	阿部 貴弘	・平成30.6～
委員	群馬県立文書館	職員（非常勤・ 嘱託）	岡田 昭二	・平成30.6～平成31.3
		元館長		・令和元.5～
指導機関	文化庁文化財部 記念物課整備部門	文化財調査官	中井 将胤	・平成30.6～
	群馬県教育委員会 文化財保護課	指導主事	長谷川 博幸	・平成30.6～平成31.3
			笹澤 泰史	・令和元.5～令和2.3
群馬県地域創生部 文化財保護課	主幹			・令和2.12～
市関係課	安中市教育委員会	教育長	竹内 徹	・平成30.6～
	安中市教育委員会	教育部長	田中 秀雄	・平成30.6～平成31.3
			高橋 信秀	・令和元.5～
	安中市観光課	参事	萩原 弘	・平成30.6～平成31.3
		課長	大竹 将夫	・令和元.5～
	安中市土木課 (令和元年度から、 耕地建設課が変更)	参事	小板橋 孝治	・平成30.6～平成31.3
主幹		中島 茂	・令和元.5～	

②事務局

■出席職員

氏名	所属等	備考
大竹 将夫	安中市教育委員会 文化財保護課長	・平成30.6～平成31.3
齊藤 勝彦		・令和元.5～
井上 昇	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係長	・平成30.6～
深町 真	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係 主査	・平成30.6～
菅原 龍彦	安中市教育委員会 文化財保護課 文化財活用係 主任	・平成30.6～

(2) 審議の経過

検討委員会は、平成30(2018)年度には2回、令和元(2019)年度に3回、令和2(2020)年度に1回、現地指導を含む合計7回実施した。また、庁内関係部が集まった会議で2回報告した。その経過を表1.1、表1.2に整理する。

表1.1 検討委員会 審議の経過

日時・会場	内容	出席者
第1回検討委員会 平成30年6月6日(水) 9:00~15:25 安中市松井田支所 2階応接室 中山道碓氷峠越(現地)	○委嘱状交付 ○委員長の互選(副委員長の指名) ○事業説明 ○現地踏査 ○整備活用の方向性・次回までの調査・検討事項 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課3名 事務局8名 以上17名
第2回検討委員会 平成30年12月21日(金) 14:00~16:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画策定の目的 ○現況調査に関する報告 ○課題の整理 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課3名 事務局7名 以上16名
現地指導 令和元年5月23日(木) 14:00~16:30 中山道碓氷峠越(現地)	○現地踏査 ○各委員からの講評	委員3名 市関係課1名 事務局6名 以上10名
第3回検討委員会 令和元年5月24日(金) 9:00~11:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画策定についての再確認 ○道形の特定について ○課題の整理と整備の方向性 ○次回委員会の開催について	委員5名 指導機関1名 市関係課4名 事務局6名 以上16名
第4回検討委員会 令和元年12月18日(水) 13:00~15:45 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○追加・補足調査について ○整備基本計画の方向について ○整備基本計画書について ○次回委員会の開催について	委員4名 指導機関1名 市関係課4名 事務局7名 以上16名
第5回検討委員会 令和2年3月18日(水) 13:00~15:30 安中市松井田支所 基幹集落センター2階 営農指導室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備計画書(素案)について ○今後の予定について ○次回委員会の開催について	委員3名 指導機関1名 市関係課4名 事務局8名 以上16名
第6回検討委員会 令和2年12月21日(月) 13:00~15:30 安中市松井田支所2階 大会議室	○前回委員会で出された意見等の確認とその対応について ○整備基本計画書(案)について ○パブリックコメントの意見と市の考え方(案)について ○今後の予定について	委員5名 指導機関2名 市関係課4名 事務局8名 以上19名

表 1.2 庁内部長連絡会議 報告の経過

日時・会場	主な内容	出席者
第1回庁内部長連絡会議 平成31年3月25日(月) 8:30~9:00 安中市役所本庁203会議室	○経過・目的・スケジュールについて ○整備計画の目的、史資料調査の概要 ○現地調査の概要 ○課題の整理 ○委員会では出された意見	関係部等 15名
第2回庁内部長連絡会議 令和2年3月30日(月) 8:30~9:00 安中市役所本庁203会議室	○整備基本計画素案について	関係部等 15名

1.5 上位・関連計画との関係

本計画は、安中市の文化財保護施策や文化振興施策に係る上位計画の理念や基本方針並びに、本範囲の関係法令及びその計画にもとづき、歴史の道中山道碓氷峠越の整備のあり方を示すものである。

歴史の道中山道碓氷峠越をとりまく環境における上位・関連計画として、市の計画、市外の計画に大別して整理する。

(1) 歴史の道とは

「中山道碓氷峠越」は、これまでの「歴史の道」の調査・整備・活用事業の実績と蓄積を踏まえて、より一層「歴史の道」及び地域の文化財への国民の関心と理解を深めることを目的に、歴史の道百選(平成8年11月1日)に選ばれた歴史の道のひとつである。

この第1次選定では、主に明治時代まで活用された78か所の街道・運河を選定しており、令和元年10月29日には、追加選定を行い、現在は114か所となっている。県内では、4か所が選定されている(表1.3)。

二 選定の基準

- (一) 原則として、土道・石畳道・道形等が一定区間良好な状態で残っているものを選定する。
- (二) 他の地域との連続性を持っているものを選定する。
- (三) 単体または単独の交通遺跡は、選定の対象外とする。
- (四) 参詣道、信仰関係の道は、広域信仰圏(数か国規模)を有するもののみを選定する。
- (五) 原則として、現用の舗装道路は選定の対象外とするが、街道としての連続性を考慮する場合に限り含める。

表 1.3 県内の選定状況(一次選定)

	名称	都道府県	選定箇所	備考
20	佐渡路—三国街道	群馬県—新潟県	永井～三国峠(群馬県新治村～新潟県湯沢町)、二居峠越(湯沢町)、栃原峠越(大和町)、とび坂峠(川口町)	
21	清水越新道	群馬県—新潟県	湯檜曾～清水峠(群馬県水上町～新潟県塩沢町)～清水(塩沢町)	明治18年開通
22	中山道—碓氷峠越	群馬県—長野県	坂本宿～碓氷峠(群馬県松井田町)～追分宿(長野県軽井沢町)	
23	下仁田街道	群馬県	志賀峠越(下仁田町)～余地峠越(南牧村)	

（２）市の上位関連計画

市の上位関連計画として、「総合計画」「都市計画マスタープラン」「環境基本計画」をとりあげた。本計画に関連する内容を抽出した。

①第2次安中市総合計画（2018-2026）

最上位計画である「第2次安中市総合計画」では、次の2つの政策大綱が該当する。政策大綱ごとに施策をまとめると以下のとおりである。

まちの将来像「みんな元気で いきいき暮らせる 市民総働のまち あんなか」

政策大綱4 基本目標 生涯を通じて学び、人を育むまち

基本施策4-4 芸術・文化の振興

施策展開の方向2 文化財の適切な保全と活用を進めます

◆文化財の活用推進

◆文化財に関する情報提供と啓発

政策大綱5 基本目標 地域資源を活かした、にぎわいと活力のあるまち

基本施策5-4 観光の振興

施策展開の方向1 地域資源を磨き直し、観光振興につなげます

◆歴史的・文化的遺産観光ネットワークの再構築、

◆「安中ブランド」の創出（安政遠足待マラソン大会等）

②安中市都市計画マスタープラン（H27年3月策定 2015-2034）

「安中市都市計画マスタープラン」では、本計画対象範囲は、「松井田地域」に位置している。この地域の基本方針等をまとめると以下のとおりである。

まちづくりの目標「豊かな自然と歴史文化を活かして、穏やかな暮らしを守るまち」

まちづくりの基本方針＜自然・歴史文化の資源を活かす広域観光交流の促進＞

中山道碓氷峠越えの区間は、「自然活用保全地」に位置付いている。

③安中市環境基本計画（2016-2025）

「安中市環境基本計画2016」では、望ましい環境像の実現にむけて、3つの環境づくりの方向と基本目標をまとめており、このなかで環境づくりの方向2が該当する。この環境づくりの方向と基本目標等をまとめると以下のとおりである。

・望ましい環境像「里山の恵みと歴史を活かし 環境文化を育むまち あんなか」

～里山や川の豊かな自然を活かし、みんなで創る持続可能なまち～

・環境づくりの方向2 里山・水・歴史が織りなす恵み豊かな快適なまち

・2-1【自然環境】自然や歴史とふれあい、育むまち

・項目別方針2-1-3 歴史的・文化的資源を保全します。

歴史的・文化的資源の保全（歴史と文化の香り高い旧中山道の街並みを整備します。）

歴史的・文化的資源の啓発（文化財の啓発を図るため、パンフレットや案内標識などを整備し、その有効活用に努めます。）

（3）市以外の関連計画

市以外の関連計画として、上信越高原国立公園 公園計画書、森林計画、平成8年度に策定された群馬県「歴史の道」整備活用総合計画があげられる。概要を以下に整理する。

①上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）公園計画書

本場所とその周辺は、「浅間管理計画区」となっており、「保護規制計画」として、普通地域となっている。「利用施設計画」としては「歩道」に位置付けられている。

中部北陸自然歩道線（中部北陸自然歩道のうち、安中市刳石山から碓氷峠、旧軽井沢から峰の茶屋まで至る歩道である。）整備にあたっては、既存歩道を活用し、規模は、高山植物の保護、侵食防止のため必要最小限とする。

②森林計画

本場所とその周辺は、国有林と民有林となっており、各森林計画のなかでは、次のように位置づけられている。

国有林（地域管理経営計画^{※1} 西毛森林計画区）

水源かん養保安林
国有林の機能類型 「水源かん養タイプ」

※1 関東森林管理局、「第6次地域管理経営計画書（西毛森林計画区）」、計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日

民有林（西毛地域森林計画書^{※2}）

172 林班 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林
170-1 林班 土砂流出防備保安林

※2 群馬県、「西毛地域森林計画書（西毛森林計画区）」、計画期間 令和2年4月1日～令和12年3月31日

③平成8年度 群馬県「歴史の道」整備活用総合計画

百選に選定された年（平成8年度）には、群馬県教育委員会で、古道等の交通関係遺跡と交通路周辺地域に残る文化財を総合的かつ体系的に把握する「歴史の道調査事業」を実施し、その結果を調査報告書としてとりまとめた。しかしながら、その後、これらの歴史的資産の継承に向けた整備や保存・活用にむけた本格的な事業化には至らず現在に至っている。該当箇所の整備等は以下のとおりである。

- ・中山道碓氷峠越は、3つの類型のなかの類型Ⅲ（峠越えの道）の区分に位置づけられている。（類型Ⅰは宿場の道、類型Ⅱは宿場間の道）
- ・主な整備項目として、「覗き→展望機能を持つ休憩施設」、「山中茶屋跡、刳石（はねいし）茶屋跡→茶屋復元」があげられる。

第2章 中山道碓氷峠越の歴史的・地理的環境について

本章では、史資料と絵図等から、歴史や往時の姿、本計画対象範囲を取り巻く環境の概要を整理する。

2.1 往時の中山道碓氷峠越

(1) 中山道碓氷峠越の歴史

中山道には慶長9年から現在に至るまで、約400年以上の歴史がある。

次ページの表2.1に年表を整理する。



況状の岨險路坂り寄町木坂（道古最）
（寫月一十年八和昭）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ點岐分路道幸巡御下山持子（道舊）



（寫月一十年八和昭）む望を面方町澤井輕りよ口入町峠（道舊）

写真 1.1 昭和8年当時の中山道の様子

出典：内務省東京土木出張所、「碓氷峠道路の今昔」、昭和9年

表 2.1 中山道の関連年表

年	西暦	全国、県のトピック	本地域のトピック
慶長9年	1604	中山道を改修し並木や一里塚がつくられる。	一里塚が新堀、五科、原、勿石、子持山、五か所に設けられる。
慶長19年	1614	井伊直勝、彦根より安中に移る。	直勝、碓氷の関（関長原）を警護する。
元和2年	1616	徳川家康没す。関東に関所を設ける。諸国御関所条目が出される。	碓氷関所の位置が検討される。
元和3年	1617	街道に宿駅が置かれる（中山道六十九次）。	松井田、坂本に宿場が定まる。
元和9年	1623	6月、将軍秀忠、嫡子家光、上洛し、7月、伏見城で家光が将軍宣下を受ける。	3月、碓氷関所が上横川に構築され、堂峰番所が設けられる。
万治2年	1659	五街道を総括する道中奉行が置かれる。	
寛文2年	1662		山中茶屋ができる *
元禄2年	1689	助郷制度ができる。	松井田、坂本宿に定助郷が置かれ、触書心得の達しがでる。
宝永6年	1709	貝原益軒、中山道を通る。	碓氷峠難所につき救米100俵支給される。
正徳5年	1715	中仙道の名称が中山道に改められる。	碓氷関所火災起こる。
宝暦6年	1756	岐蘇路安見絵図 *	
天明3年	1783	浅間山大噴火、各地で百姓一揆起こる。	降灰により大被害、物価高騰、碓氷郡内でも打ちこわし騒動起こる（安中一揆、二本松一揆）。坂本宿助郷へ給米願出される。
享和2年	1802	伊能忠敬、奥羽、越後を測量する。	忠敬、測量のため中山道を通る。
文化3年	1806	中山道分間延絵図*	
文政11年	1828		碓氷峠に人馬施行所できる*
安政元年	1854		人馬施行所休止へ*
安政2年	1855	江戸大地震。	安中城より碓氷峠熊野神社まで遠足行われる。
文久元年	1861	和宮親子内親王、将軍家茂と婚儀のため中山道を下向する。	和宮、坂本宿本陣泊、松井田宿小休する
明治2年	1869		碓氷関所が廃止される*
明治9年	1876		碓氷郡碓氷峠町志* 上野国碓氷郡坂本駅図*
明治10年	1877	中山道が「国道一等」に格付けされる。*	
明治11年	1878	明治天皇、北陸東海御巡幸。郡制施行される。	明治天皇、松井田に宿泊、五料、坂本、栗ヶ原、峠町で小休する。御巡幸道路が開通する。*
明治14年	1881		碓氷郡官林簿*
明治17年	1884	上野高崎間に鉄道開通する。明治天皇、高崎に行幸。	碓氷峠に新道が開通する。
明治26年	1893	信越線高崎直江津間全通する。	横川・軽井沢間アプト式を採用して開通する。碓氷馬車鉄道が廃止される。
明治44年	1911	浅間山が噴火する。	降灰により養蚕不作。
大正12年	1923	関東大震災、東京で40万戸焼ける。	妙義山国指定名勝となる。
昭和8年	1933		安中原市の杉並木天然記念物として国指定される。
昭和11年	1936		国道18号線完成*
昭和30年	1955	第一回原水禁世界大会、八ヶ町村合併による安中町が発足する。	・安政遠足「まらそん侍」としてラジオ放送と映画化される。 ・碓氷関所跡史跡に指定される。
昭和32年	1957		碓氷ダムが完成する。
昭和34年	1959	皇太子殿下（現上皇陛下）御成婚。	浅間山噴火。
昭和35年	1960	安保闘争起こる。NHKカラーテレビ放送を開始。	碓氷関所東門復元される。
昭和37年	1962	信越線高崎・横川間電化完成する。	
昭和38年	1963		国鉄碓氷新線開通しアプト式が廃止される。
昭和41年	1966		熊ノ平駅が廃止される
昭和46年	1971	沖縄返還協定調印。	碓氷バイパス開通する。
昭和50年	1975	天皇皇后両陛下訪米。エリザベス女王来日。	第一回「安政遠足」が実施される。 霧積ダム完成する。
平成8年	1996		歴史の道百選「中山道碓氷峠越」が選定。*

本地域のトピックのなかの「*」は、松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和60年12月、松井田町誌編さん委員会、郷土史年表以外の町誌の情報

(2) 中山道碓氷峠越の往時の姿（史資料、絵図から）

史資料、絵図から、往時の中山道碓氷峠越とその周辺の姿を整理した。

①史資料からの把握

A. 立地状況

- ・信濃と上野の国境にあたり、茶屋と熊野権現神社がある。
- ・名山図譜「碓氷嶺」には、峠の茶屋と中山道、中山道を歩く旅人が描かれている。茶屋の屋根には石が積まれており、山間部で風が強いことを想像させる。
- ・木曾街道六十九次之内絵図より、坂本宿からみえる勿石山は、大きく高くそびえて見えた様子が描かれている。ここからは妙義山、筑波、秩父の嶺をはじめ、坂東八か国の山々に二荒山、榛名山、赤城山などもみえる。
- ・古来から著名な戦場であった。
- ・鹿が多い。毛が真っ白で雪のような鹿がいたりする。
- ・寒さが厳しく、五穀は熟せず野菜も育たないほど。峠には霧が立ち込める。
- ・栗原平から左方に天狗岩、その向かいに榛名山、赤城山が連なって見える。
- ・紅葉狩りができる紅葉の名所。熊野神社から熊ノ平駅に至る道は「紅葉道」と呼ばれ、左右見渡す山の紅葉は壮観（計画対象範囲外）。
- ・峠を下る途中にススキが多い区間が半里ほどある。
- ・地蔵岩の後ろに見える妙義山、険しい黒い岩が切り立つ。

B. 道中の場所について

- ・勿石坂：石が多い難所、坂本宿方面に下った東の方。東へ向かう下り坂を下った先へのぞき茶屋があり、これより下り十八町の坂道が険しく通過が困難。峠を坂本宿方面に下ったあたりに大石を切り開いて道を通したという坂がある。近くに休憩できる立場（勿石茶屋）がある。この茶屋の庭には、八重桜が咲いている。
- ・三枚石：難所、道が狭く、馬で行くのも難しい。
- ・堀切：かんば坂を過ぎた先にある深い谷に道が一筋続く場所。一方は山高く、一方は非常に深い谷で見るとつらい険しいところである。岩を切り開いた道であるため、雨で滑りやすく歩きにくい。
- ・山中坂：山中村にあり、餅を売る茶屋（山中の茶屋）がある、桃の花が多い。山中茶屋の奥に地蔵堂がある。
- ・ひじり沢～から沢：長い坂、立場の茶屋あり。
- ・施行所：文政 11（1828）年にできた施行所は、安政 5（1858）年の須藤登喜江家資料中山道絵図には描かれている。

表2.2 対象とした史資料

年代	史料名	分類
1654	承応3年 東山道日記	紀行文
1749	寛延2年 己巳紀行(きしきこう)	紀行文
1753	宝暦3年 千曲之真砂	紀行文
1773	安永2年 信濃地名考	紀行文
1802	享和2年 壬戌紀行(じんじゅつきこう)	紀行文
1805	文化2年 木曾路名所図会	紀行文
1805	文化2年 木曾路名所図会	紀行文
1805	文化2年 木曾の道の記	紀行文
1822	文政5年 金井忠兵衛旅日記	紀行文
1843	天保14年 善光寺道名所図会	紀行文
1902	明治35年 信濃名勝地誌	紀行文
1923	大正12年 碓氷郡志	文書
1924	大正13年 鉄道旅行案内	絵図

- ・碓氷峠には茶屋がある。冬～春は雪深い。茶屋の右には熊野権現神社がある。ここは、上野と信濃の境である。【東路記己巳紀行】
- ・熊野神社の頂上にある熊野神社から熊ノ平に至る道は紅葉道と呼ばれ、約一里半ほどは左右見渡す山は紅葉で壮観。名物は力餅【鉄道旅行案内】
- ・山のなかには鹿が多い。【信濃地名考】
- ・碓氷峠の山中には鹿が多い。寒さが厳しく、五穀は熟せず野菜もない。【善光寺道名所図会】
- ・中尾という谷合の紅葉は近国無双の景観、紅葉はよく歌に詠まれている。【千曲之真砂】
- ・碓氷の坂の上には東国すべてが眼下に見える絶景で、上杉景勝の堀切、作り道、釜場などを過ぎると山中の茶屋がある。長坂をのぼると二王堂があり、それより嶺の茶屋に至ると、杓子が売れるために杓子町と呼ばれるところがある。【碓氷郡志】
- ・熊野神社から熊ノ平に至る道は紅葉道と呼ばれ、約一里半ほどは左右見渡す山は紅葉で壮観。名物は力餅【鉄道旅行案内】

・山中村は、桃の花多くして【木曾の道の記】

・山中坂を上ると賑やかな餅を売る立場がある。【壬戌紀行】

・入道くぼを過ぎ、くりから平に入り、左方をみると天狗岩がある。その向かいに榛名山があり、赤城山も連なって見える。【壬戌紀行】

・細い道を左に行き、かんば坂を過ぎていくと左右とも深い谷でただ一筋の道が続く、堀切と名付けられている。【壬戌紀行】

・まごめ坂を過ぎた右肩には、はやしの山という険しい岩山が並んでいる。【壬戌紀行】

・峠を下り半里の間はススキが多い。【鉄道旅行案内】

・峠には茶屋がある。峠を坂本宿方面へ下ると、半里ほどは難所ではない。【東山道日記】

・熊野権現社：碓氷峠の町にある。鳥居、拝殿、神楽殿、石階がある。ここより少し東の方に二王堂あり。
・信濃上野国塚：熊野権現の前に標杭あり。【木曾路名所図会】

・碓氷峠は笛吹峠ともいう。上野国碓氷郡にある峠で、古来から著名な戦場である。【信濃名勝地誌】



・剱石茶屋の庭に八重桜の薄紅が咲いている。【木曾の道の記】

・坂本宿から碓氷峠をのぼると、左手に名所ではないが、入合の滝がある。【東路記己巳紀行】

・下っていくと番所がある。東の方に剱石という場所がある。【東山道日記】

・はんね石というところには石が多い。【壬戌紀行】

・剱石坂：東へ向かう下り坂、下った先にのぞき茶屋あり。これより下り十八町は坂道が険しく通過が困難である【木曾路名所図会】

・碓氷峠の下に長く突き出した山があり、「般若石坂」という石が多い坂がある。【東路記己巳紀行】 はねいし

図2.1 史資料から読み取れる中山道の状況のまとめ

②絵図からの把握

絵や、歴史的資産を文字で表現されており、往時を伝える内容が多く含まれている。本範囲を整備するうえで、重要な絵図（図2.2～図2.10）を掲載し、その絵図の特徴を整理する。現状との比較は、「第3章 中山道碓氷峠越の現状と課題」を参考とする。

<道筋に関する絵図>

- ・伊能大図・・・当時の測量精度で描かれているが、実測図であるために、道の曲がり方などは往時の中山道の姿を現している。碓氷峠村、山中、羽根石の文字もみられる。
- ・上野國碓氷郡坂本驛図・・・明治9（1876）年に作成された図で、明治の大合併前（明治21年）のものである。この公図のほか、地籍ごとの公図もあり、道の形や道幅の記述が参考となる。
- ・分間延絵図・・・江戸幕府が中山道の状況を把握するために、道中奉行に命じて作成した詳細な絵地図。絵図には、問屋、本陣、脇本陣、寺社、一里塚、道標、橋、高札なども描かれている。宿村大概帳の記述を重ね合わせたものを17～18ページにまとめる。
- ・碓氷郡官林簿・・・明治14-15年に作成され、群馬県行政文書のひとつで、国の重要文化財に指定されている。国有林を管理するための図面として、道筋が描かれている。

<道沿いの資産に関する絵図>

- ・岐蘇路安見絵図・・・見開きにして一宿の道中の様子を絵図としてまとめたもので、川や橋、一里塚や遠くに見える山の名前、名物まで紹介している当時のガイドブックである。坂本宿の絵図が、中山道碓氷峠越の範囲となっている。
- ・東都道中分間絵図・・・作者は鈴木魚都里（上越高田藩々士）で、道の形、道沿いから見える良好な眺望地点の位置（妙義山や榛名山、坂本宿）などが書かれている。
- ・須藤登喜江家資料中山道絵図・・・この絵図は、長坂分岐から山中茶屋までの絵図であり、カラ沢、施行場、長坂分岐近くの八崎掛橋が表現されている。
- ・無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」・・・浮世絵木版画の連作のひとつの絵図（18番目坂本）である。坂本の宿場町と高くそびえる剝石山が描かれている。



図2.2 伊能大図

- ・中山道付近は、信越道沿岸における第3次測量（1802）に作成される。
- ・この図は伊能大図の第95号「信濃」「上田」「上野」「安中」「碓氷峠」にあたる。
- ・大きさは、104.5cm縦×175.5cm横 出典：国土地理院、「国土地理院ウェブサイト 古地図コレクション ホームページ 伊能図」、<https://kochizu.gsi.go.jp/inouzu>

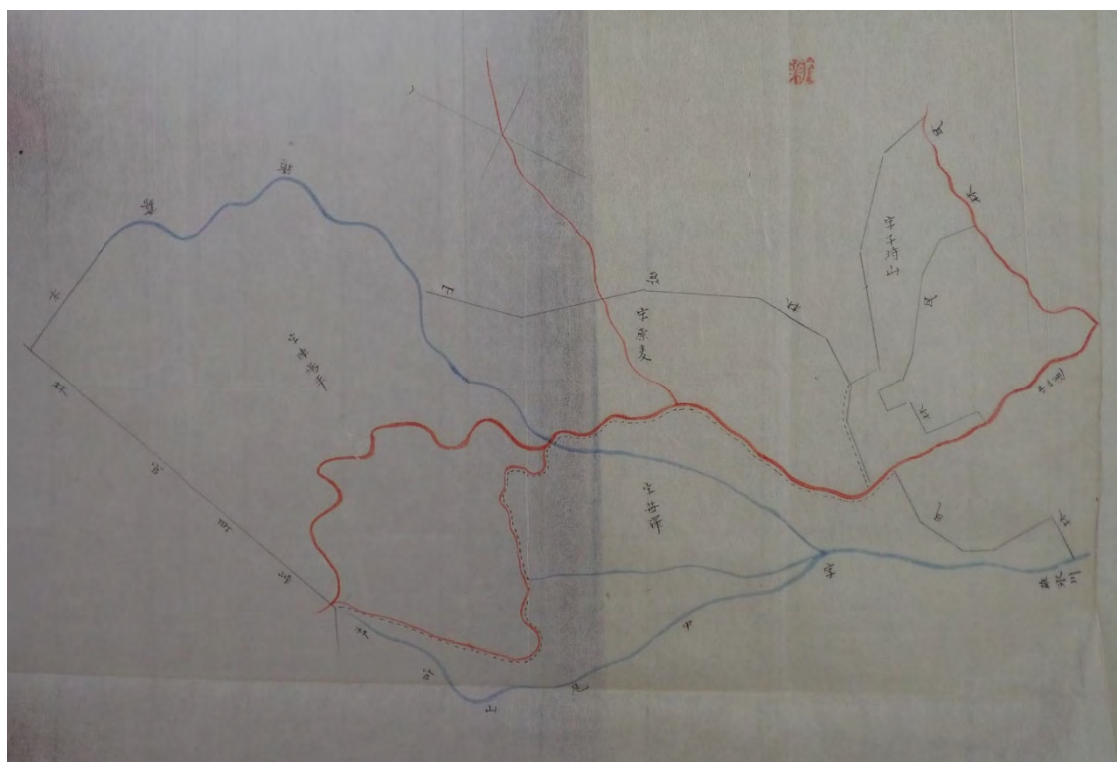


図2.3 上野国碓氷郡坂本村陣場原・笹沢・原麦・子持山の図

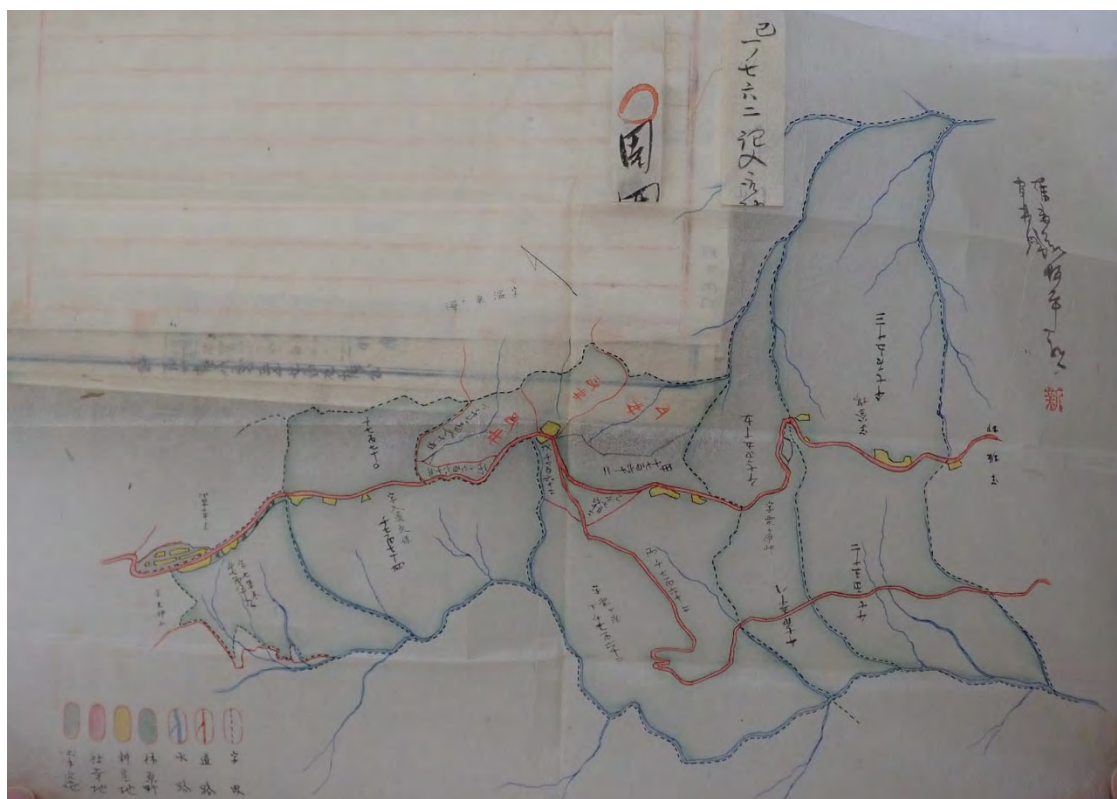
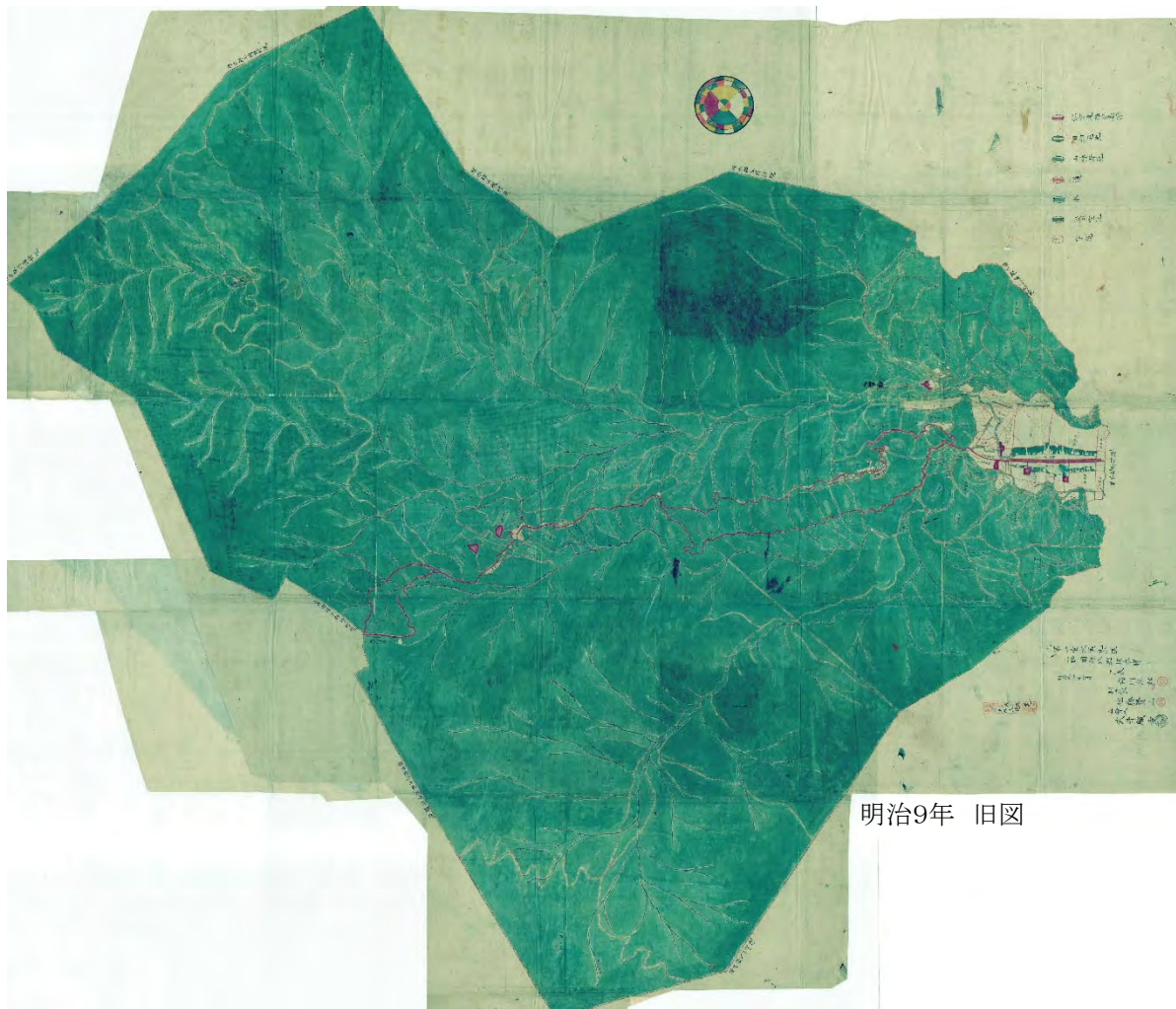


図2.4 上野国碓氷郡坂本村堀切・釜場・栗ヶ原岬の図

出典：群馬県行政文書、「官林簿」、明治14-15年、国指定重要文化財



明治9年 旧図

図2.5 上野國碓氷郡坂本驛図（明治9（1876）年12月）
出典：安中市所蔵



図2.6 岐蘇路安見絵図（宝暦6（1756）年）
出典：安中市教育委員会所蔵

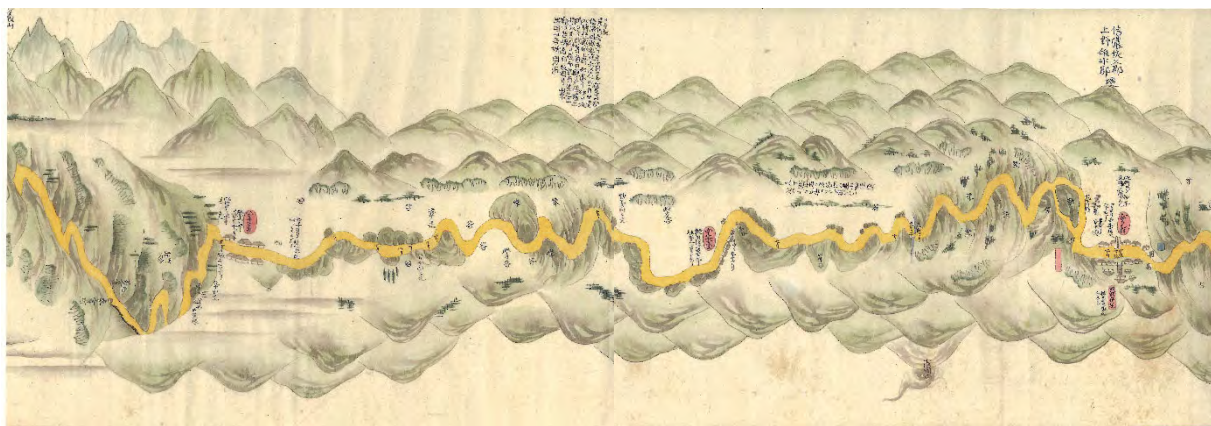


図2.7 東都道中分間絵図（文化7（1810）年） 出典：鈴木魚都里、「復刻北国街道分間絵図中巻」、平成10年11月、郷土出版社



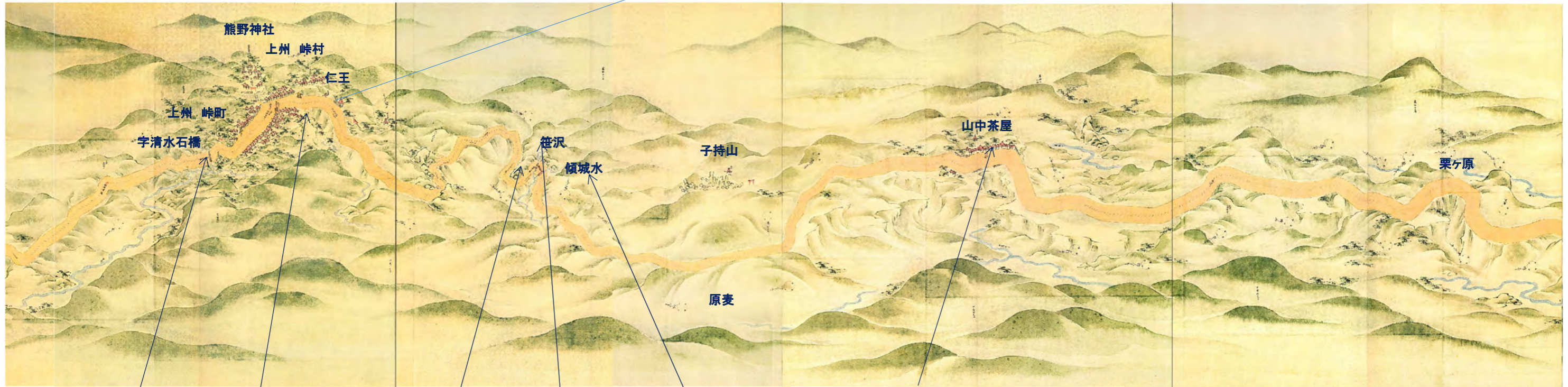
図2.8 須藤登喜江家資料中山道絵図（安政5（1858）年） 出典：安中市教育委員会所蔵



図2.9 坂本宿の絵図（無款（溪斎英泉）「木曾海道六拾九次之内 坂本」（天保6～7（1835-36）年） 出典：中山道広重美術館所蔵

・分間延絵図（1806）と宿村大概帳の関係は様々な説があるが、ここでは、分間延絵図内に、宿村大概帳の記述を重ね合わせた。

⑨原村境より碓氷峠仁王下まで 往還長5343間(6314.45m) 道幅 5間より6間まで(9.1~10.9m)



⑩自普請を行う。
水抜西出口か
石橋 長さ4尺2寸 9尺

⑳碓氷峠に上州・信州国境傍示杭あり。
碓氷峠右之方は、熊野神社 左の方に国
境の杭あり。

⑲峠の内、字笹沢
御免永代人馬施行

⑪自普請を行う。
字笹沢 石橋 長さ7尺
(2.1m) 横1丈(3m)

⑫自普請を行う。
字傾城水 土橋 長さ5尺
(1.5m) 横7尺(2.12m)

⑯此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
同宿地先 碓氷峠地内字 山中
坂本宿に1里28町(6981.84m)
軽井沢宿に1里6町27間(4613.75m)

⑮此の宿より軽井沢宿までに立場 2箇所。
坂本宿地先 碓氷峠村地内字 羽根石
坂本宿に24町(2618.1816m)
軽井沢宿に2里1町27間(7995.6m)

⑭碓氷御関所遠見番所 1箇所、碓氷峠坂字松
木坂上にあり、堂峰番所

⑬自普請を行う。
字樋口 石橋 長さ5尺 横8尺

宿村大概帳からこの区間の全体的特徴を整理

- ①此の宿より軽井沢宿までの往還並木なし
- ②此の宿より軽井沢宿までの一里塚なし
- ③此の宿入口 南の方地境に杭1箇所あり。
- ④此の宿 一躰 山坂多し、
- ⑤尤左右見渡すと、山々が多い。
- ⑥脇道なし、田畑耕地に出る小道多し、
- ⑦此の宿より、軽井沢宿までの間、最寄りの御林はない
- ⑧坂本宿往還通道・橋・樋類・川除等御普請所・自普請所



⑰中尾山入道一箇所あり。

⑱此の宿 往還通両側町並みにて、そのほか並
木敷地なし。

図2.10 対象計画区間の分間延絵図
(宿村大概帳の記述と重ね合わせ)

出典：東京国立博物館所蔵、「中山道分間延絵図 第六巻」、昭和54年5月、東京美術

(3) 道の管理等について

中山道の道の管理について整理した。

①中山道の管理

本計画対象範囲を示した道の管理の史資料収集は、今後の課題であるが、中山道全体に関する記述をもとに、道の管理を整理する。

- ・東海道に次いで伝馬制を実施（慶長7（1602）年）
- ・常備人馬数：50人50疋（ひき）（寛文5（1665）年の規定以来）一時にそれ以上の人馬が必要な時には一宿だけで供給することができなかつたので、付近の村々から人馬を借りた（助郷制度（元禄7（1694）年））。
- ・人馬の継立は、宿として重要な業務であり、公用の運輸が円滑に行われることが要求された。宿による輸送は原則として次の宿まで行って、宿ごとに付け替える。
- ・継立の人馬には、賃金を支払うものと支払わないものがあった。賃金を支払わないものの3種とは、「將軍の朱印状によるもの」、「老中・京都所司代・大阪城代・駿府城代・勘定奉行・道中奉行等の証文によるもの」、「道中奉行の触書の伝達その他の公用にて無賃のもの」である。
- ・御定賃金は時代によって変化しているが、正徳元（1711）年に定められたものがその後の基準となっている。『五駅便覧』に収められている駄賃附は次のとおり。

上野碓氷 坂本宿から軽井沢宿 （2里半 16丁 27間）

本符 181文 荷なし 121文 人足 89文

（出典：児玉幸多、「近世交通史の研究」、昭和61年、筑摩書房）

- ・宿村大概帳には、橋は自普請を行うという記述がみられる。

②中山道に平行して上州に入る通路

中山道の周りの道は、中山道碓氷峠ほど急坂でないことから、旅人の往来よりは物資の輸送路として利用されていた道と考えられる。以下にその道を整理した。

- ・以下の諸通路が物資の輸送路として利用されてきた道である。
 - ①入山峠を越えて、上州の入山村に出て、横川方面に達する入山道
 - ②和美峠を越えて、初鳥谷（はつとや）、下仁田、富岡へ行く下仁田道（姫街道）
 - ③香坂峠を越えて、初鳥谷（はつとや）・下仁田に出る日陰新道
 - ④内山峠を越えて、下仁田に出て富岡・倉賀野に行く内山通り（また富岡街道）
- ・宿駅制度は、公務を課せられており、その負担を商品の輸送や旅客の宿泊によって償おうとしたが、運賃や時間を要した。そこで、迅速に低廉に送ることができる上記のような道が利用された。この輸送に従事するものは、農間にかせぐ牛士や、馬士が多いが、中馬も含まれていた。

（出典：児玉幸多、「近世交通史の研究」、昭和61年、筑摩書房 / 今井幹夫、「姫街道と西牧関所」、「群馬歴史散歩 第183号」、平成16年、群馬県歴史散歩の会、p.12~20）

(4) 浅間山の噴火について

①噴火の概要

天明3(1783)年の浅間山噴火の溶岩や泥流は、浅間山から北方から東へと流れており、当該中山道には火山噴出物(軽石、火山灰など)による被災の範囲に含まれている(図2.11)。

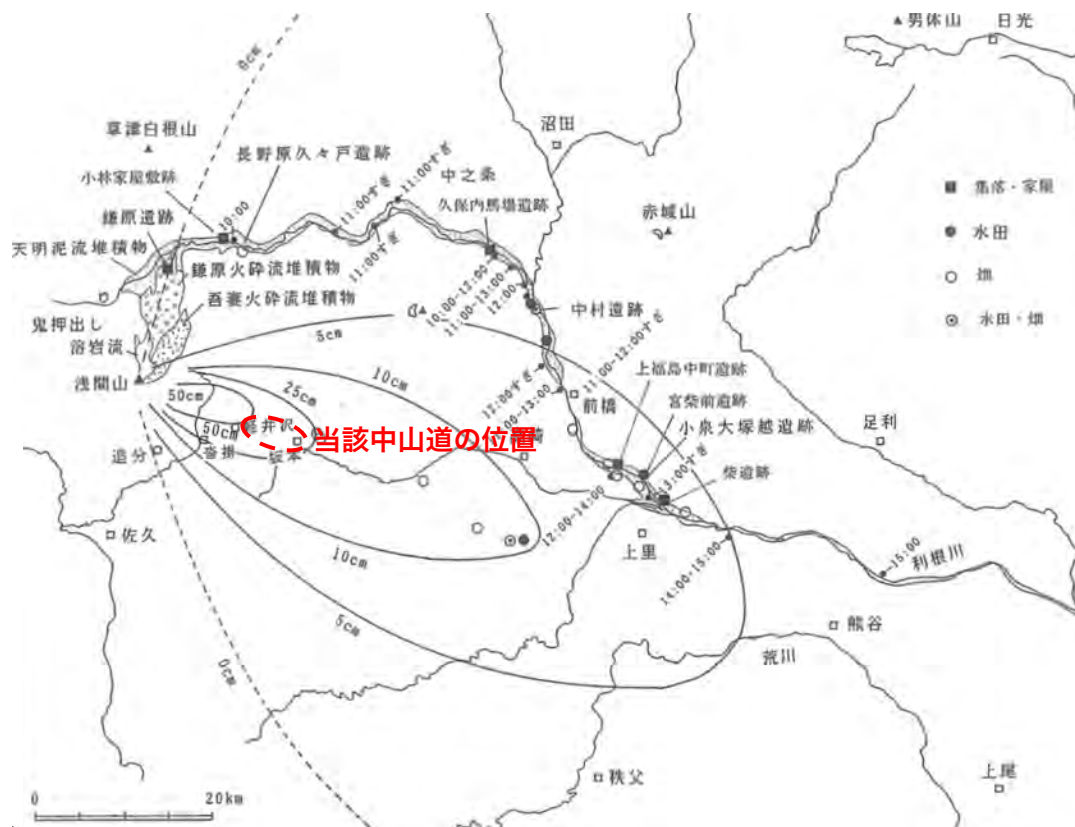


図 2.11 浅間火山 噴火の噴出物・火山泥流・代表的被災遺跡の分布図

※時刻：火山泥流(天明泥流)の到達時刻(8月5日)

※円状の実線と数値は噴火活動で放出された「浅間A軽石」と呼ばれる降下テフラ層(火山灰、軽石などの層)が地層の中で確認できる範囲とその厚さ

出典：高崎市等広域市町村圏振興整備組合立かみつけ里博物館、「第16回特別展 最新の遺跡発掘調査からみた江戸時代、浅間山大噴火。」、平成19年10月、p.48

②浅間山噴火後の中山道の通行

噴火後、中山道は通行不能で、前述した入山道など別ルートで移動した史料がみられる。以下にその内容記述を整理する。

- 西牧関所で、浅間の噴火で通行不能であるため、関所を通過してよいかという嘆願書もみられる(天明・浅間焼 文書、天明3卯年7月より)。
- 天明3(1783)年7月8日浅間山爆発、降灰作物全滅、米1升250文・天候不順で作物実らず、碓氷峠の中山道は浅間砂で通行不能・和美峠を通り、本宿にぬける姫街道や恩賀越えをする人馬が多くなった。(出典：佐藤義一、「恩賀村と郷倉」、「宇須比 第6号」、昭和53年、松井田文化会、p.2~5)
- 天明3年 中山道倉賀野宿ほか五カ村、入山道の往來を道中奉行に願ひ出る(群馬県史編さん委員会、「群馬県史10巻」、昭和53年、倉賀野宿は群馬県高崎市倉賀野町にある)

2.2 中山道碓氷峠越を取り巻く環境の概要

本章では、「歴史の道中山道碓氷峠越」を取り巻く環境について整理する。

(1) 自然環境

①地形・地質

- ・碓氷峠の熊野神社前の道路で標高 1,196.95m、カーブ 9 (C 9) あたりで、標高は 512.26 m となっており、その標高差約 685m である。特に刃石坂は碓氷峠越えで最も急勾配の難所であり、カーブ 9 (C 9) から覗きまでは、平均勾配 18.6% 程度の急傾斜となっている。刃石坂には、溶岩が冷え固まる際にできる柱状節理の露頭がある。刃石坂から上り地蔵・下り地蔵の分岐を通り、刃石茶屋跡付近までは坂が続くが、この茶屋からは、比較的緩傾斜の尾根沿いの道となる。堀切では道の幅員が狭くなったり、座頭転がしでは、急傾斜の道となったり変化があるが、大部分、尾根沿いの道である。山中茶屋跡付近までいくと、道沿いに別荘開発された跡地があり、ここから、子持山までの間は谷沿いの道となる。子持山から西へいく道筋は、谷沿いの道となる。人馬施行所までは高低差もさほどないが、人馬施行所から熊野神社までは、高低差 130m の急斜面で、上州側最後の難所である。
- ・本範囲は、浅間山の長い間の噴火によって堆積した火山灰や軽石に被われている地域にあり、軽石は極めてもろく、侵食されやすい。中山道の道筋は、表層地質図によると、更新世・鼻曲層の溶岩および凝灰角礫岩（火山灰を主体とし、火山岩塊や火山礫を含む岩石）の分布上にある。凝灰角礫岩の凝結度は悪く、表面は風化して崩れやすくなっていることが多い。なお、碓氷峠・熊野神社の北方にあった「鼻曲火山」から南東に向かって溶岩が流出したが、その溶岩は黒く緻密であり、侵食されにくいため、溶岩が流れた跡（堆積面）が幅広い尾根として残っている。

②降水量

- ・松井田地域は、それほど厳しい気候でなく、積雪は少なく、夏季の降雨量は多く、しのぎやすい地域である。しかし、県境の峠町は標高 1000m を超え、夏は降雨や霧が多く、冬は寒さも厳しく、積雪も多く山地の気候である。

（出典：松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和 60 年 12 月、松井田町誌編さん委員会、p.13）

- ・計画対象範囲に近い観測所である一の字山で、2000～2008 年までの月別降水量は、最大 566mm/月（2007 年 9 月）である（図 2.12）。

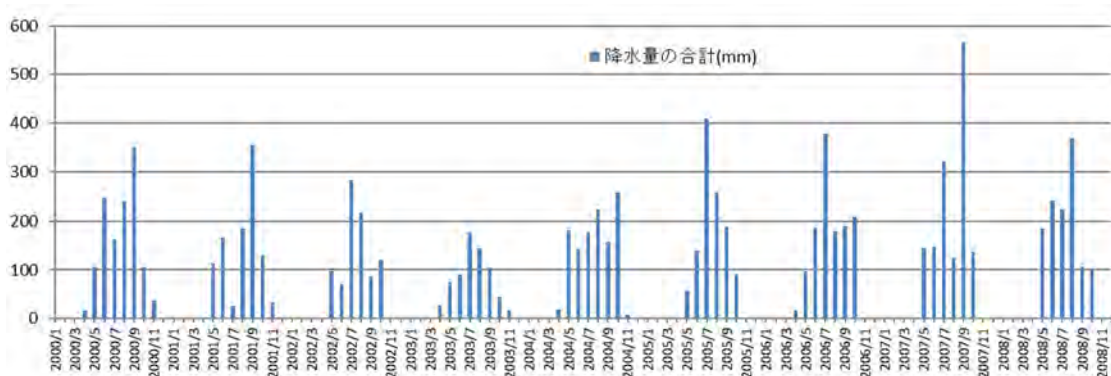


図 2.12 月別降水量 (2000～2008)

③動植物

- ・植生図（自然環境保全基礎調査 S56 発行）をみると、本範囲の大部分がクリーミズナラ群落、一部カラマツ植林、スギ・ヒノキ植林となっている。国有林野施業実施計画図をみると、熊野神社側は針葉樹の人工林となっており、山中茶屋から堀切付近は、80年以上の広葉樹林（天然林）となっている。
- ・本地域は、動物にとっては絶好の生息地で、ツキノワグマの生息環境としても優れている。（出典：松井田町誌編さん委員会、「松井田町誌」、昭和60年12月、松井田町誌編さん委員会、p.66を抜粋）また、現地調査中、カモシカを確認できた。
- ・近年では、ヤマビルが発生しており、中山道碓氷峠越を歩く際は注意が必要である。

（2）社会環境

①法規制

- ・森林法（国有林、民有林）：山中茶屋跡、栗ヶ原、剝石茶屋跡一帯は民有林、それ以外は国有林が占めている（図2.13）。
- ・自然公園法：上信越高原国立公園（草津・万座・浅間地域）区域内、普通地域に指定されている。本範囲は歩道となっている。
- ・土砂災害防止法：熊野神社を越えて、長坂分岐までの付近が、「急傾斜地崩壊危険箇所」に指定されている。
- ・文化財：安中市教育委員会、「安中市遺跡分布地図」、平成23年3月、安中市教育委員会によると、遺跡として、笹沢施行所（近世）、山中茶屋（近世）、剝石茶屋（近世）、堂峰番所（近世）、大道寺堀切（中世）、碓氷城（中世、近世）の6箇所がある。



図 2.13 計画対象範囲の国有林分布図

■ 国有林、着色以外は民有林
 — 計画対象路線

出典：林野庁業務資料を一部引用して作成

②観光の利活用

- ・本範囲では、毎年5月に安政遠足侍マラソン大会が開催される（図2.14）。令和2年度で第46回を数える。カーブ9（C9）から子持山分岐、和宮道を通るルート（峠コース28.97km）で、毎年1,800名の参加者がいる。
- ・中山道碓氷峠越付近にある主な観光地である「碓氷峠鉄道文化むら」「峠の湯」には約12万人、「アプトの道」には約25万人が昨年度訪れている（表2.3）。近年においては全体的にやや減少傾向である。「アプトの道」は、開設時に比べて、増加した状況で近年は維持されている。
- ・温泉関連施設は、維持または微減傾向である。平成27年12月にリニューアルオープンした峠の湯は、平成17年度の60～80%まで客数を回復してきている。
- ・外国人の人数は、磯部温泉でH29.5～H30.5の間で461人（すべて台湾人）である。なお、他施設では外国人のカウントはしていない。



図2.14 安政遠足（侍マラソン大会）コース図 出典：安中市ホームページ

表2.3 主な観光施設等の利用者数の推移

観光施設等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
秋間梅林	275,000	280,200	250,000	255,000	257,000	195,000	140,000	310,000	175,000	210,000	171,580	197,500	210,883
磯部温泉	215,470	227,623	217,150	222,220	216,538	212,628	201,440	191,436	178,470	205,626	195,491	166,189	154,588
恵みの湯	229,099	216,313	213,278	213,905	210,316	187,274	209,493	207,041	227,970	229,482	217,754	203,089	211,396
峠の湯	187,046	193,695	185,022	173,563	171,615	157,675	169,323	166,453	50,586		56,781	138,983	125,766
碓氷峠鉄道文化むら	201,072	191,473	193,941	183,857	175,870	148,662	170,338	163,385	145,488	140,792	146,967	132,724	124,771
アプトの道				210,000	207,840	189,240	303,445	296,404	268,418	274,890	267,798	225,500	248,250

観光施設等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
秋間梅林	100.0%	101.9%	90.9%	92.7%	93.5%	70.9%	50.9%	112.7%	63.6%	76.4%	62.4%	71.8%	76.7%
磯部温泉	100.0%	105.6%	100.8%	103.1%	100.5%	98.7%	93.5%	88.8%	82.8%	95.4%	90.7%	77.1%	71.7%
恵みの湯	100.0%	94.4%	93.1%	93.4%	91.8%	81.7%	91.4%	90.4%	99.5%	100.2%	95.0%	88.6%	92.3%
峠の湯	100.0%	103.6%	98.9%	92.8%	91.8%	84.3%	90.5%	89.0%	27.0%		30.4%	74.3%	67.2%
碓氷峠鉄道文化むら	100.0%	95.2%	96.5%	91.4%	87.5%	73.9%	84.7%	81.3%	72.4%	70.0%	73.1%	66.0%	62.1%
アプトの道				100.0%	99.0%	90.1%	144.5%	141.1%	127.8%	130.9%	127.5%	107.4%	118.2%

※%はH17年度に対する比率

第3章 中山道碓氷峠越の現状と課題

本章では、中山道碓氷峠越の道筋を史資料と絵図等により分析したうえで、その道の現状を現地調査（道沿いの資源の分布状況、工作物の状況等）で確認し、道を後世に継承していくための課題を整理する。

3.1 中山道碓氷峠越の現状

(1) 道筋の現状について

中山道碓氷峠越は、現在、大部分が市道認定をうけており、市土木課で管理している。また接続する和宮道は市土木課で、御巡幸道路は市観光課で管理している。

①道形の分析

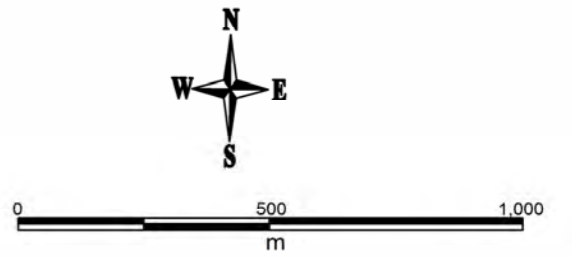
「分間延絵図」、「碓氷郡官林簿」、「伊能大図」、「旧図」の絵図等の道筋と現在（実測ルート）の道筋を比較する方法で分析を行った（図3.1）。その結果、実測ルートがほぼ、中山道の道筋であることがわかった。【次ページ図3.2参照：（黒線が中山道の道筋）】

なお、後述するトレンチ（遺構）調査によると、往時の道の硬化面は経年の雨水による土壌侵食により、確認できなかったが、上記の史資料で比べる限り、現在の実測ルートが往時の中山道であることがほぼ特定された。

なお、ルートの特定が不明な箇所は、別荘跡地の区間（青色の線、道の改変のため、道筋が、変化している）の1箇所のみである。この特定は、引き続き調査を行っていく必要がある。



図3.1 道筋の分析の方法（7分割して、それぞれ比較した。次ページ参照）



地形図の出典：松井田町、「松井田町地形図3.6.7」、平成4年、国際航業株式会社調製

- 凡例**
- : 中山道の道筋
 - : 不明の道
 - : 和宮道、御巡幸道路
 - : 沢

表3.1 道筋と道幅の特徴

図上番号	道筋(現在のルートと比較して)	道幅(旧図に記述)	その他
1-1	・旧図、官林簿と比べ、大きな変化はみられない。 ・長坂のほかに、現在の和宮道でない道も確認できる。	・記述なし ・碓氷峠町誌では、道幅二間の記述あり。	・官林簿では、笹沢付近から分岐した道が太く表現されている。 ・長坂は、分間延絵図のみ、「近道」とし表示がある。
1-2	旧図と比べ、道筋が直線的でない。(蛇行している)	中山道: 四間 近道: 四間	・和宮道と中山道の分岐は、現在の道と旧図を比べると、西側となっている。
1-3	旧図と比べ、一部を除き、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~九尺	・別荘地開発で道を改変しているため、道筋の変化が考えられる。
1-4	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。 ・官林簿では、道の蛇行の数が多い。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~九尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-5	・堀切東側の道筋が変化している。(旧図ではカーブしているが、現在、分間延絵図では直線的になっている。)	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺	・官林簿では、御巡幸道路が中山道。 ・中山道と考えられる道は御巡幸道路より細い道となっている。
1-6	・旧図と比べ、道筋が変化している。(旧図ではカーブしている部分が、現在はカーブしていない。)	中山道: 四間 周辺枝道: 三尺~六尺	・「字刎石」の旧図では、中山道の道幅の記述がない。
1-7	・旧図と比較し、道筋に大きな変化はみられない。	中山道: 四間 周辺枝道: 六尺~二間	官林簿の図面はなし。 鉄塔は、S63~H4の間に建設

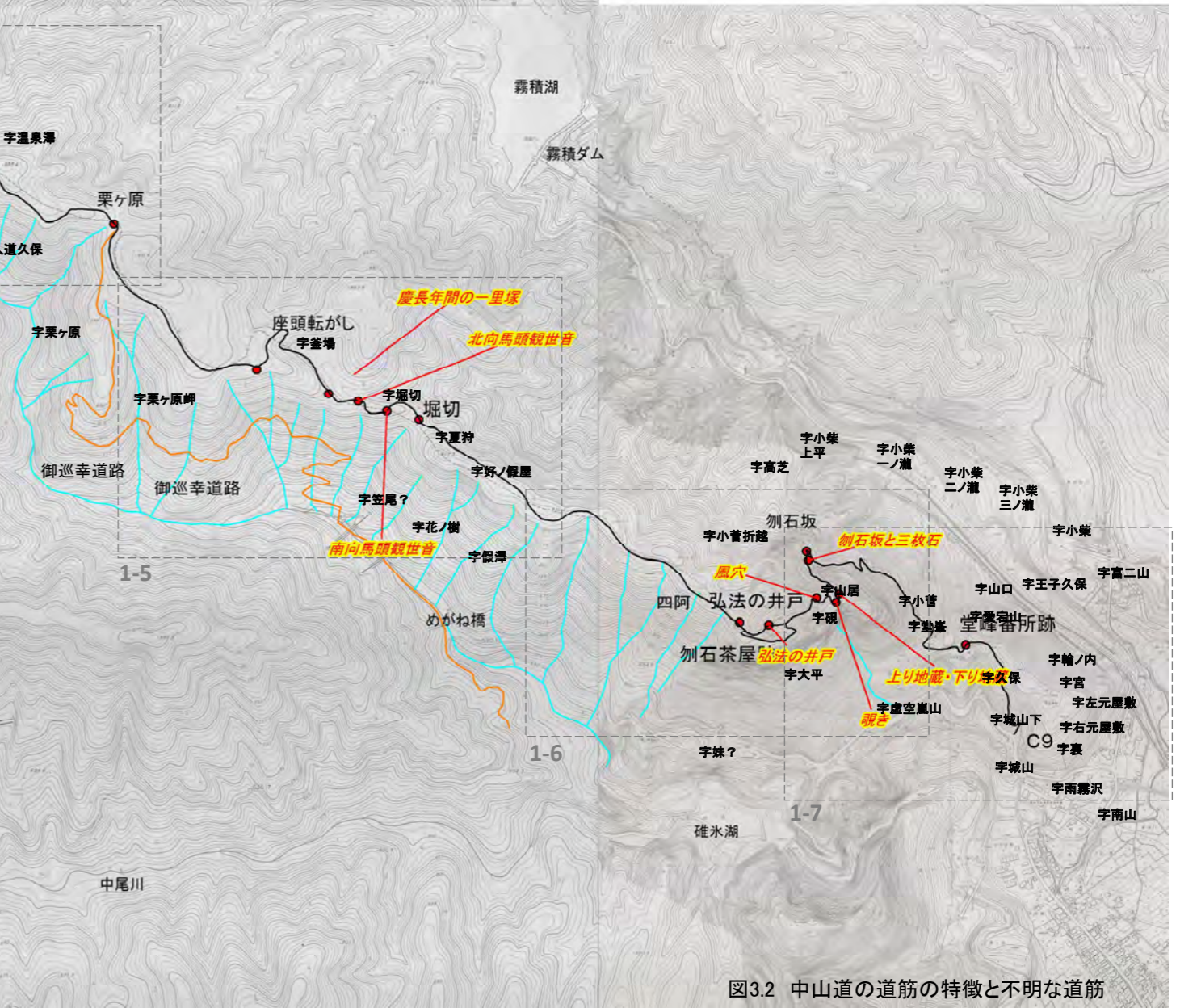


図3.2 中山道の道筋の特徴と不明な道筋

② トレンチ調査

トレンチ調査は、平成30年度に2か所、令和元年度に3か所実施した。位置図は図3.3のとおりである。トレンチ調査からは、往時の中山道に関する遺構は確認できなかった。かなり大がかりな侵食やこれまでの開発等で削平されており、現地においては、道形に関する重要な手がかりはないことが明らかになった。調査概要は以下のとおりである。



図 3.3 トレンチ調査位置図

● トレンチ箇所

< トレンチ No. 1、No. 1' >

- トレンチ中央～北側では、天明3年降下の軽石層の下に硬化面が確認できた。時期不明ではあるが、陶器片が出土していることから、中山道も含め何らかの遺構である可能性は高い。ただし、硬化面の検出が部分的であること、全体的に水平でなく傾斜していること、「水路」の形状が不定形であることから積極的に中山道とする根拠は薄い。
- トレンチ南側では軽石層が人為的に除去されていた。表面上も現状で凹地形となっており、およそ東西方向に続いている。現地の観察から耕作等に伴う地形とは考えにくい。1つの可能性として、天明の噴火により埋没した中山道を元の状態に回復することができなかったため、その近くに多少規模を縮小して造成された新道とも考えられる。ただし、硬化面や水路がないこと、平坦面が少ないことが問題としてあげられる。
- また、令和元年度に横断方向に20m近くを調査しているが、明瞭な硬化面や側溝などは確認できなかった。



写真 3.1 トレンチ1南壁・土層写真
(上半の白い軽石が天明期の軽石)

< トレンチ No. 2 >

- 現在、登山道となっている凹地形が中山道だったという推測のもとで調査したが、表土以外で天明期の軽石を確認することはできず、下層では古い時期の軽石層が検出されるのみだった。その結果、中山道は現在の地形より、はるかに高い位置にあり、より崖側まで延びていたと考えられるが、後世の侵食にほとんどが消失したものと考えられる。地形の変遷(推定)を図3.4に示した。



写真 3.2 トレンチ2・軽石近接写真(トレンチ1の下位と同じ軽石層である)

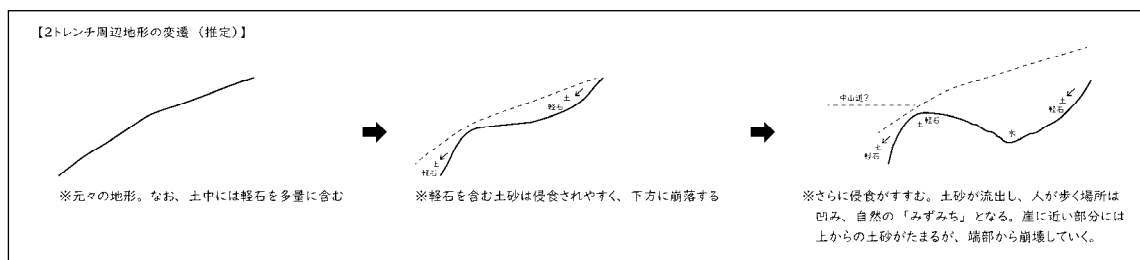


図 3.4 地形の変遷(推定)

＜トレンチNo.3 山中茶屋＞

- ・現在、道路として通行している部分は、周囲よりも高くなっている。天明3年の火山噴出物は純層で確認できず、表土の下は、それ以前の古い噴出物が堆積している。北側には地表下60cm近くまでU字溝が敷設される。このことから、本トレンチ周辺においては推定中山道(旧表土)以下まで削平が及んでいると考えられる。



写真 3.3 山中茶屋付近の土層

＜トレンチNo.4 栗ヶ原＞

- ・南側トレンチでは天明3年の噴出物が地表近くまで確認されたが、北側では表土が厚くなり、見られなかった。下層はロームが多く、天明以降に埋めた可能性がある。明治11年秋の北陸東海御巡幸に際して造成したか？地山(旧地表)は中央付近が最も高く、現地表の傾斜以上に北側では下がっていく。



写真 3.4 栗ヶ原付近の土層

(2) 道沿いの歴史的資産について

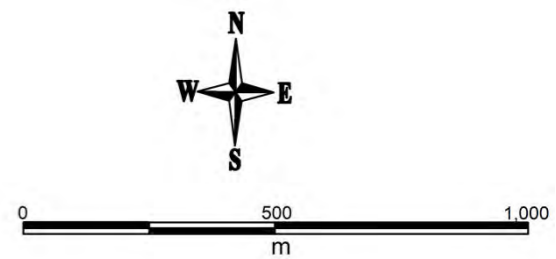
本範囲とその周辺に現存している歴史的資産と時代区分を整理した。本範囲とその周辺には、22箇所の歴史的資産が現存しており、解説サインで案内されている。江戸時代を主とした歴史的資産であるが、一部、安土桃山時代、昭和中期の資産も点在している(29～30ページ 図3.5)。

(3) 道内、道沿いの工作物等の設置状況について

- ・本範囲には、斜面崩壊を防ぐための擁壁や、転落を防止するための安全柵などの「安全のための工作物」や、適所に雨水排水を行うための「土側溝」、四阿などの「休憩施設」がみられる(31ページ 図3.6)。
- ・安全柵の設置箇所付近では、斜面崩壊もみられ、この対策も必要である。休憩施設は、カーブ9と剗石茶屋跡の約200m上流側のみでそれ以外のところではみられない。
- ・本区間には、道案内を示す「誘導サイン」、歴史的資産等を紹介する「解説サイン」、落石注意など、注意を促す「注意喚起サイン」、地図入りで全体の案内を示す「案内サイン」、鳥獣保護区などの「その他サイン」の80基のサインが設置されている(32ページ 図3.7)。
- ・道の分岐点には、サインが乱立している。また、解説サインのなかには、老朽化しているものもみられる。

(4) その他維持管理

- ・道の維持管理は市が行っている。また、ボランティアなど市民団体による清掃活動などはない。



地形図の出典: 松井田町、「松井田町地形図3.6.7」、平成4年、国際航業株式会社調製



出典: 国土地理院ウェブサイト

票3.2 現存する歴史的資産とその時代区分

No.	名称	時代区分
1	みくにふみの碑	昭和30年
2	思婦石	江戸時代(安政)
3	一つ家の歌碑	江戸時代末期
4	笹沢と人馬施行所	江戸時代(文政)
5	傾城水(化粧水)	
6	山中坂と一つ家跡	
7	山中茶屋	江戸時代(慶安)
8	入道久保・まごめ坂	
9	栗ヶ原	
10	座頭転がし(釜場)	
11	慶長年間の一里塚	江戸時代(慶長)
12	二つの馬頭観世音(北向馬頭観世音、南向馬頭観世音)	江戸時代(文化)
13	堀切	安土桃山時代
14	刎石茶屋(四軒茶屋)	
15	弘法の井戸	
16	風穴	
17	覗き	
18	上り地蔵・下り地蔵	室町時代以前
19	刎石坂と三枚石	
20	刎石坂の石造仏群と柱状節理	江戸時代(文政)
21	堂峯番所	江戸時代(元和)
22	碓氷関所(横川)	江戸時代(元和)

図3.5 中山道の歴史的資産のまとめ

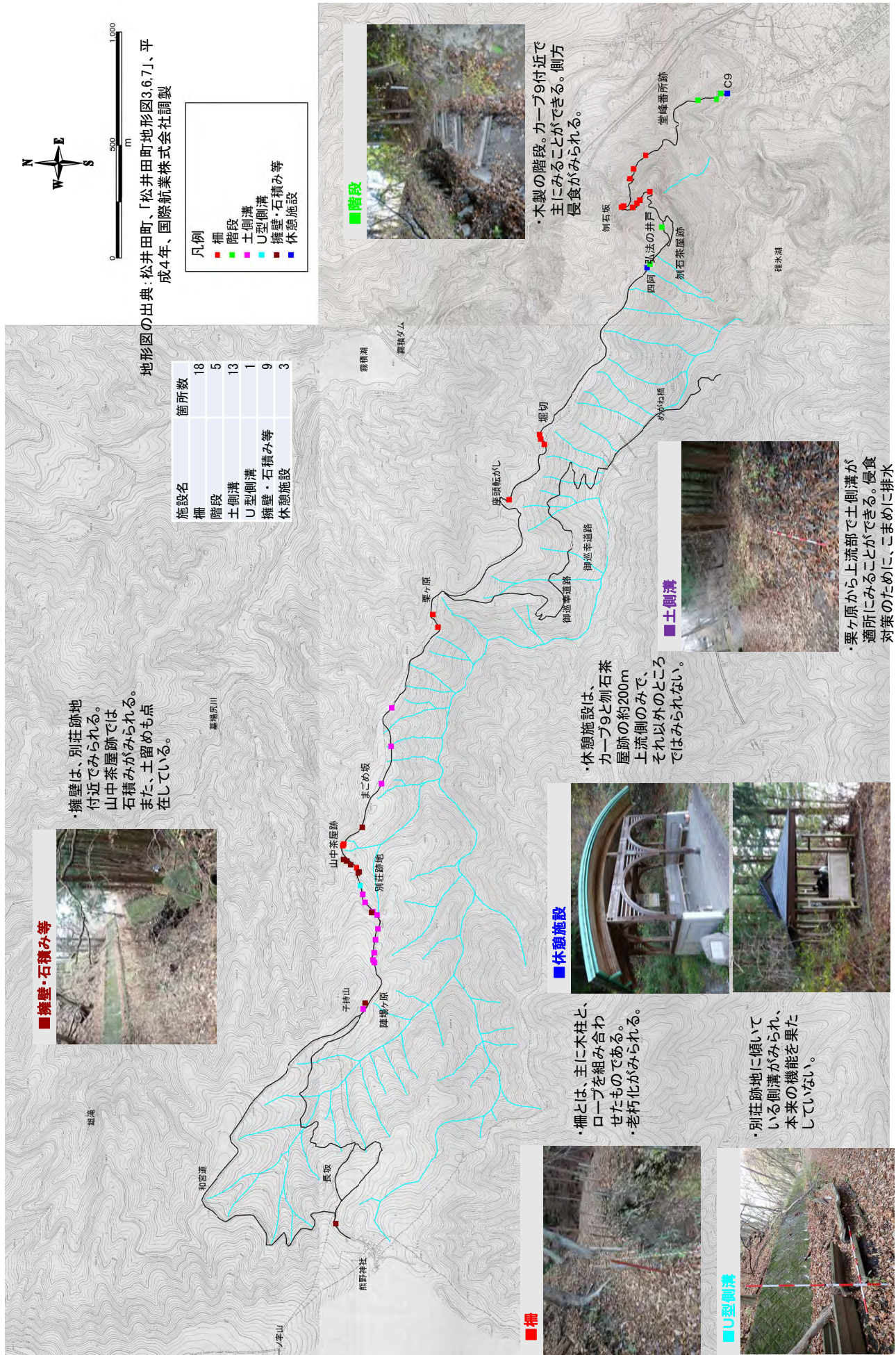


図3.6 工作物の現状



図3.7 各種標識の設置状況

3.2 中山道碓氷峠越の課題の整理

これまでの調査結果をもとに、歴史の道として整備していくための課題を整理した。課題箇所位置図を35～36ページの図3.8に示した。

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】

- ①往時を伝える遺構面の継続的な喪失 ⇒水に流れて常に失われていく区間あり
- ②線としての連続性と、線に付随する点の要素の組み合わせで整備

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】

- 往時の通行区間を見定めにくい区間(別荘跡地沿いの位置)について、調査を継続

課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】

- 谷頭部分の道筋の崩落や架橋困難な場所等への対処

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】

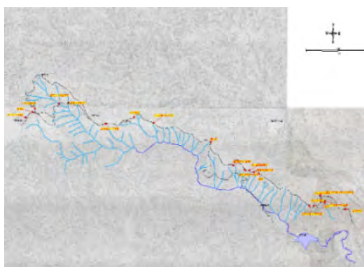
- 往時の復元のレベルの検討、休憩拠点等利用者サービス施設の整備水準の程度について

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】

- ①往時を伝える遺構面の継続的な喪失が懸念される。現在でも雨水により、侵食されて常に失われていく区間がある。
- ②線としての連続性のほか、線に付随する点の要素の組み合わせが、歴史の道(中山道)を整備するには、重要と考えられるが、その一部分が流失したり、損壊することが懸念される。



- ①北向馬頭観音
巨石の上に、立てられているが、この土台の巨石が侵食で崩れた場合、歴史的資産の喪失が懸念される。



- ②要素である本区間 中山道(線)とそれ沿いにある茶屋、弘法清水、馬頭観音(点)の組み合わせである。



- ③斜面崩壊により、中山道の幅員がせまくなり、道の連続性が損なわれる懸念がある。



- ④別荘跡地
昭和40年代につくられたと考えられる道であるが、側溝の基礎がみえるなど、侵食が著しい。



- ⑤刎石坂 柱状節理付近
倒木がみられる。撤去するためには、民有地であることから、所有者との調整が必要である。安全面での課題でもある。

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】

○中山道のルートを明らかにするための遺構調査を行ない、遺構の現地確認はできなかったが、別荘跡地沿いの道路以外、ルートとして特定できた。今後は、この区間を引き続き、調査する必要がある。



⑥別荘跡地沿いの道路は、開発されているので、道筋は不明である。今後も引き続き、調査をする必要がある。

課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】

○谷頭部分の道筋など、崩落がある箇所がある。そこには、安全柵が設置されている。また、仮に架橋を考えた場合、困難な場所もある。



⑦斜面崩落があり、道幅が縮小している。(W=0.8m程度)このまま放置していると、斜面崩壊が続き、道幅が狭くなるほか、転落防止柵など安全対策も必要である。

⑧笹沢の横断 現在は飛び石をつたって横断できるが、水が多いときなどは危険。

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】

○便益施設の少なさ、解説板、誘導サインの老朽化などがみられる。



⑨屋根付き休憩場は2箇所のみである。

写真左は、カーブ9(国道18号沿いにある)の四阿。
写真右は、刎石茶屋跡より、軽井沢側の四阿である。



⑩誘導サインの乱立や、解説板の老朽化がみられる。また、「中山道」の表記は「旧中山道」「中山道」の2つの表記が混在している。

前ページの課題1～課題4の該当箇所を示した。

凡例

- : 課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念【連続する道の将来的な保持】
- : 課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性【信憑性に基づく整備】
- : 課題3 危険箇所の存在【安全性の確保】
- : 課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ【学習・教育機能の充実】



道の侵食が進んでいる箇所がある。道幅を確保するには、盛土を行う必要がある。なお、今後も侵食が予想されるため、工法は十分、検討する必要がある。



斜面崩落が進み、幅員が狭くなっているために危険状態にある。

剝石坂は、石が浮石になっているため、歩きにくく、転倒の危険性がある。



図3.8 課題箇所位置図

第4章 整備目標と整備方針

本章では、前章までの調査結果と課題をふまえ、整備の全体の方向性（整備方針）をとりまとめた。

4.1 整備目標と整備方針の考え方

中山道碓氷峠越は、平成8年11月1日に文化庁「歴史の道百選」に選定された中山道-碓氷峠越（群馬県-長野県）であり、坂本宿から軽井沢宿の間にある古道碓氷峠の道のり約8kmの区間である。

本道は、木曾のかけはし、太田の渡しとともに、中山道の三大難所のひとつとして現在でも継承され、道中は今でも昔の面影を残し、多数の歴史的資産が存在している。今後も、市内外から多くの方々が、本史跡を体感するために来訪するほか、市民の身近な郷土愛を育む場になるなど、安中市の観光や地域活性化のための重要な資源として期待されている。

これらをふまえ、本計画の目指すところ（基本目標）を、「江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承～歴史と文化の香り高い中山道碓氷峠越～」とした。さらに、この基本目標を実現するために、「道筋（線）」と馬頭観音などの「資産（点）」、今後の来訪者の増加を見据えたサービス向上のための「新たな整備」の3点に着目して、図4.1に示す3つの整備方針を掲げた。

なお、本計画は、今後、国史跡指定がなされ、本質的価値が明らかとなった段階で、見直しを行うことを検討する。図4.2（41～42ページ）に現状と課題から導かれる基本目標と3つの整備方針の体系を示した。

■計画の目指すところ（基本目標）

江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承
～歴史と文化の香り高い中山道碓氷峠越～

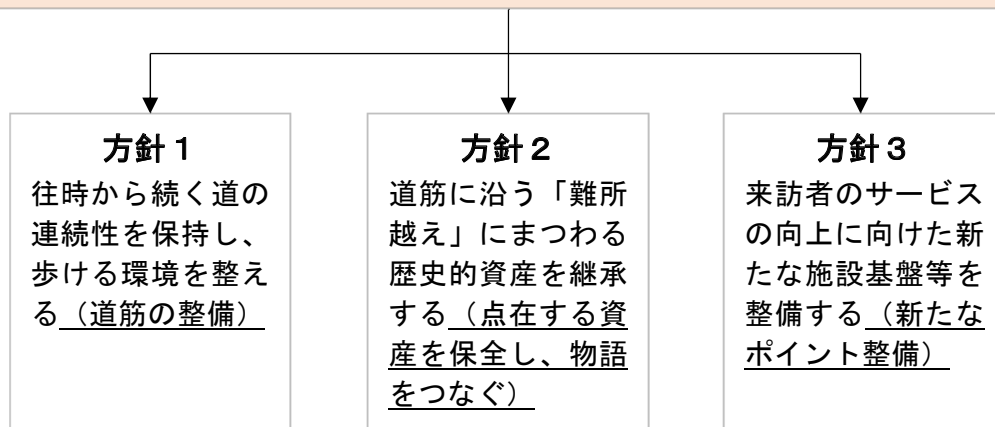


図4.1 基本目標と3つの整備方針

4.2 整備方針

3つの整備方針は、それぞれ2つの細方針に大別される。方針ごとにその内容を取りまとめた。

(1) 方針1

「往時から続く道の連続性を保持し、歩ける環境を整える（道筋の整備）」

1-1 往時のみちを体感していただくための道を定める

「中山道碓氷峠越」は、時代によって様々な道がある。往時の図面等で橋が描かれている箇所は、設置・管理が容易でない区間もみられる。そこで、道の連続性を保持でき、来訪者に歩いていただく道を選定する。なお、道筋の特定調査は、今後も引き続き行っていく。

1-2 安心して歩ける道筋を整備する

定めた道の利用状況や開発状況は、「道筋が原状を留めている区間」「侵食（自然の変化）や、拡幅整備（人為的な開発）等により、道が改変され、原状をとどめていない区間」の2つに大別できる。

そこで、安全性、快適性の確保から、歩ける環境を整えるために整備する。また、立地特性を考慮し、自然地形の改変を最小限にして道筋を整備する。



写真 4.1 幅員が狭い箇所

(2) 方針2

「道筋に沿う「難所越え」にまつわる歴史的資産を継承する（点在する資産を保全し、物語をつなぐ）」

2-1 古くからのいわれを伝え、現存する資産を継承する

分間延絵図に示してある資産を基本に、歴史的資産を伝える。ただし、他の時代の遺跡等も残っている場合には、年代を明示したうえで、保護する。

現在残っている馬頭観音などの石碑を保存する。万が一、崩落等の危険がある場合には、対策を行う。



写真 4.2 北向馬頭観音（歴史的資産のひとつ）

2-2 痕跡等を活かして、継承する

消失している（確認が必要な）資産は、引き続き調査を行い、平面表示等の対策を行う方針とする。また、史資料などの景色の情景（例：「原」であったが、現在は森林等の「痕跡」）を伝えていく。

(3) 方針3

「来訪者のサービスの向上に向けた新たな施設基盤等を整備する（新たなポイント整備）」

3-1 来訪者の利便性(快適性)を高めるための基盤をつくる

落雷なども想定されるので、その際に逃げ込むような場所（緊急避難施設）を確保する。また、将来（文化財指定）を考慮すると、全国から大勢の来訪者がくることが想定される。このため、トイレを設置してサービス向上を図る。

さらに、適宜、休憩できるベンチ等の設置、迷わないための地図入り案内標識を設置する。なお、エントランスは、バリアフリー化を行い、誰もが立ち寄れる空間として整備する。

3-2 良好な景色を楽しめる空間をつくる

眺望地点にベンチの設置を検討し、景色も楽しみながら、登山できる施設の整備を検討する。



写真 4.3 眺望地点（候補）のひとつ

計画を作成するうえでの留意点

- (1) 今後の史跡指定を見据えた「整備計画」を念頭に計画を策定する。
- (2) 往時ルートをはっきりし、道としての連続性を確保する。
- (3) 道の課題がある箇所を明らかにし、対応の方向性を明示する。
- (4) 道沿いの歴史的資産の価値も含めて、その整備方針を立案する。
- (5) 長期的な視野に立った計画を策定する。

上位関連計画(市総合計画、市都市マス、県「歴史の道」整備活用総合計画)
文化財の保全、啓発、活用推進、ブランド化

環境の変化(ゲリラ豪雨、シカの増加等)
訪日外国人の増加

文化財保護法の改正(その背景も含め)

現状把握・特性と価値の整理

< 自然環境 >

- (1) 地形・地質
 - ・カーブ9から熊野神社までの標高差は約685m。
 - ・刎石坂では、溶岩が冷え固まる際にできる柱状節理(規則性のある割れ目)の露頭がある。
 - ・更新世・鼻曲層の溶岩および凝灰角礫岩(火山灰を主体とし、火山岩塊や火山礫を含む岩石)が分布し、凝結度が悪く、表面は風化して崩れやすい。

(2) 気候・降水量

- ・夏は降雨が多く、冬の寒さは厳しく、積雪が多い山地の気候。
- ・4月から11月の降水期に毎年100~300mm程度、7月から9月にまとまった雨が降る傾向。

(3) 法規制

- ・森林法: 山中茶屋跡、葉ヶ原、刎石茶屋跡一帯は民有林、それ以外は国有林。
- ・自然公園法: 上信越高原国立公園区域内、すべて普通地域。
- ・土砂災害防止法: 熊野神社から坂本宿付近が「急傾斜地崩壊危険箇所」。
- ・周辺に国重要文化財の「旧碓氷峠鉄道施設(碓氷第三橋梁(めがね橋)など)。

< 歴史 >

- ・中山道は昔の国道であり、主要な幹線道路のひとつ。三大難所のひとつ。
- ・中山道には馬頭観音などの歴史的資産や、周知の埋蔵文化財包蔵地(市の遺跡)である「笹沢人馬施行所」「山中茶屋」「堀切」「刎石茶屋」「堂峰番所」(5箇所)
- ・中山道として通行した道は複数みられる。一部の路線は崩落が多く、通行不可のところもある。

< 観光 >

- ・周辺の主な観光地の「碓氷峠鉄道文化むら」「峠の湯」には約12万人、「アプトの道」には約25万人がH29来訪。近年は全体的にやや減少傾向。

課題

課題1 道や歴史的資産そのものの流失・喪失の懸念
【連続する道の将来的な保持】

- ① 往時を伝える遺構面の継続的な喪失 → 水に流れて常に失われていく区間あり
- ② 線としての連続性と、線に付随する点の要素の組み合わせで整備

課題2 ルートの不明瞭区間の検証・特定等の必要性
【信憑性に基づく整備】

- 往時の通行区間の見定めにくい区間(別荘跡地)を明らかにする

課題3 危険箇所の存在
【安全性の確保】

- 谷頭部分の道筋の崩落や架橋困難な場所等への対処

課題4 展示解説や利用者サービスの不十分さ
【学習・教育機能の充実】

- 往時の復元のレベルの検討、休憩拠点等利用者サービス施設の整備水準の程度について

計画の目指すところ
【理念・目標】

江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承

整備方針

1. 往時から続く道の連続性を保持し、歩ける環境を整える(道筋の整備)

1-1 往時のみちを体感していただくための道を定める

- ・「中山道碓氷峠越」は、時代によって様々な道がある。
- ・往時の図面等で橋が描かれている箇所は、設置・管理が容易でない区間もみられる。
- ・そこで、道の連続性を保持でき、来訪者に歩いていただく道を選定する。
- ・なお、道筋の特定調査は、今後も引き続き行っていく。

1-2 安心して歩ける道筋を整備する

- ・定めた道の利用状況や開発状況は、「道筋が原状を留めている区間」「侵食(自然の変化)や、拡幅整備(人為的な開発)等により、道が改変され、原状をとどめていない区間」の2つに大別できる。
- ・安全性、快適性の確保から、歩ける環境を整えるために整備する。
- ・立地特性を考慮し、自然地形の改変を最小限にして道筋を整備する。

2. 道筋に沿う「難所越え」にまつわる歴史的資産を継承する(点在する資産を保全し、物語をつなぐ)

2-1 古からのいわれを伝え、現存する資産を継承する

- ・分間延絵図に示してある資産を基本に、歴史的資産を伝える。ただし、他の時代の遺跡等も残っている場合には、年代を明示したうえで、保護する。
- ・現在残っている馬頭観音などの石碑を保存する。万が一、崩落等の危険がある場合には、対策を行う。

2-2 痕跡等を活かして、継承する

- ・消失している(現在確認が必要な)資産は、引き続き調査を行い、平面表示等の対策を行う方針とする。
- ・史資料などの景色の情景(例:「原」であったが、現在は森林等の「痕跡」)を伝えていく。

3. 来訪者のサービスの向上に向けた新たな施設基盤等を整備する(新たなポイント整備)

3-1 来訪者の利便性(快適性)を高めるための基盤をつくる

- ・落雷なども想定されるので、その際に逃げ込むような場所(緊急避難施設)を確保する。
- ・将来(文化財指定)を考慮すると、全国から大勢の来訪者がくることが想定される。このため、トイレを設置してサービス向上を図る。
- ・適宜、休憩できるベンチ等の設置、迷わないための地図入り案内標識の設置する。
- ・エントランスは、バリアフリー化を行い、誰もが立ち寄れる空間として整備する。

3-2 良好な景色を楽しめる空間をつくる

- ・眺望地点にベンチの設置を検討し、景色も楽しみながら、登山できる施設の整備を検討する。など

図4.2 現状と課題から導かれる基本目標と3つの整備方針

第5章 整備基本計画

整備目標と3つの整備方針をふまえて、整備基本計画をとりまとめた。

ここでは、まず、整備基本計画の骨子を整理し、方針別に整備基本計画をとりまとめている。

5.1 整備基本計画の骨子

前章で整理した計画目標、整備方針をもとに、実現のための計画・方策をとりまとめる。実現のための計画・方策は、現状をふまえ、将来計画における保存と活用を見据えて2つに分類している。

図 5.1 (45～46 ページ) に整備基本計画の骨子を示した。

- 計画対象 : 8 km 区間
- 「往時」の時代設定 : 分間延絵図のルートを基本 (江戸末期～明治初期頃まで)
- 実現のための計画・方策 : 2つの手法に分類し、進めていく。

<A. 保存のための整備>

道形や遺構の一部を整備または復元する

<B. 活用のための施設整備>

活用に向けた施設や基盤を整備する

参考) 整備は、史跡等の保存と活用という相反することを調和的になるようにする手法である。整備には、「保存を目的とするもの」、「活用を目的とするもの」がある。

- 保存目的の整備には、
 - ・見回り、清掃、除草等の維持的措置
 - ・防災施設の設置、
 - ・保存施設 (標識、説明板、境界標等) の設置
 - ・応急的な復旧を含む措置
 - ・史跡等が、毀損及び衰亡している場合、毀損以前に戻す復旧措置
- 活用目的の整備には、
 - ・適切公開していくための安全で快適に過ごせる空間づくり
 - ・来訪者の史跡等・重要文化的景観への理解を助けるための施策
 - ・来訪者が史跡等の本質的価値を容易に理解できるようにそれらを顕在化すること、
 - ・史跡等を学習し、憩い、その他の効用を発揮させるための施策

出典 : 文化庁文化財部記念物課、「平成 26 年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」、平成 27 年 3 月、p52 を参考に作成

計画対象: 8km区間
 「往時」の時代設定: 分間延絵図のルートを基本 (江戸末期～明治初期頃まで)

計画の
 目指すところ
 【理念・目標】

江戸期の人とモノが行き来した『峠道』と『難所越えの物語』の継承
 歴史と文化の香り高い中山道碓氷峠越



図5.1 整備基本計画の骨子

5.2 方針別整備基本計画

本項では、方針1のひとつである「動線計画と区域区分」を整理し、その後、3つの方針別の実現のための整備計画・方策を整理する。

(1) 動線計画と区域区分

① 通行の制限

本対象とする道筋は、市道である以上、自転車や自動車、オートバイ（モトクロス）等の制限を全面的に禁止することはできない。熊野神社～長坂～子持山までのルートは、市道認定された道でないため、通行禁止は可能である。なお、夜間利用は行わない。

そこで、通行制限は次のとおりとする。

- 熊野神社～長坂～子持山までのルート⇒一般車両通行禁止
- それ以外のルート⇒車両通行に関して『注意喚起標識』を設置し、一般車両の通行は極力控える案内とする。

② 動線計画

整備箇所の具体化の検討に先立ち、中山道碓氷峠越の動線の区分と区間を整理する。動線として次の3区分とする。48ページの図5.2を参照とする。

- 来訪者動線（熊野神社～長坂（長坂南のルート）～笹沢～陣場ヶ原～山中茶屋跡～栗ヶ原～座頭転がし～堀切～刎石茶屋跡～刎石坂～堂峰番所跡～カーブ9）
- 管理車両動線（熊野神社～和宮道～陣場ヶ原～山中茶屋跡～栗ヶ原）
- イベント動線（安政遠足のコース）

来訪者動線の特徴は次のとおり。

- 安全性を考慮するルートがある。（長坂を歩くルートと崩落しているルート：注意喚起をしながら、通行させる）
- エントランスは、軽井沢町側は、熊野神社付近。安中市側では、カーブ9の四阿付近。
- サブエントランスとして、和宮道の分岐（子持山）、御巡幸道路（栗ヶ原）
- 休憩スポットとして、約8km区間中の山中茶屋跡付近、栗ヶ原（ベンチ等を整備）、刎石茶屋跡付近の四阿。中間の休憩所としてのイメージである。

管理者動線として、中山道碓氷峠越の管理のほか、安政遠足時の運営管理車両の通行も考慮して、和宮道から栗ヶ原までのルートは、管理車両の通行を可とする

③ 区間の区分

現地調査の結果をふまえ、歩行ルートの侵食と縦断方向の勾配との関係、隣接土地の所有状況（国有林か民有林か）などをもとに区間を区分し、計画立案の基本フレームとして活用する（49ページ 図5.3）。

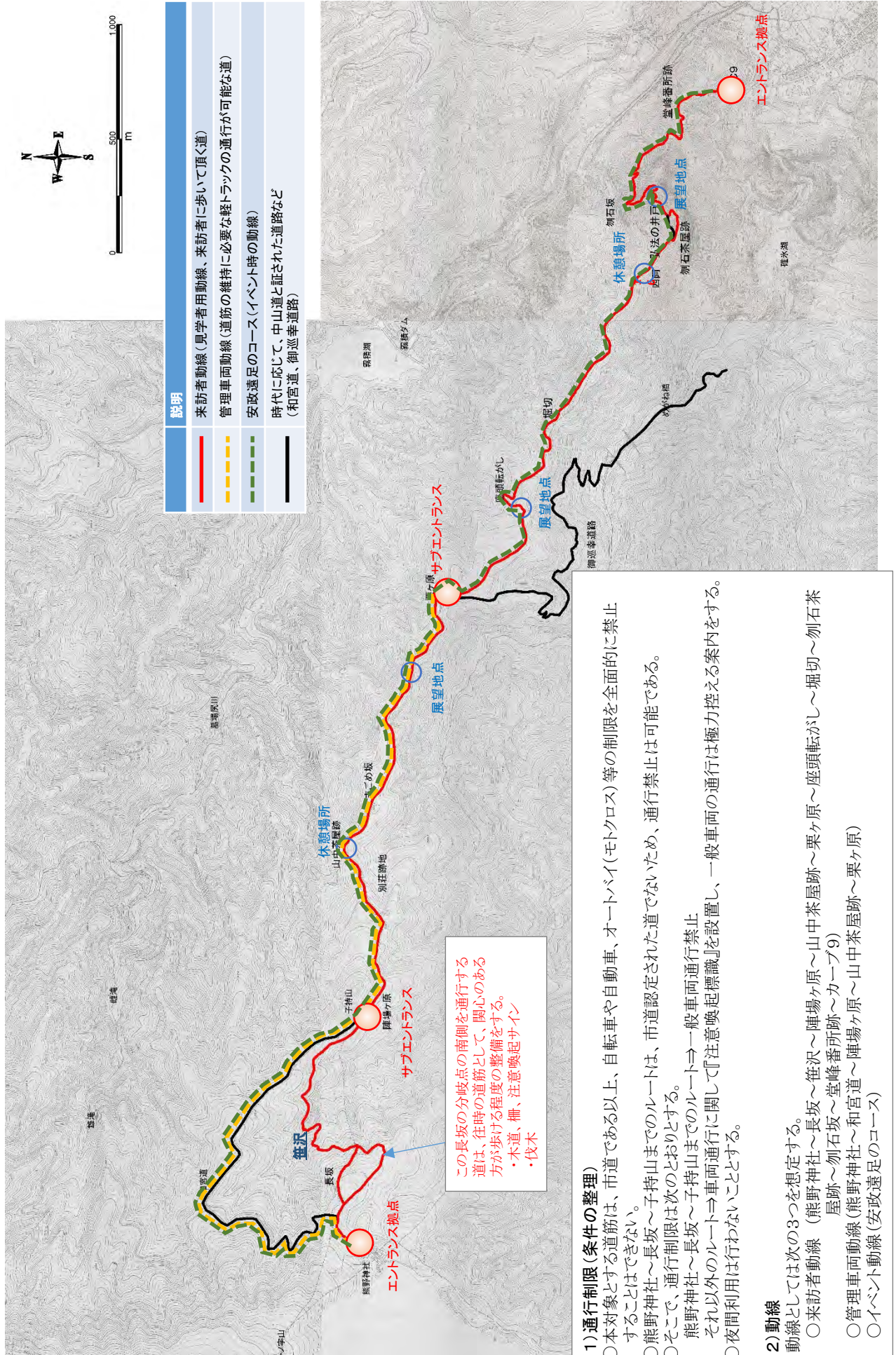


図5.2 動線計画図

- (1) 通行制限(条件の整理)
- 本対象とする道筋は、市道である以上、自転車や自動車、オートバイ(モトクロス)等の制限を全面的に禁止することはできない。
 - 熊野神社～長坂～子持山までのルートは、市道認定された道でないため、通行禁止は可能である。
 - そこで、通行制限は次のとおりとする。
 熊野神社～長坂～子持山までのルート→一般車両通行禁止
 それ以外のルート→車両通行に関して『注意喚起標識』を設置し、一般車両の通行は極力控える案内をする。
 - 夜間利用は行わないこととする。
- (2) 動線
- ・動線としては次の3つを想定する。
 - 来訪者動線 (熊野神社～長坂～笹沢～陣場ヶ原～山中茶屋跡～栗ヶ原～座頭転がし～堀切～列石茶屋跡～列石坂～陣場ヶ原～カーブ9)
 - 管理車両動線(熊野神社～和宮道～陣場ヶ原～山中茶屋跡～栗ヶ原)
 - イベント動線(安政遠足のコース)

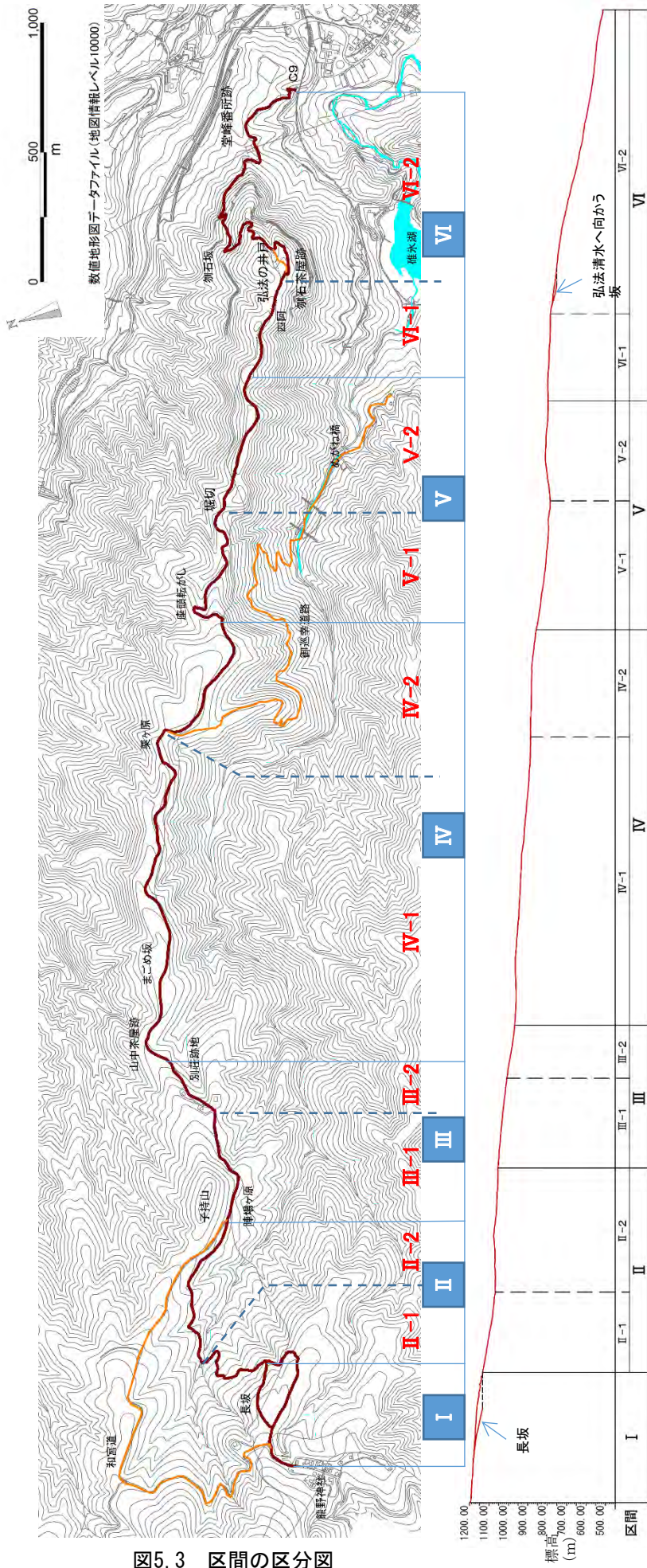


図5.3 区間の区分図

区間区分	I	II	III	IV	V	VI
細区分	-	II-1	III-1	IV-1	V-1	VI-1
区分説明	熊野神社～林道 ～長坂分岐	長坂分岐～笹沢～和宮道分岐	和宮道分岐～別荘跡地～山中茶屋跡	山中茶屋跡～栗ヶ原～座頭転がし	座頭転がし～堀切～国有林、民有林界	国有林、民有林界～卯石茶屋跡～C9
縦断勾配	長坂: 勾配急 中山道: 勾配緩い	勾配急	勾配緩い	勾配緩い	勾配急	勾配緩い
隣接する森林所有者	国有林 (針葉樹林、人工林)	国有林 (針葉樹林、人工林)	国有林 (針葉樹林、人工林)	国有林 (針葉樹林、人工林)	国有林 (針葉樹林、人工林)	民有林 (針葉樹林、人工林)
特記事項	・長坂のまか、南側に中山道あり ・和宮道分岐あり	沢を横切る区間	別荘開発跡地を含む	御巡幸道路分岐あり	排水先の少ない尾根筋の道筋	弘法清水へ向かう道あり

(2) 「方針1」に関する整備計画

①方針と基本計画図

- ・本道の道形は分間延絵図にある道形を基本とするが、これまで道の侵食や崩落が進み、往時の中山道の原状(地盤レベル)を留めている区間は少ないと考えられる。
- ・往時の道幅4間を確保するためには、現地盤で1m以上盛土しなくてはならない区間があるが、侵食が著しく同等の環境復元は困難と判断されるため、本計画では、原状の道幅に戻すことは行わず、これ以上の侵食が進まない対策を講じていく。
- ・これからも、侵食が続くと考えられる区間(座頭転がし、別荘跡地、V字地形となっている箇所など)は、排水対策も併用しながら、侵食対策を行う。
- ・現状で崩落が進行し道が狭くなっている区間は、道の連続性の確保を目的とした工作物を設置する。
- ・本中山道碓氷峠越の全線については、立地条件から電気、給水、下水設備は導入しないことを基本とする。
- ・バリアフリーに関しては、自然公園である本立地特性をふまえ、自然保護を重要視した整備を行う。全線をバリアフリー化しない方針とする。

方針1：往時から続く道の連続性を保持し、歩ける環境を整える（道筋の整備）

2つの手法で進める整備→A、Bの具体的な内容を、次ページ以降に整理する。

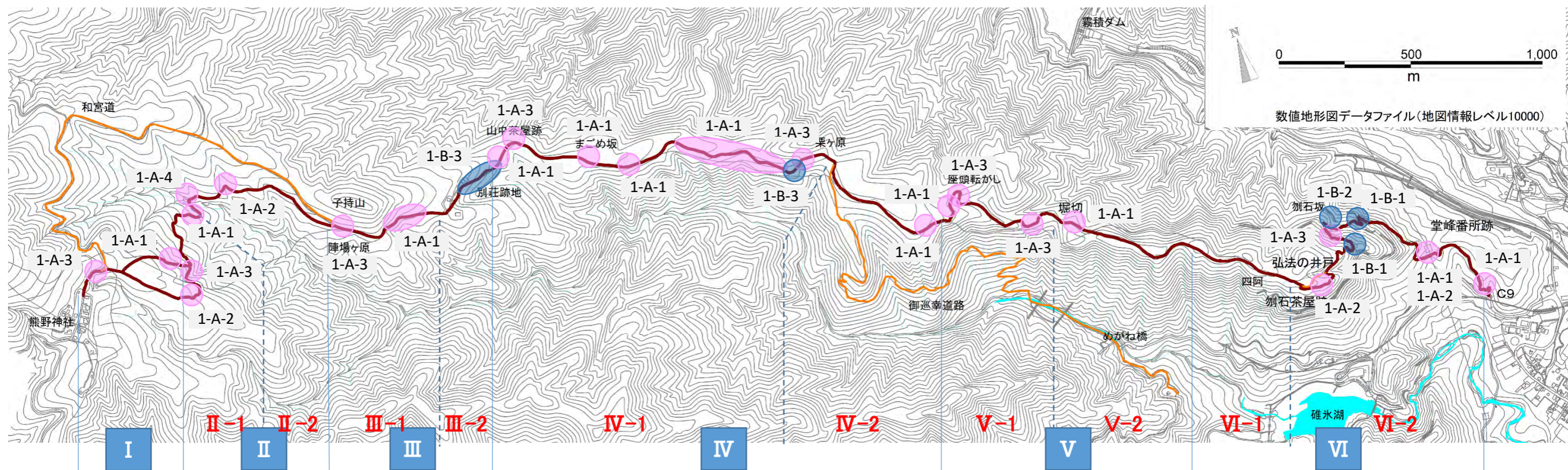
<A.保存のための整備>
道形や遺構の一部を整備または復元する

<B.活用のための施設整備>
活用に向けた施設や基盤を整備する

■道筋整備計画

- 1-A-1 侵食対策**
- ・老朽化や機能回復に伴う水切りの再整備
 - ・新たな侵食を防止するための対策
- 1-A-2 道内の樹木の整理**
- ・歩きやすくするための伐木、伐根
- 1-A-3 崩落対策(谷筋)**
- ・崩落し、道の幅員が狭くなった箇所の整備
 - ・道沿いの法面の整備
- 1-A-4 横断する沢の対策**
- ・笹沢の横断に関する対策

- 1-B-1 立入抑止柵の設置**
- ・道の谷側には転落の注意喚起を促す柵等を設置
 - ・景観配慮なども考慮した老朽化に伴う柵の再整備
- 1-B-2 剝石坂の安全対策**
- ・剝石坂の一部のすべりやすい箇所における階段、くさり場の設置
- 1-B-3 管理車両の通行環境の整備**
- ・きめ細かな維持管理を実施するための整備



図中の番号は、次ページ以降の番号と対応する。

整備基本計画図(方針1)

図5.4 整備基本計画図(方針1)

②個別整備計画の内容

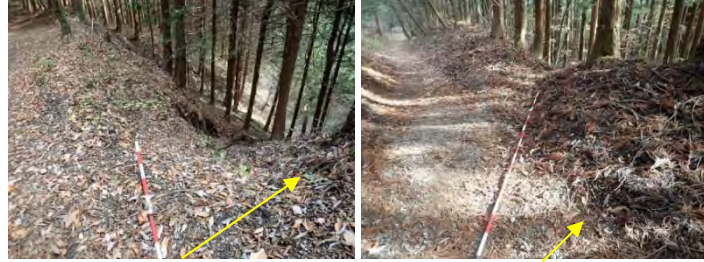
以下に、対策手法の候補を整理する。今後、具体化のなかで手法は決定する。

A.保存のための整備

1-A-1 侵食対策 ・老朽化や機能回復に伴う水切りの再整備

・縦断勾配が緩い区間では、排水工のみで対応が可能である。

- ・現在土側溝の排水溝がみられるが、これを土側溝のままとするか、構造物を入れて整備するかを検討する必要がある。
- ・なお、管理車両の通行がある区間は、維持管理を考慮すると、構造物は入れない方が望ましい。（表5.1参照）



一つ家跡付近の土側溝

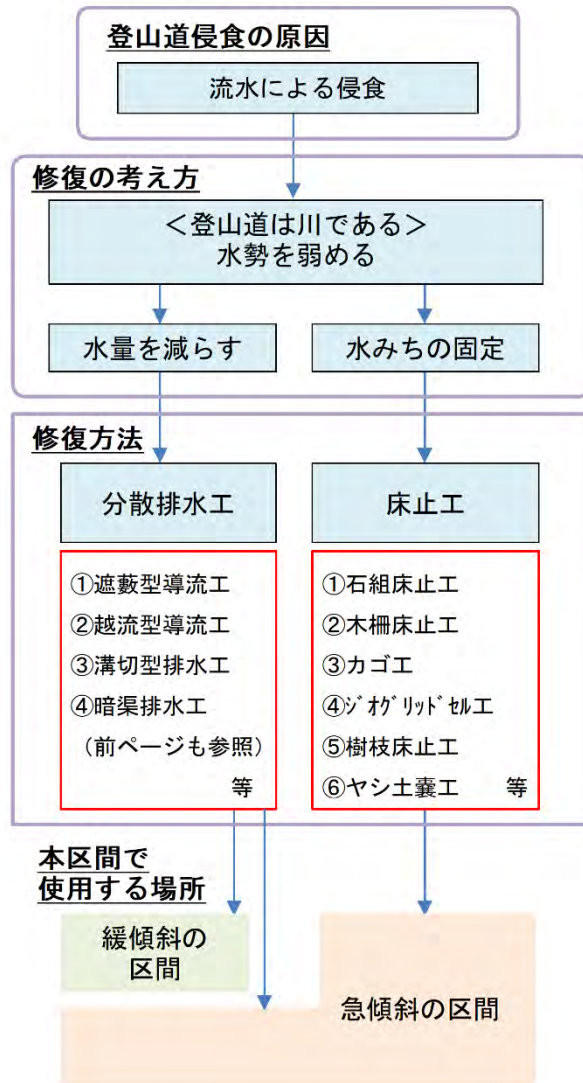
表5.1 考えられる排水工

No	対策手法	特徴
1	土側溝	 <ul style="list-style-type: none"> ・現状のように、適所に土側溝を設置する。 ・水道(みずみち)が土で堆積した場合は、土側溝を設けるなど、メンテナンスが必要となる。 ・特に構造物がないために、車両通行には支障がない。
2	木製の横断側溝	 <ul style="list-style-type: none"> ・林道及び作業道等の路面排水が必要な箇所に設置する。 ・車両通行に配慮する必要がある。 ・車両の通行により、横木が暴れないように埋め戻し後、横断溝の前後を十分に転圧する。 (事例:平成29年度 森林土木木製構造物施工マニュアル、日本治山治水協会ほか)
3	林道のゴムタイプの水切り	 <ul style="list-style-type: none"> ・止水板はゴム板(12mm厚)である※。 ・景観配慮するなら、ゴムタイプより、木製の方が好ましいと考えられる。 ・ごみ詰まりの除去は、横断側溝のようにない。設置方法が適切なら、メンテナンスはほとんど不要である※。 <p>(※の出典:岡橋清元、「道づくりの施工技術」、平成26年、(一社)全国林道改良普及協会)</p>
4	越流型導流工	 <ul style="list-style-type: none"> ・流水は、木柵等の構造物を越えて落水するときに、構造物に対して直角に流向が変わる性質がある。 ・この原理を用いて、道外へ排水する。  <p>石 木柵の内側を高く設置する 石</p>

4の出典:環境省北海道地方環境事務所、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016年改訂版」、平成28年3月を抜粋

1-A-1 侵食対策 ・新たな侵食を防止するための対策

- ・往時の高さまで、盛土造成しない方針であるが、これ以上、道の侵食を防ぐための対策を実施する。
- ・緩傾斜の区間の侵食対策は、排水対策のみ（前ページも参照）とし、急傾斜の道の区間は、火山灰のもろい地質である特性から、排水対策と侵食対策の併用を検討する。
- ・侵食対策として、分散排水工と床止工の2つに大別できるが、本区間で考えられる侵食対策を次ページに示す。
- ・今後具体化する際の留意点は次のとおり。
 - 水を多く集めすぎると流力が増すため、水切りを多く設置して、できるだけ少ない量で排水を行っていく。
 - 沢が近くにあれば、そこに放流するような配慮を行っていく。



環境省北海道地方環境事務所、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016年改訂版」、平成28年3月、I-42ページを参考に作成



緩傾斜区間の例（まごめ坂付近）



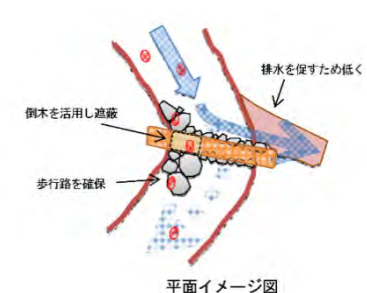
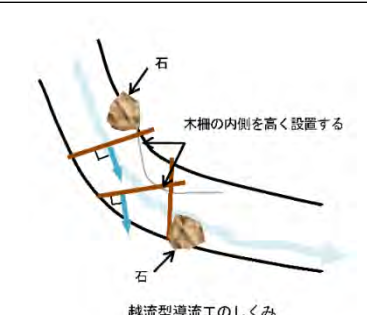
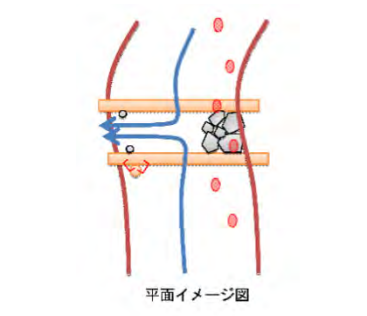
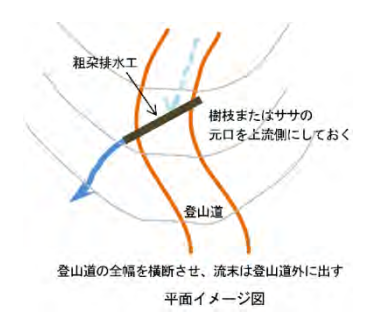
急傾斜区間の例（座頭転がし付近）

・侵食対策の考えられる工法を次にまとめる。57、58ページに設置が必要な区間（例1、例2）の例を示す。

例1 剝石坂側入口 階段部の側方侵食


例2 長坂 道全体の侵食、道の複線化

表5.2 考えられる分散排水工

No	対策手法	特徴
1	遮蔽型導流工 	<ul style="list-style-type: none"> ・石や木で登山道を堰止め、流水を谷側に導水する ・侵食幅が広い箇所では構造物が大型化する <p><設置可能場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道への流入を防ぐ箇所 ・周辺植生と段差が低い箇所 ・侵食幅全幅を横断して設置 ・排水先の植生にダメージを与えない箇所 <p><維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂除去
2	越流型導流工 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水が構造物を越流するとき、構造物の軸線に対して直角に流れる性質を利用して登山道外に導水する ・流水の性質についての知識が必要 <p><設置可能場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・登山道幅2m程度以下 ・排水先に保護が必要な植生がない <p><維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水部の刈払い ・土砂除去
3	溝切型排水工 	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道を横断する溝を掘って、登山道外に排水する ・土砂で埋まりやすい従来の排水工法 <p><設置可能場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生との段差がない箇所 ・登山道全幅を横断して設置 <p><維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂除去
4	暗渠型排水工 	<ul style="list-style-type: none"> ・登山道を横断する溝を掘って、溝内に樹枝を充填し、暗渠で排水する ・土砂で埋まっても、排水機能は維持される ・ササでも良い <p><設置可能場所></p> <ul style="list-style-type: none"> ・植生との段差が小さい箇所 ・樹林帯やぬかるみに適する ・登山道全幅を横断して設置 <p><維持管理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要

出典：環境省北海道地方環境事務所、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016年改訂版」、平成28年3月を抜粋

表5.3 考えられる床止工

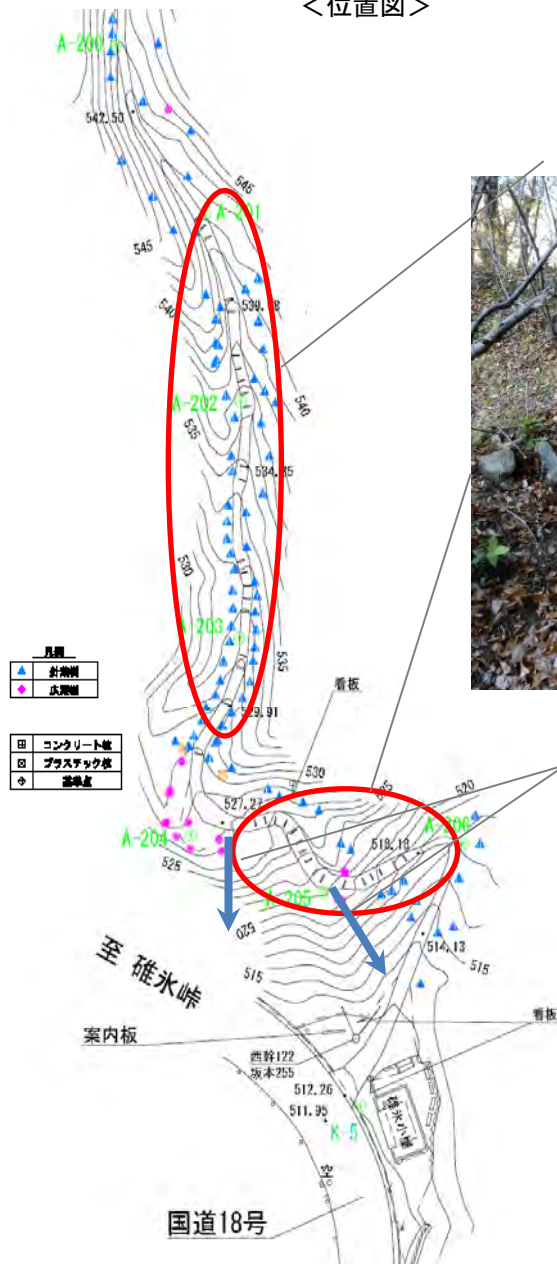
No	対策手法	特 徴	
1	石組 床止工		<ul style="list-style-type: none"> ・侵食された箇所には石組を連続して設置して、落差をつけたり水流を蛇行させたりして流水をコントロールする ・人が歩く場所を確保するためステップを配置する ・水路化した登山道の修復に適する ・石組は、現地の状況を的確に判断して対応できる熟達した技術が必要 ・導流工とセットで行うと効果的である ・水量が多い箇所では侵食が止まらないことがある
2	木柵 床止工		<ul style="list-style-type: none"> ・侵食された箇所には木柵を連続して設置して、落差をつけたり水流を蛇行させたりして流水をコントロールする。木材に切り欠きを設けて落下水の位置を固定する。 ・水路化した登山道の修復に適する ・導流工とセットで行うと効果的である ・水量が多い箇所では侵食が止まらないことがある
3	カゴ工		<ul style="list-style-type: none"> ・侵食された箇所には特殊カゴを設置して、侵食の進行を抑える ・大規模な侵食や崩落箇所に適する ・大きな石がない箇所でも施工できる ・施工後のチェックが必要、問題が発生したらすぐ対応する必要がある ・水量が多い箇所では侵食が止まらないことがある
4	ジオグリッドセル工		<ul style="list-style-type: none"> ・円状のセル単体を組み合わせた自由度の高い土留。狭い場所や段差が高い箇所にも対応できる。 ・大規模な侵食から小規模な侵食まで対応できる ・資材が軽量なため人力で運搬できる ・石材や樹木がない高山帯の砂礫地に適している ・施工が簡単である
5	ヤシ土嚢工	 <p data-bbox="501 1942 828 1966">水路化区間の床止工 段差が生じている</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤシ製土嚢袋にヤシ繊維を中詰めし侵食部に設置する ・ヤシ製緑化ネットでヤシ繊維を包みロール状にして設置する方法もある ・施工が簡単である、どこにでも隙間なく設置できる ・ヤシ繊維を詰めるため柔軟性が高く自由に形を変えられる ・ヤシ製土嚢袋は、良好な植栽基盤となり、強風地に風を遮るように置くと、風背側に植生が回復する。

出典：環境省北海道地方環境事務所、「大雪山国立公園における登山道整備技術指針 2016年改訂版」、平成28年3月を抜粋

例1) 剝石坂側入口 階段部の側方侵食



<位置図>



<現状写真>

階段工の側方が侵食され、水道となっている。

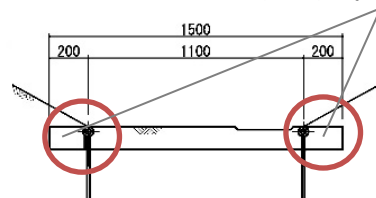


○対策例(分散排水工)

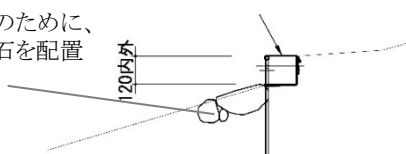
・階段工のはじまる上流箇所分散排水工を設置し、雨水排水を集中させない。

○対策例(階段工)

横木を、側方斜面に埋め込み、両側の侵食を防止する。



侵食対策のために、下流側に石を配置する。



例2) 長坂 道全体の侵食、道の複線化

1-A-1 侵食対策

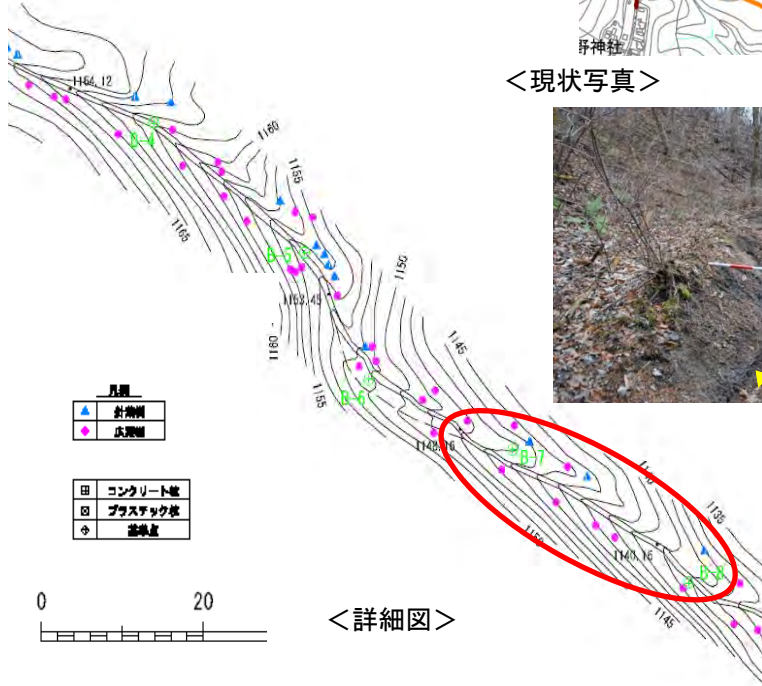


<現状写真>

<位置図>



道全体が侵食されている。



<詳細図>



道が侵食されているが、さらに、側方にも水道が作られている。



道が侵食され、側方に歩く道がつくられ、複線化がみられる。

○対策例(床止工)

・これ以上、侵食が進まないために、床止工を設置する。



←かご工



←ヤシ土嚢工

水路化区間の床止工 段差が生じている

1-A-2 道内の樹木の整理 ・歩きやすくするための伐木、伐根

- ・通行を妨げる根の伐根や、立木の支障枝を剪定する



①伐根

通行の妨げとなる根を伐根するためには、森林所有者と調整が必要である。

②倒木の除去

通行の妨げとなる倒木を撤去するためには、森林所有者と調整が必要である。

③伐木

道内にある立木を歩きやすくするために、伐採する。(管理者と調整が必要、本写真は民有林の場所)

1-A-3 崩落対策(谷筋)

- ・崩落し、道の幅員が狭くなった箇所について、崩落対策を行う。その際、来訪者の通行のみか、管理車両の通行もあるかによって、整備の程度が異なってくる。

- ・表5.4は来訪者の通行を考慮した対策、表5.5に管理車両の通行を考慮対策を示した。
- ・なお、橋梁設置の場合、崩落により、橋梁に影響がある場合には、設計の段階で必要な地質調査を実施し、治山工事を行うかの判断を行う。



柱状節理がみえる露頭(刃石坂) 付近の箇所(来訪者の通行のみ)



南向馬頭観音がある箇所 (来訪者の通行のみ)

表5.4 来訪者を対象とした考えられる対策

No	対策手法	特徴
1	栈橋の設置 (人道橋)	 <ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩落が進行するのはやむを得ないことから、栈橋を設置して、道の連続性を確保する。 ・軟弱地盤から硬質地盤(岩盤)に至るまで様々な地盤で設置可能な工法などで栈橋を設置する。 ・なお、往時の中山道では、栈橋が架かっていないことから、来訪者の誤解を招かないように、現在の最新技術を用いた工法や素材で、整備を行っていく。(写真事例: 四万温泉の栈橋、群馬県)
2	ふとんかごによる崩落防止 (人道橋)	 <ul style="list-style-type: none"> ・ふとん籠段差工により、斜面崩落を防止して、その上を来訪者が通行する。 ・ふとん籠の上の通行はすべりやすいことから、通行しやすい対策を講ずる必要がある。 <p>(写真事例: 島々明神池線歩道、上高地)</p>

1-A-3 崩落対策

- ・動線計画から、熊野神社～栗ヶ原までの道は、管理車両の通行を考慮した崩落対策が必要である。
- ・本対策が必要な箇所を61、62ページに整理した。
例1) 規模の大きな谷頭上流側にある原道の侵食・幅員の減少
例2) 規模の大きな谷頭上流側にある原道の侵食・幅員の減少+谷頭中腹部の侵食
- ・なお、表5.5は、来訪者の通行にとっても、有効な対策である。

表5.5 管理車両の通行を考慮した考えられる対策

No	対策手法	特 徴
1	ふとんかごによる崩落防止、道幅員確保	 <ul style="list-style-type: none"> ・林道で使用されている工法である。 ・傾斜が25度以上で、切土断面が大きくなる場合に、ふとんかごの設置を行い、道幅を確保する。 <p>(写真事例:急傾斜地へのヘアピンカーブでのふとんかごで張り出させて施工した例 出典:岡橋清元、「道づくりの施工技術」、平成26年、(一社)全国林道改良普及協会)</p>
2	丸太組工による崩落防止、道幅員確保	 <ul style="list-style-type: none"> ・林道で使用されている工法である。 ・傾斜が25度以上で、切土断面が大きくなる場合に、丸太組工の設置を行い、道幅を確保する。 ・丸太組工は、時間の経過とともに、腐朽や劣化によって部材の強度が低下するため、次のことを留意して、施工する。 通行の安全確認ができるよう丸太の腐朽・劣化の状況が確認できるよう使用形態にする。 丸太が腐朽・劣化し使用に耐えられない場合は、容易に付け替えや補強ができるよう積み上げ段数を低くする。 <p>(写真事例:和宮道 作業道)</p>

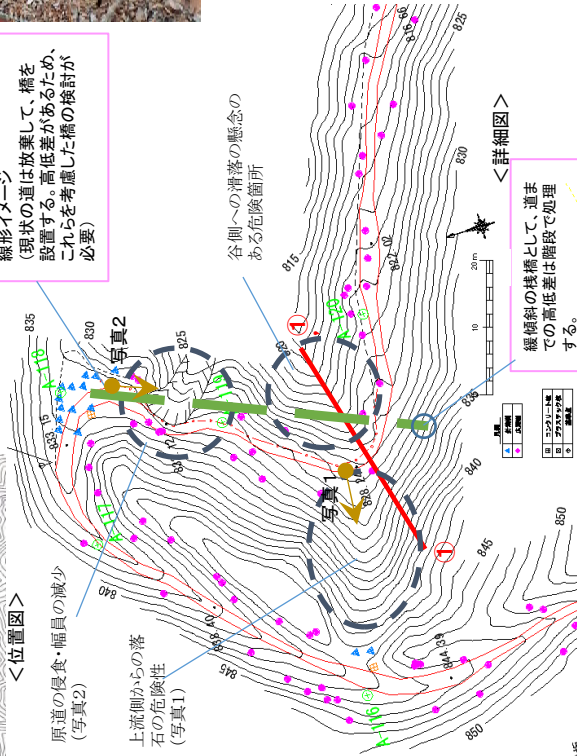
1-A-3 崩落対策(谷筋)

例2) 規模の大きな谷頭上流側にある原道の侵食・幅員の減少+谷頭中腹部の侵食



上流側からの落石の懸念と谷側への滑落の懸念のある危険箇所

対案例の棧橋の設置の概形イメージ
(現状の道は放棄して、橋を設置する。高低差があるため、これらを考慮した橋の検討が必要)



緩傾斜の棧橋として、溝までの高低差は階段で処理する。



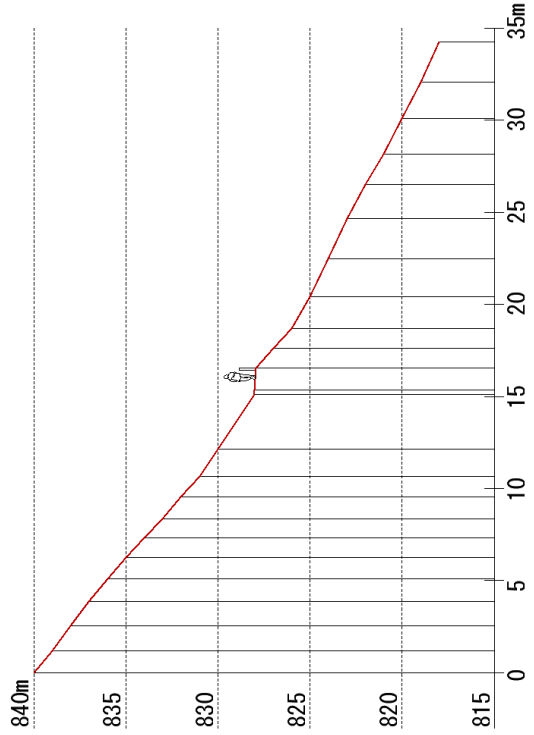
<現状写真>

写真1 上流側からの落石の危険性



写真2 原道の侵食・幅員の減少

①-①' 断面



対案例 (来訪者の通行のみが前提条件のなかで)

- ・分散排水をできるだけ行う。(壓頭転がしの水を排水することが課題)
- ・棧橋を通して、侵食で道の連続性が損なわれる区間と落石の危険性等の区間を回避する。
- ・なお、崩落により、橋梁に影響がある場合には、設計の段階で必要な地質調査を実施し、治山工事を行うかの判断を行う。

1-A-3 崩落対策(谷筋) ・道沿いの法面の整備

- ・斜面の法尻対策として、現在、木材を使用した土留めが設置されている。しかし、経過年数に伴い、老朽化が進んでいる。
- ・周辺景観との調和を図るために同様な材質等で再整備を行う。

熊野神社を越えて、
思婦石がある手前
の土留工



子持山付近の土留め(2019/4/25撮影)



→現在は令和元年東日本台風通過により、
侵食被害がみられた。(2019/11/27)

- ・また、道沿いの法面崩落を防止する目的で法面保護工を検討する。
- ・法面保護は大別すると、植生工と構造物による保護工があるが、小規模な法面については、植生工を講じることを検討する。(大規模な法面については、橋梁設置の場合、崩落により、橋梁に影響がある場合には、設計の段階で必要な地質調査を実施し、構造物による保護を行うかの判断を行うこととする。)
- ・栗ヶ原付近のV字谷の地形や、座頭転がしなどでは、法面に植生シート、シュロシートや植生マットの設置を検討する。



栗ヶ原付近(西側)のV字谷の地形となった道
の侵食のほか、法面の侵食も進行している。



座頭転がし
道の侵食のほか、法面の侵食も進行している。

1-A-4 横断する沢の対策

- ・ 来訪者の通行のしやすさを考慮して、笹沢の河川横断に関する対策を行う。
- ・ 木や石材など自然素材を用いて、具体化を検討する。



笹沢のようす (2018.11.16撮影)



笹沢の現況 (2019.11.26撮影)

表5.6 横断する沢の考えられる対策

No	対策手法	特 徴
1	栈橋の設置 (人道橋) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋台にふとんかごを設置、架橋して、道の連続性を確保する。 ・ 軟弱地盤から硬質地盤(岩盤)に至るまで様々な地盤で設置可能な工法等で架橋する。 ・ なお、往時の中山道では、石橋となっており、来訪者の誤解を招かないように、並行して案内板等も設置していく。 (写真事例： 雷鳥沢休憩所付近の沢に架かる橋 富山県)
2	飛び石の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 来訪者はある程度登山装備をして来ることが想定されるため、飛び石を設置し、川を横断できる対策を行う。 ・ なお、増水によっては飛び石が埋没したり、出水によっては、石の上に土砂が堆積したり、冬季は凍ることが考えられるため、維持管理が重要となる。
3	分間延絵図等の史資料による石橋の復元 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分間延絵図では石橋であるため、石の橋を復元するかどうか検討する。 ・ また橋の礎石があるかなど、今後試掘調査などが重要である。 (復元する材料があるなら、検討可能である)

B.活用のための施設整備

1-B-1 立入抑止柵の設置 ・道の谷側には転落の注意喚起を促す柵等を設置

- ・既存の横断柵と、安全対策で必要な箇所に横断柵の設置、再整備を行う。
- ・「人を制止できる耐力を有する柵」と「人を制止できる耐力がない柵」に大別できるが、本道では、注意喚起柵のようなものを設置する方向とする。また、周辺景観との調和に配慮した自然素材を用いた整備を検討する。



上り地蔵、下り地蔵に向かう道には、安全確保のため、注意喚起柵を設置する。



樹木にまいたロープ柵(既存補修は1-A-4参照) 大径木の樹木に、ロープを固定して、抑止柵としている。

表5.7 考えられる立ち入り防止柵

No	対策手法		特徴
1	注意喚起柵 (人への注意喚起)		<ul style="list-style-type: none"> ・人を制止できる耐力はない。 ・例:ロープ+鋼製打ち込みピン、丸太柵、樹木を利用した注意喚起のためのロープ柵など ・保護すべき動植物の生息・生育地及び危険な地域の周辺や、山岳部の登山道などに設置される。 ・現在も設置されている。
2	転落防止柵 (人の安全性の確保)		<ul style="list-style-type: none"> ・H=1.1m 以上かつ利用者の視線を遮らない高さ、人の荷重に耐える応力を有する金属製の柱+縦格子など ・例:展望台の柵、片栈橋の柵、木橋の柵、歩道に接する崖地に設置する柵 ・一般の人が利用する集団施設地区、園地、園路、探勝歩道などにおける転落のおそれがある場所の周辺に設置される。
3	立入防止柵 (人の安全性の確保)		<ul style="list-style-type: none"> ・H=0.7~0.8m 程度、人を制止できる耐力を有する。 ・例:園路と道路の境界の柵、保護すべき動植物の生息・生育地の周辺の柵 ・一般の人が利用する集団施設地区、園地、園路、探勝歩道などにおける保護すべき動植物の生息・生育地及び危険な地域の周辺などに設置される。

出典:環境省自然環境局自然環境整備課、「自然公園等施設技術指針」、令和2年3月最終改定をもとに整理

1-B-1 立入抑止柵の設置 ・景観配慮なども考慮した老朽化に伴う柵の再整備

- 危険な箇所は、柵を設置しているが、トラロープで仮設的に整備している区間もみられる。このような箇所では、しっかり柵を設置することとする。



樹木にまいたロープ柵
大径木の樹木に、ロープを固定して、抑止柵としている。



ロープ柵
木製の杭や、プラスチック杭(黒色)にてトラロープでつくられている。

1-B-2 剝石坂の安全対策

- 岩盤地盤のため、侵食する可能性はないが、岩石がむき出しであるため、すべりやすい。
- 剝石坂の一部で滑落防止のための安全対策を検討する。

柱状節理の露頭付近は岩盤がむきだしとなっている。
(縦断勾配38%程度)

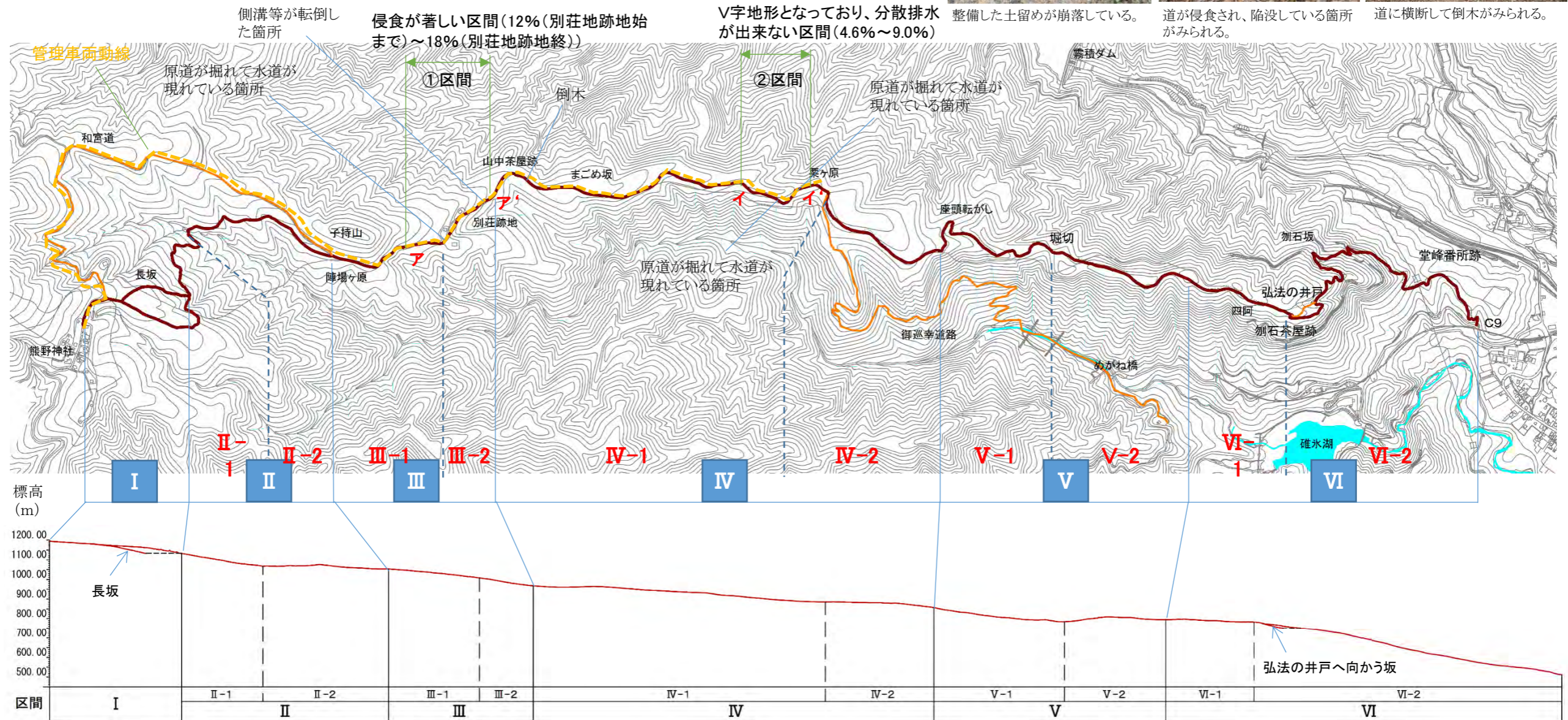


表5.8 考えられる剝石坂の安全対策

No	対策手法	特徴
1	階段工 手すり付 	<ul style="list-style-type: none"> 急斜面や滑りやすい場所等に設置する。 雨水による侵食防止、植生の保全、利用者の安全確保の観点から15%以上の急勾配の場所、または15%未満の勾配であっても土質により滑りやすい場所には必要に応じ段差工を設置する(登山道の場合)。 安全性を考慮して、手すりや、耐久性を考慮した素材での設置を検討する。 <p>(写真事例: 米子瀑布群 散策路、長野県)</p>
2	くさり場 	<ul style="list-style-type: none"> 登山道の岩場等に、地形の改変を避けるとともに、登山の危険を軽減するために、必要最小限の範囲で登山の補助施設として設置する。 くさりの設置後は、老朽化等により機能の発揮に支障が生じないように、定期的な管理を行う。 くさをアンカーで固定した構造とする。 <p>(写真事例: 米子瀑布群 散策路、長野県)</p>

1-B-3 管理車両の通行環境の整備

- ・令和元年東日本台風通過により、急傾斜の道では侵食で道の通行が困難な場所が多くみられた。
- ・動線計画では、「熊野神社」から「和宮道」を通過し、「栗ヶ原」までは、管理車両の通行を可能とする計画であるため、これら管理車両通行が可能な道の整備が重要となってくる。



管理車両通行における課題 (台風通過による、道の被害状況の整理)

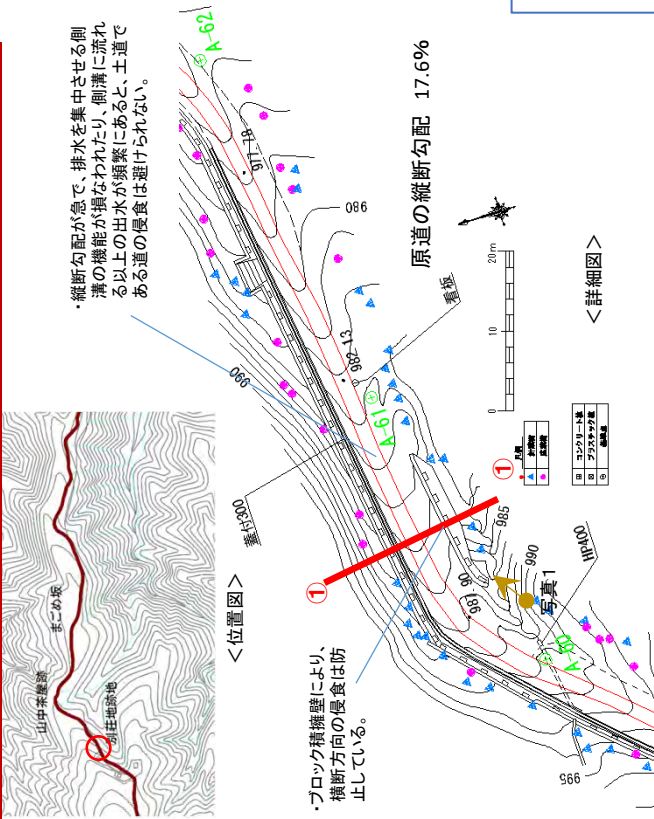
- ①ア-ア'、イ-イ'区間は、現状で車両(軽トラック)の通行は困難な状況である。
- ②仮に、次年度の「安政遠足」に向けて、例年どおり整地を行ったとしても、今後も引き続き、このような侵食が進むことが考えられる。
- ③別荘地跡地においては、擁壁やその法尻側溝などの土木構造物が崩落するなど不具合が生じるリスクが高いと考えられる。

栗ヶ原まで管理車両(軽トラック)の通行を可能とするために、次のような対策を検討する。

- ①区間:
老朽化する既存工作物を撤去し(撤去に際しては所有者との調整も必要)、現状の線形を保ちながら、より現地に適し、安定した工法で再整備を図る(57ページ例1、58ページ例2参照)。
- ②区間:
当面は経過を観察しながら、管理車両の通行を行なう際には土砂の補充等を行う形で対応する。あわせて、可能な範囲でより上流での排水を検討する。

1-B-3 管理車両の通行環境の整備

例1)ブロック積擁壁による縦断方向の侵食の進行



＜現状写真＞



写真1

対策例 ふとんがご敷設、敷石による対策

- ・分散排水をできるだけ行う。
- ・ふとんがご等でブロック積擁壁を積み直す(山側)。(景観上の配慮を考慮すると、人工物でなく、極力自然素材を用いたもので行う。)(写真①②)。
- ・道内に石を敷き詰め、路面の侵食を防止する。(土道でなくなってしまうが)(写真③)



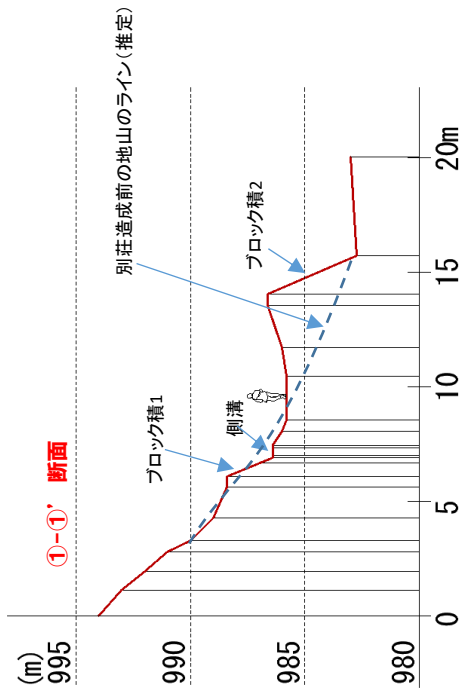
写真①↑
道路を横断する
沢の上流端部に
ふとんがごを設
置し、土砂や水
を制御している。
(和宮道)



←写真③
玉石とその上に敷き
砂利を設置した登山
道(志賀高原、長野
県)

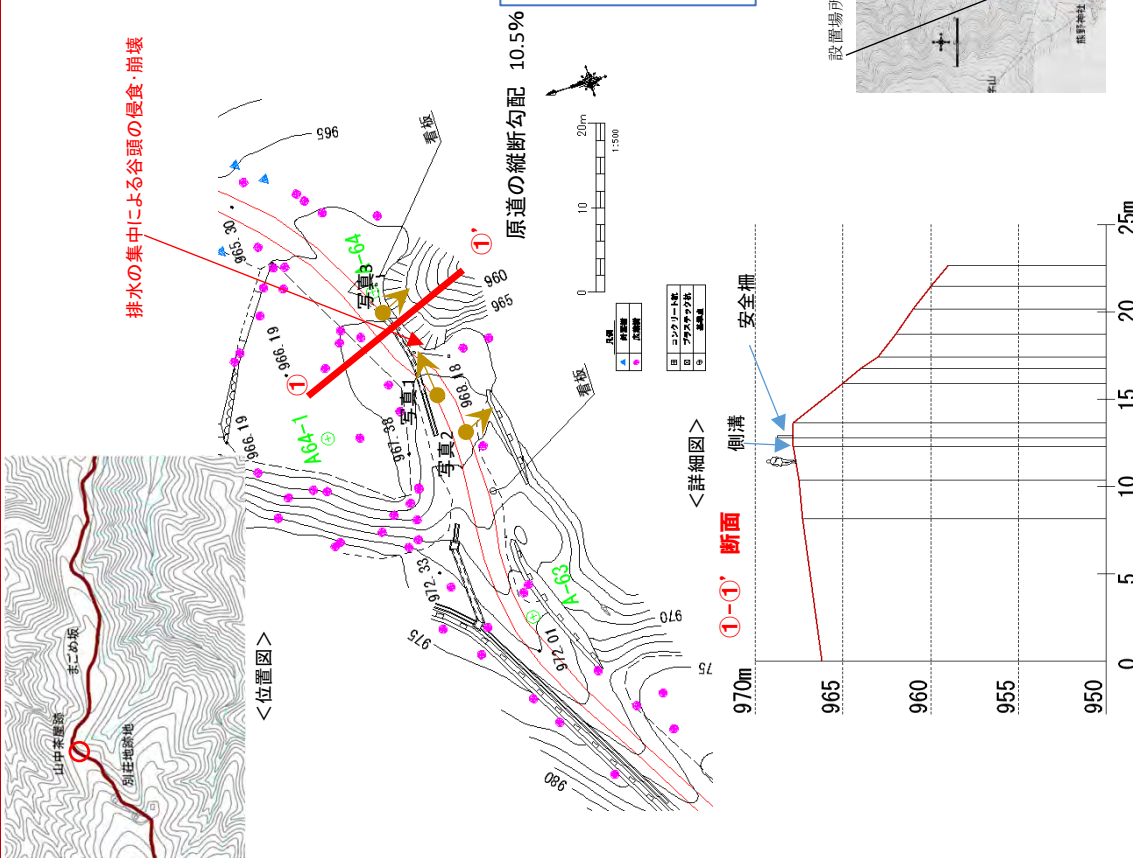


写真② 土嚢を使用した土留め(和宮道)



1-B-3 管理車両の通行環境の整備

例2) 工作物の設置に伴う排水の集中による急な谷頭斜面の侵食・崩落の進行



<現状写真>



対策例 擁壁による対策

- ・谷頭にコンクリートブロック積擁壁を設置する。(来訪者の視界から目立たない箇所は、堅固な構造物を設置)
- (和宮道 沢の横断の例: 林道内には横断側溝が布設され、沢の排水が行われているが、侵食されずに、安定している。)

(3) 「方針2」に関する整備計画

①方針と基本計画図

A.遺構保存に関する計画

・地上に遺構が表出しているものと地下に埋蔵されているものとに分けて保存手法を検討し、必要に応じ保存科学的手法の導入も検討する。

- 地上に遺物が表出しているもの(馬頭観音像等)は、現状保全とし、定期的に点検を行い、必要に応じて修繕を行う。また、サイン等で情報発信する。
- 地下に埋蔵されているもの(人馬施行所など)は、引き続き調査を行い、平面表示等の対策を行う方針とする。

B.歴史的建造物・石垣・庭園等修復に関する計画

・歴史的建造物・石垣・庭園等が毀損または喪失している場合は、調査に基づき復旧する方法を明示する。

- 対象資産等
 - ・「笹沢施行所(人馬施行所)」、「山中茶屋」、「堀切」、「刎石茶屋」、「堂峰番所」の5箇所は周知の埋蔵文化財包蔵地
- 今後、学術的調査を行い、復旧などの方法を検討する。

C.周辺地域の環境保全に関する計画

・史跡等の周辺地の景観に関して具体的な制御手法を示す。

- 快適な森林最低限の整備(枝打ちや、剪定)は行うが、修景を目的とした植栽は行わない方針とする。なお、森林整備に関しては関係者との調整が必要である。
- 既存の森林景観を保全することを基本とする。

方針2：道筋に沿う「難所越え」にまつわる歴史的資産を継承する(点在する資産を保全し、物語をつなぐ)

2つの手法で進める整備→A、Bの具体的な内容を、次ページ以降に整理する。

<A.保存のための整備>
道形や遺構の一部を整備または復元する

<B.活用のための施設整備>
活用に向けた施設や基盤を整備する

■遺構・遺物整備計画

2-A-1 歴史的価値を伝える対策

- ・歴史的資産の痕跡を示す平面表示
- ・石造物の安全確保(馬頭観音等の点検)
- ・刎石坂の石積、道沿いの遺構の整備

2-A-2 かつての眺めの整備

- ・往時の眺望点であった「視き」の景観支障木の剪定

2-A-3 解説サインの再整備

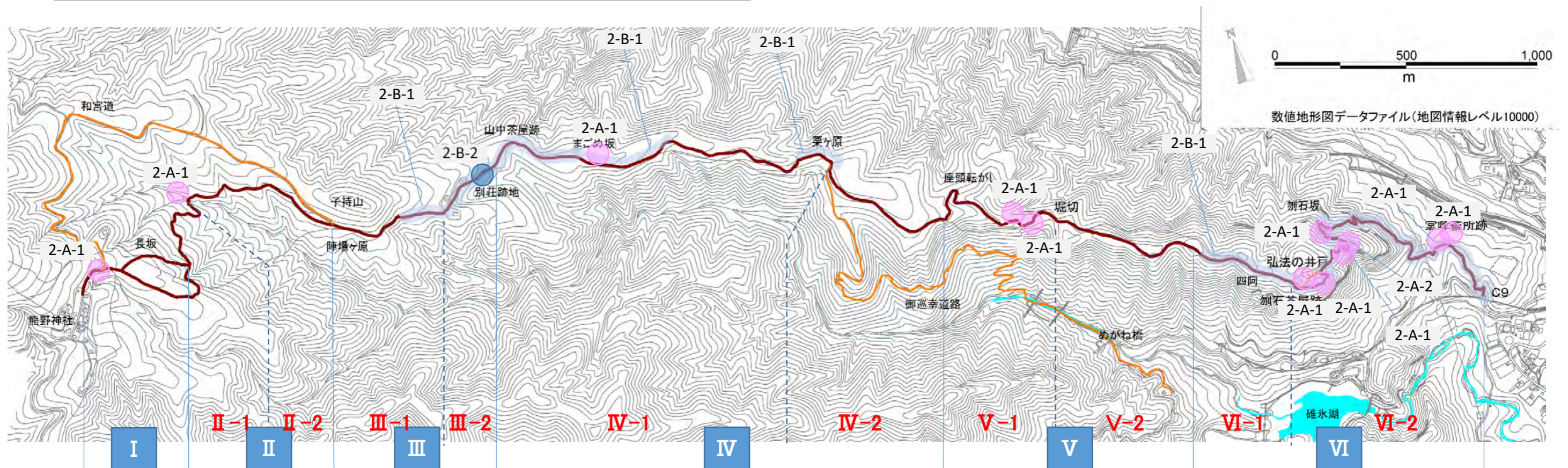
- ・いわれを再整理し、既存サインを撤去し、周辺の景観や、デザインの統一を図った整備を行う。

2-B-1 道沿いの樹木間伐

- ・国有林、民有林との調整が必要であるが、快適で、良好な森林空間を目指すための森林整備

2-B-2 別荘跡地の再整備

- ・管理者との調整が必要であるが、良好な景観を目指すために撤去等を検討



整備基本計画図(方針2)

図中の番号は、次ページ以降の番号と対応する。
なお、「2-A-3」、方針3の(3)案内、解説サイン整備計画の81~82ページを参照

図5.5 整備基本計画図(方針2)

②個別整備計画の内容

以下に、対策手法の候補を整理する。今後、具体化のなかで手法は決定する。

A.保存のための整備

2-A-1 歴史的価値を伝える対策 痕跡を示す平面表示

- ・測量実測図をもとに、発掘調査（学術調査）を実施する。また、遺構の劣化及び風化状況、破損の状況を調査を進めていく。
- ・調査結果をもとに、整備方針を策定するが、現段階では、歴史的資産の痕跡を示す平面表示を想定している。



←人馬施行所付近



人馬施行所の
解説標識→

2-A-1 歴史的価値を伝える対策 石造物の安全確保

- ・往時の中山道を伝える石造物について設置の状況を調査し、転倒の可能性があれば、これらを修繕する。



線刻馬頭観音は、来訪者の視界に入らない可能性があるが、現在の位置のままとする。



北向馬頭観音は巨石の上にあるので、転倒の可能性があるので、定期点検が必要



埋没した石造物は見えるように向き等を調整する。

2-A-1 歴史的価値を伝える対策 石積、遺構の整備

- ・刃石坂の石積の道沿いの遺構の整備する。（2箇所；覗き近くの坂、柱状節理までの坂）



2-A-2 かつての眺めの整備

- ・往時の眺望点であった「覗き」等の景観支障木（樹木、竹など）を剪定する。



2-A-3 解説サインの撤去、改修

- ・いわれや地名などを再整理し、サインの撤去や改修を行う。



- ・老朽化が進み、さらに同じ解説サインが2つある。



- ・解説サインのほか、その他のサインの老朽化が進んでいる。



- ・入道くぼの解説のなかに、「馬頭観音」の解説も含まれている。このようなサインは分割して説明を加えたい。



- ←いわれの史実がない場合には、誤解を与えないように、文面を精査する。

時代区分が異なる（江戸ではない）場合には、撤去あるいは、解説サインのデザインを変えて設置する。→



B.活用のための施設整備

2-B-1 道沿いの樹木間伐

- ・民有林との調整が必要であるが、快適で、良好な森林空間を目指すための森林整備を検討する。



2-B-2 別荘跡地の再整備

- ・管理者との調整が必要であるが、良好な景観を目指すために撤去等を検討する。



側溝の撤去（道筋とも関連する）



別荘の撤去

(4) 「方針3」に関する整備計画

①方針と基本計画図

A.管理施設および便益施設に関する計画

・来訪者が快適に見学等できるように、必要最小限の休憩施設・便所・ベンチ・照明等の位置等について示す。

- 休憩スポットとして、約8km区間中の剝石茶屋跡付近の四阿。
- 展望地点も2箇所には小休止できるような、ベンチを設置する。
- 道中には、多くの来訪者を想定して、トイレ(簡易的)、緊急避難施設を設置する。なお、カーブ9には近くにトイレが併設しているため、設置しない。
- 夜間の利用は考えていないため、照明施設は設置しない。

B.案内・解説施設に関する計画

・史跡等に関する様々な情報や、各種遺構に関する説明を文字・図面・写真・音声・画像・映像などを用いて情報提供する施設を検討する。

- 歴史的資産については、現在も解説板が設置されているが、これについてのリニューアルを行う。
- 自然資源についても、現在解説板があるが、歴史的資産と区別できるようなデザインを工夫する。
- 国立公園の基準や歴史の道の標準サインを参考に、統一されたデザインを検討する。
- エントランス、サブエントランスには案内地図があるサインを設置する。
- 分岐点には、迷わないような誘導サインを設置する。
- 案内地図入りサインには、通行時の注意(ヤマビルに注意など)に関する内容も表示する。
- その他、休憩場所(剝石茶屋跡付近の四阿)にも案内地図入りのサインを設置するが、このスポットの再整備とあわせて、設置を検討する。
- 情報ガイダンス的な施設は本ルートには設置しない。(碓氷関所(範囲外)など大拠点にて対応する)

方針3：来訪者のサービスの向上に向けた新たな施設基盤等を整備する(新たなポイント整備)

2つの手法で進める整備→A、Bの具体的な内容を、次ページ以降に整理する。

<A.保存のための整備>
道形や遺構の一部を整備または復元する

<B.活用のための施設整備>
活用に向けた施設や基盤を整備する

■管理施設、便益施設等の整備計画 ■案内、解説サイン整備計画

3-A-1 史跡指定に基づく標識の設置

・史跡指定後、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づく、標識の設置

- 標識(史跡名称、指定年月日などが入ったもの)
- 説明板(史跡名称、指定年月日、理由などが入ったもの)
- 境界標 など

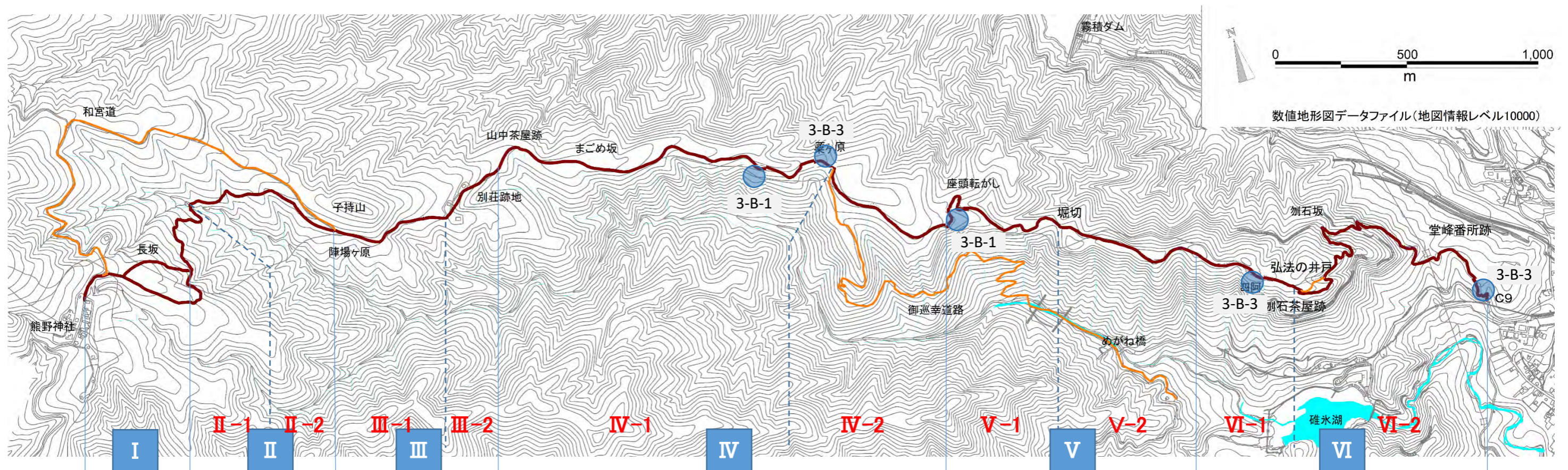
3-B-1 展望地点等の整備

3-B-2 道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置

- ・拠点に中山道を案内する地図入り標識の設置
- ・迷わないための誘導標識の設置
- ・安全に快適に散策できる注意喚起の設置
- ・柱状節理、風穴など地形・地質の解説標識の設置

3-B-3 休憩・便益施設の整備

- ・トイレ、避難施設の設置
- ・道中、カーブ9(C9)の四阿の再整備



整備基本計画図(方針3)

図中の番号は、次ページ以降の番号と対応する。
なお、「3-A-1」、「3-B-2」は、81～82ページを参照

図5.6 整備基本計画図(方針3)

②個別整備計画の内容

以下に、対策手法の候補を整理する。今後、具体化のなかで手法は決定する。

A.保存のための整備

3-A-1 史跡指定に基づく標識の設置

- ・史跡指定後、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づく、標識を設置する。
 - 標識(史跡名称、指定年月日などが入ったもの)
 - 説明板(史跡名称、指定年月日、理由などが入ったもの)
 - 境界標 など

昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。) 第一百五十五条第一項(法第二百十條及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
- 二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)
- 三 指定又は仮指定の年月日
- 四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
- 二 指定又は仮指定の年月日
- 三 指定又は仮指定の理由
- 四 説明事項
- 五 保存上注意すべき事項
- 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。
- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とするを妨げない。)及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

B.活用のための施設整備

3-B-1 展望地点等の整備

- ・展望地点として活用できる場所には、立ち止まれる場所の確保や休憩施設を設置する。

■展望地点(その1)の整備

周辺の山々の眺望がよい場所(まごめ坂～栗ヶ原)



展望地点その1からの眺望



展望地点その1



■展望地点(その2)の整備

座頭ころがしの付近(眺望景観を確保するために樹木の伐採が必要である)



↑展望地点その2からの眺望
←展望地点その2

■ベンチの設置

栗ヶ原は中間地点であり、ベンチ等を設置して休憩拠点とする。



栗ヶ原



米子瀑布群 散策路のベンチ
(長野県)



見晴らし台(軽井沢町) 展望の例

3-B-2 道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置 (道や資産を案内するための標識の設置)

- ・エントランス、サブエントランスなど拠点に中山道を案内するための地図入り標識を設置。
- ・案内地図入りサインには、通行時の注意(ヤマビルに注意など)に関する内容も表示する。
- ・81～82ページに整理する。



案内図入りサインの例
(上高地 中部山岳国立公園内)



案内図入りサインの例
(米子瀑布群 上信越高原国立公園内)

3-B-2 道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置 既存の誘導標識や、注意喚起標識の再整備

- ・ 81～82ページに整理する。なお、ダニやヤマビルなどの野生動物等への対応策は、自己責任のなかで行う考え方を基本とし、入口での案内サイン、注意喚起サインで表示を行う。



「中山道」という誘導サインでもいろいろなタイプがある。



注意喚起サインでもいろいろなタイプがある。

3-B-2 道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置 学習効果を高めた解説標識の設置

- ・ 柱状節理、風穴など歴史的資産のほかに、散策する際に通過する自然資源等の解説サインも設置する。
- ・ 歴史的資産のサインと区別するために、サインのデザインをかえる方針とする。
- ・ 81～82ページに本サインを含め、サイン計画を整理する。



柱状節理その1

柱状節理その2

風穴

表5.9 サイン整備方針

場所	設置サイン	主な設置場所
エントランス(3-A-1)	● 規則に基づく標識(標識など)	史跡指定地の起終点
エントランス、サブエントランス(3-B-2)	○ 案内地図入りサイン(熊野神社～C9までの全体図)	熊野神社、C9、陣場ヶ原の分岐、御巡幸道路の分岐
分岐点(3-B-2)	□ 誘導サイン	和宮道の分岐、長坂の分岐、御巡幸道路の分岐、弘法の井戸の分岐
休憩場所(3-B-2)	○ 案内地図入りサイン(熊野神社～C9までの全体図)	栗ヶ原、刎石茶屋跡付近の四阿
展望地点(3-B-2)	○ 周辺の山々を紹介する絵地図または写真入りサイン	展望地点3箇所(まごめ坂～栗ヶ原、座頭転がし、覗き)
歴史的資産(2-A-3)	● 解説サイン 現在も解説板が設置されているが、これについてのリニューアル	現在設置されているサイン 18箇所程度
自然資源(3-B-2)	● 解説サイン	柱状節理、風穴など自然地形を紹介するサイン 3箇所
注意喚起(3-B-2)	● 注意喚起サイン(ごみ捨て防止など)	現在設置されている場所にて

サイン整備計画について

- ・拠点、場所ごとに、8種類のサインを設置する。
- ・道沿いにある市以外のサインは、老朽化しているサインもあるため、取り扱いを関係者と調整を図っていく。
- ・中山道碓氷峠越に必要なサインは表5.9のとおり。



既存サイン数量 ● 既存サイン

施設名	箇所数
誘導サイン	19
解説サイン	31
注意喚起サイン	9
その他サイン	20
案内サイン	1

図5.8 歴史の道における道標の標準的な仕様
出典:文化庁文化財部記念物課監修 山脇洋亮、「史跡等整備の手引き—保存と活用のために—Ⅲ技術編」、平成17年6月、(株)同成社、p50

図5.7 サイン整備計画図

①便益施設(トイレ、避難施設)の整備

- ・道中の中間地点には来訪者の利便性を考慮し、便益施設や防災施設等を設置する。現在、電気、ガス、水道などのインフラ設備が整備されておらず、今後も生活基盤がないため、整備予定もない条件のなかで、設置を検討する。
- ・なお、防災施設は、落雷時の天候の急変時の避難を想定する。浅間山噴火のように事前に兆候を把握できる大規模な自然災害発生時の避難のための施設の導入は現段階では考えないこととする。
- ・トイレのし尿処理方式のひとつに、「汲み取り式」があげられるが、この方式は、臭い対策のために、電気が必要であり、吸上車(汲み取り車)の通行などアクセス性が高くなければならないことから、本場所では、汲み取り式は採用しない。

電源がない条件におけるバイオトイレ(北海道)

バイオトイレ(処理におがくずを用いたトイレ)については、臭いもなく快適に使用でき、利用者からは好評を得たものの、トイレの使用マナーが悪い状況にあるため、ごみを捨てない、汚した場合は自分で始末するなど最低限のマナーが徹底されるよう、利用者の意識向上を図る必要がある。

出典: 荒井修二、「大雪山登山口バイオトイレの試験設置結果について」、平成15年度「山のトイレを考える会」活動報告会・発表要旨より抜粋



トムラウシ短縮登山口(複合型ソーラー式)



沼ノ原登山口(ペダル式)

本トイレは、正和電工株式会社の製品

飯綱山の携帯トイレ(長野県)

トイレは、し尿による汚染が問題となっていて、長野市では、携帯トイレを持参して山頂付近に1つだけあるトイレブースで用を足して、ふもとに設置した回収用の箱まで持ち帰るようにお願いしている。

避難小屋
上高地(横尾)の例

3-B-3 休憩・便益施設の整備 道中、カーブ9の再整備

①カーブ9エリアの拠点化（エントランス拠点）

- ・中山道碓氷峠越の玄関口となるカーブ9の場所の拠点化を図る。
（地図入りサインの設置、ベンチの再整備、車寄せの設置など）
- ・なお、ここからアプトの道沿い300m離れた位置にトイレがあるため、ここでは設置しないが、誘導サインを設置して、トイレ案内を行う。



←四阿
・現在でも四阿内には、中山道碓氷峠越を案内する地図があり、そこで情報発信している。



←四阿の裏には、ベンチがあるが、老朽化が進んでいる。

これらを再整備して、休憩できる拠点を増やしていく。

② 剗石茶屋跡付近の四阿の再整備

- ・平成9年に整備された四阿であるが、経年劣化等が考えられるため、点検等を行いながら、必要に応じて補修等を行う。



第6章 事業の将来展望及び課題

本章では、事業推進に向けての課題を整理し、整備スケジュールとその整備内容、年次計画をとりまとめる。

6.1 事業推進に向けての課題

(1) 国史跡指定の必要性

- ・中山道は、江戸時代に整備された五街道の一つであり、とりわけ本区間は、木曾のかけはし、太田の渡しとともに、三大難所のひとつとして知名度は高い。本計画のなかで現況調査を行い、往時の中山道や道沿いの茶屋など歴史的資産をある程度特定し、現段階においても、将来的な消失リスクは含んでいるが、現時点では連続して歩ける環境があることが明らかになった。
- ・そこで、近世の交通を知るうえで貴重であるこの中山道碓氷峠越を保護するために、国史跡指定することは重要である。また、これらの保護を図るうえで、民有地など関係者との調整を早急に行う必要がある。

(2) 整備内容の具体化と設計

- ・本計画では、歴史の道中山道碓氷峠越の道筋を特定し、歩きやすく、管理しやすい道の連続性確保、今後の維持管理を想定した、想定される複数の工法を提案した。
- ・今後は、想定された対策を絞り込み、整備に向けて詳細設計を行う必要がある。

(3) 山岳環境における効果的な整備（工事）の実施

- ・対象区間は、山岳環境の総延長約8kmの登山道であるため、単年度工事での対応が難しいことが考えられ、工区分けして工事を進めることとなる。そこで、道の連続性を確保するための効果的な工事を、優先順位付けし、実施することが重要である。
- ・都市部と異なり、資材運搬が必要となったり、建設機械が使用できない場所があるなど工事における様々な制約条件があるので、これらをふまえながら進める必要がある。
- ・国史跡指定後は、これまで以上に来訪者が多く訪れることが考えられるため、安全性に留意した整備を優先的に行うことが重要である。

(4) 保存活用計画の策定及び、必要に応じて整備基本計画の改訂

- ・国史跡指定後は、保存活用計画（法定計画）の策定が必要である。次世代に地域の誇りとなる文化財を継承していくためには重要である（86ページ 図6.1）。
- ・なお、本計画は、保存活用計画を策定する前に策定した整備基本計画であるため、保存活用計画策定後は、必要に応じて改訂が必要である。
- ・本計画は、道の連続性を確保するための整備に特化したものであり、「保存活用」も視野にいれたものの、「活用」についても、さらに具体化が必要と考えられる。そこで、早い段階から検討し、具現化することが重要である。

- ・また、中山道は、他県他市にまたがった線的な場所であるため、この中山道筋の一体化の史跡指定も視野に入れながら、中山道でつながる他市との交流、情報共有を行うことも重要である。

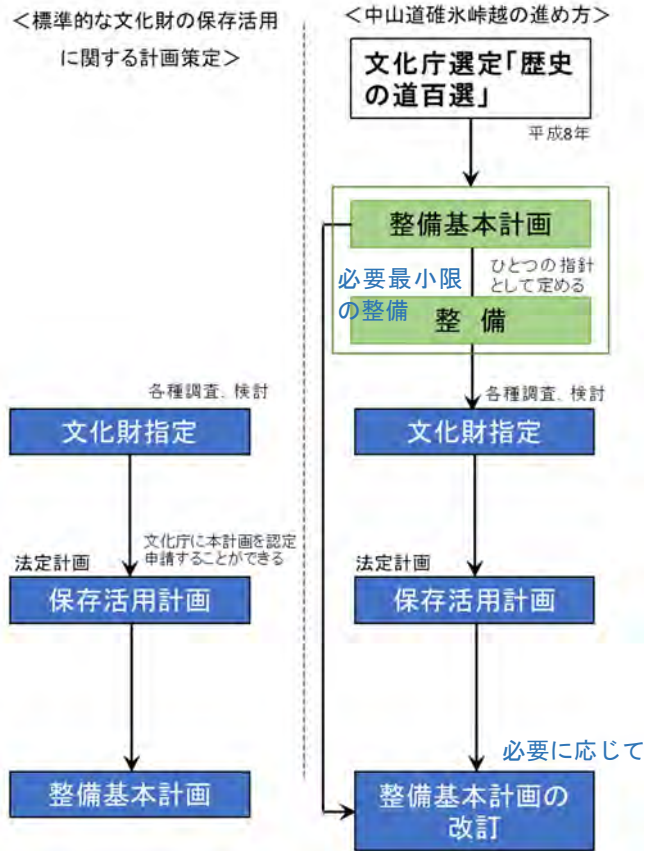


図 6.1 今後の進め方

6.2 整備スケジュールと整備内容

道の連続性は、最低限確保されることが明らかになったため、国史跡指定を進めることが重要となってきたが、歴史的資産もあわせて指定を行うこととなると、関係者等の調整に時間を要することとなる。

また、国史跡に指定されると、これまで以上に来訪者が多く訪れることが想定される。そこで、この指定のための調整期間内にあわせて、安全面に留意した整備が多い箇所を優先順位の高い区間とし、短期計画として位置付ける。それ以外は、山岳環境の整備という立地特性に留意しながら、優先順位を取り決め、中長期計画として整備することとする。

ただし、関係機関との調整や、国庫補助事業の採択といった財政状況などにより、適宜、整備スケジュールと整備内容は見直すものとする。

本項では、整備の優先順位の考え方と短期計画、中長期計画の内容をとりまとめる。

(1) 整備の優先順位の考え方

整備の優先順位を決定するにあたり、本範囲 8 km を運搬や整備内容の程度など施工条件から 4 つの区間に分けた (87 ページ 図 6.2)。さらに、指定後に来訪者が多く見込まれることを想定し、安全性に留意した整備 (柵の設置など) が多い箇所も考慮した。その結果、カーブ 9 から堀切の第 4 工区が優先順位の高い区間とした。それ以外の区間は、運搬等の施工条件を考慮すると、第 3 工区、第 2 工区と第 1 工区の順となる。

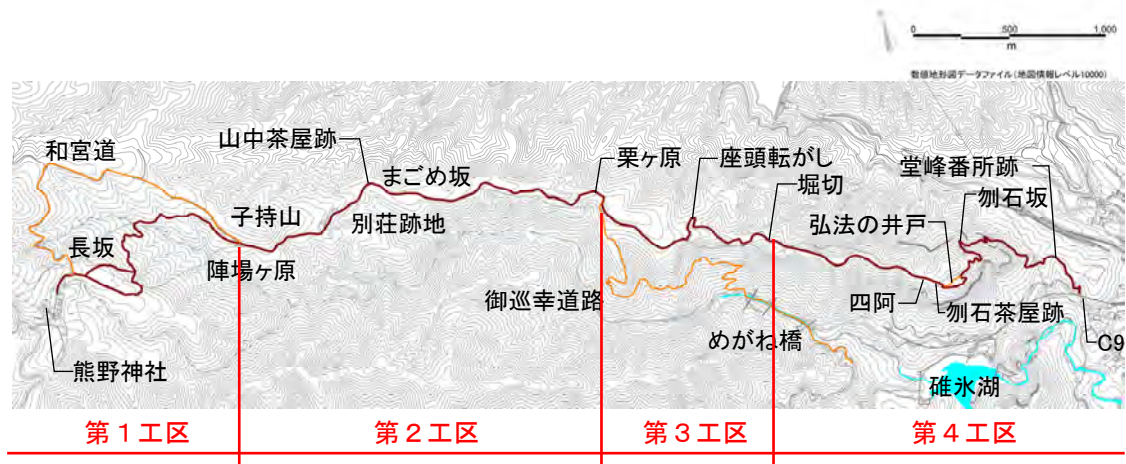


図 6.2 整備における工区分け

各工区の整備概要と施工条件は次のとおりである。

【第1工区】

- ・熊野神社から和宮道との合流点までの区間。
- ・侵食対策、道内の樹林管理、崩落対策などの道筋の整備、歴史的資産の整備が主な整備内容である。
- ・和宮道が工事作業道として利用でき、熊野神社側と、陣場ヶ原側の両方から工事が可能で施工性がよい。災害等で通行止めになっても、和宮道が代替道路となる。

【第2工区】

- ・和宮道との合流点から栗ヶ原付近までの区間。
- ・侵食対策、道の幅員が狭くなった箇所の崩落対策のほか、管理車両の通行環境の整備が主な整備内容である。
- ・管理車両の通行が可能となる道を整備するため、小型の建設機械等の進入が可能となるが、これらの整備は、大規模工事となる内容が多く、工事に長い期間を要することから、すべての工事を完了するには時間的な制約がある。

【第3工区】

- ・栗ヶ原から堀切までの区間。
- ・侵食対策、道の幅員が狭くなった箇所の崩落対策が主な整備内容である。
- ・栗ヶ原まで（第2工区まで）は小型の建設機械等は進入可能であり、それ以外の進入路がないため、工事では資材運搬、施工のうえで課題となる。このため、第2工区の工事前に実施する必要がある。

【第4工区】

- ・堀切からカーブ9（C9）までの区間。
- ・侵食対策、崩落対策のほか、来訪者の通行に危険を伴う区間での柵の設置などが主な整備内容である。
- ・工事は人力施工となるが、工事箇所までの距離が安中市街地から近く、他工区と比べアクセス性が良好である。

(2) 整備の短期計画

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間の短期計画の期間として位置づける。

- 令和2年 整備基本計画策定、国史跡指定に向けた調整
- 令和3年 基本設計（全路線）、実施設計（第4工区の整備の詳細設計）、
古道の価値づけ調査（仮称）、国史跡指定に向けた調整
- 令和4年から令和7年 整備工事、実施設計、認定保存活用計画の策定（指定後）

整備を実施する区間は、堀切からカーブ9（C9）までの区間の第4工区であり、侵食対策、崩落対策のほか、来訪者の通行に危険を伴う区間での柵の設置など11の整備内容である。89ページの図6.3に整備箇所をまとめる。

①侵食対策（1-A-1）

- ・老朽化や機能回復に伴う水切りの再整備、新たな侵食を防止するための対策（カーブ9付近）

②道内の樹木の整理（1-A-2）

- ・歩きやすくするための伐木、伐根（刎石茶屋跡付近、堂峰番所跡付近）

③崩落対策（谷筋）（1-A-3）

- ・崩落し、道の幅員が狭くなった箇所の整備（刎石坂）

④立入抑止柵の設置（1-B-1）

- ・道の谷側には転落の注意喚起を促す柵等をあらたに設置、景観配慮なども考慮した老朽化に伴う柵の再整備（刎石坂付近、上り下り地藏分岐）

⑤刎石坂の安全対策（1-B-2）

- ・刎石坂の一部のすべりやすい箇所における階段、くさり場の設置（刎石坂）

⑥歴史的価値を伝える対策（2-A-1）

- ・歴史的資産の痕跡を示す平面表示、石造物の安全確保（馬頭観音等の点検）、刎石坂の石積、道沿いの遺構の整備

⑦かつての眺めの整備（2-A-2）

- ・往時の眺望点であった「覗き」の景観支障木の剪定

⑧既存解説サインの撤去、改修（2-A-3）

- ・いわれを再整理し、既存サインを撤去し、周辺の景観や、デザインの統一を図った整備（既存解説サイン）

⑨道沿いの樹木間伐（2-B-1）

- ・国有林、民有林との調整が必要であるが、快適で、良好な森林空間を目指すための森林整備（四阿付近～刎石茶屋跡付近～カーブ9）

⑩道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置（3-B-2）

- ・エントランスなど拠点に中山道を案内するための地図入り標識を設置、柱状節理、風穴など地形・地質についての解説標識を設置

⑪休憩・便益施設の整備（3-B-3）

- ・四阿の修繕、再整備（刎石茶屋跡付近、カーブ9）

実施設計 (第4工区)

基本設計 (全体)

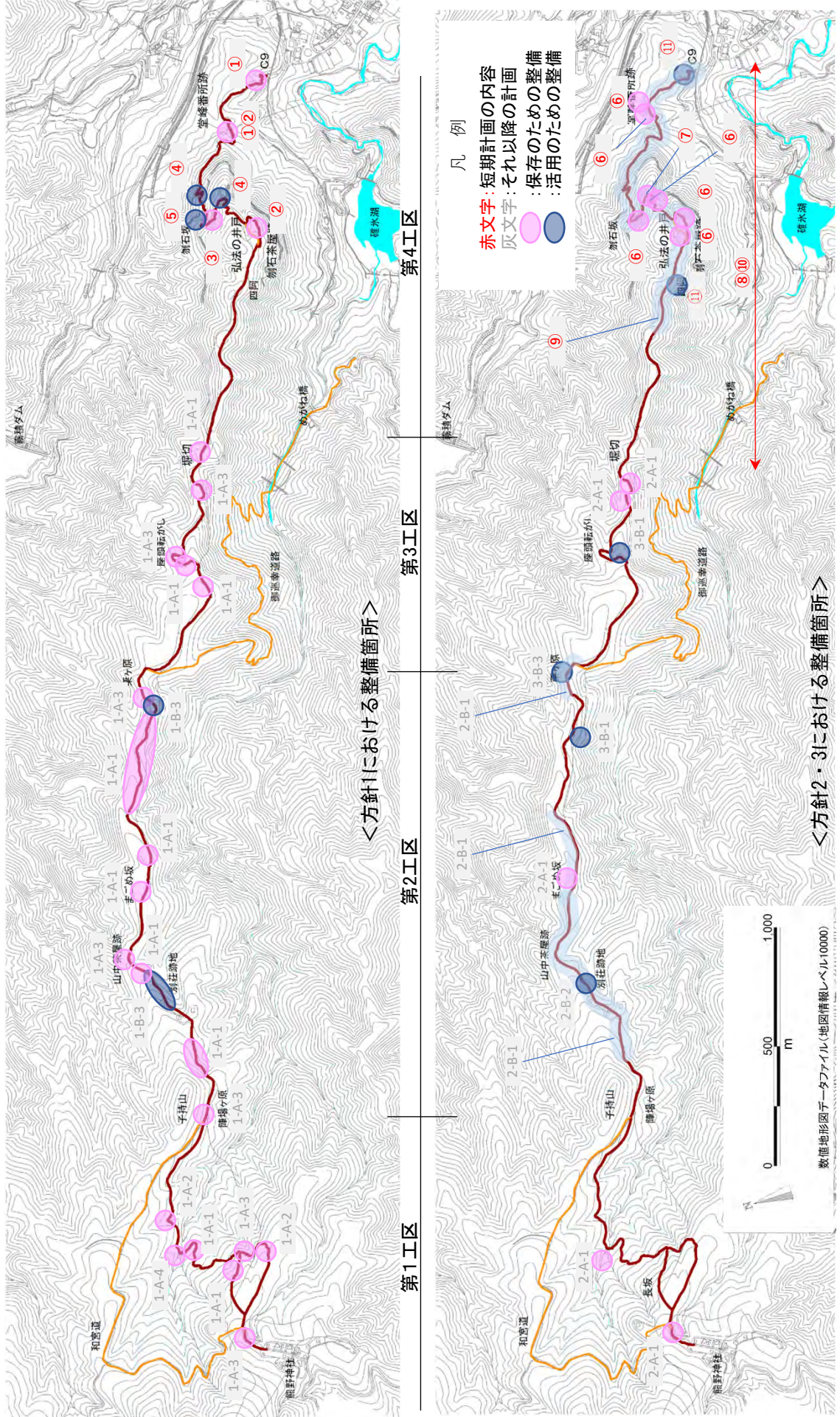


図6.3 短期計画における整備箇所

赤字の整備内容は前ページ参照

(3) 整備の中長期計画

令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を中長期計画の期間として位置づける。

- 令和8年から令和12年 整備基本計画の改訂(指定後、必要に応じて)、
認定保存活用計画の策定(指定後)実施設計、整備工事

整備を実施する区間は、熊野神社から堀切までの区間の第1～第3工区(87ページ 図6.2)であり、13の整備内容である。92ページの図6.4に整備箇所をまとめる。

また、93ページの表6.1に本範囲全体における方針別方策と短期計画、中長期計画の関係を示した。

①侵食対策(1-A-1)

- ・老朽化や機能回復に伴う水切りの再整備、新たな侵食を防止するための対策(長坂、別荘跡地付近、まごめ坂、栗ヶ原手前、座頭転がし等)

②道内の樹木の整理(1-A-2)

- ・歩きやすくするための伐木、伐根(長坂と並行する本道、化粧沢付近)

③崩落対策(谷筋)(1-A-3)

- ・崩落し、道の幅員が狭くなった箇所の整備(熊野神社側入口部、陣馬ヶ原付近、山中茶屋付近、栗ヶ原、座頭転がし)

④横断する沢の対策(1-A-4)

- ・笹沢の河川横断に関する対策(笹沢)

⑤管理車両の通行環境の整備(1-B-3)

- ・道について、きめ細かな維持管理を実施するための管理車両の通行環境を整備。(別荘跡地、栗ヶ原付近)

⑥歴史的価値を伝える対策(2-A-1)

- ・歴史的資産の痕跡を示す平面表示、石造物の安全確保(馬頭観音等、点検)、道沿いの遺構の整備

⑦既存解説サインの撤去、改修(2-A-3)

- ・いわれを再整理し、既存サインを撤去し、周辺の景観や、デザインの統一を図った整備(既存解説サイン)

⑧道沿いの樹木間伐(2-B-1)

- ・国有林、民有林との調整が必要であるが、快適で、良好な森林空間を目指すための森林整備(別荘跡地～まごめ坂付近、栗ヶ原付近)

⑨別荘跡地の再整備(2-B-2)

- ・管理者との調整が必要であるが、良好な景観を目指すために撤去等を検討(別荘跡地)

⑩史跡指定に基づく標識の設置(3-A-1)

- ・史跡指定後、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づく、標識の設置(史跡指定地の起終点)

⑪展望地点等の整備（3-B-1）

- ・展望地点として活用できる場所に、立ち止まれる場所の確保や休憩施設を設置（栗ヶ原手前、座頭転がし）

⑫道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置（3-B-2）

- ・エントランスなど拠点に中山道を案内するための地図入り標識を設置、浅間山の軽石など地形・地質についての解説標識を設置

⑬休憩・便益施設の整備（3-B-3）

- ・トイレ、避難施設の設置検討（道中、中間地点）

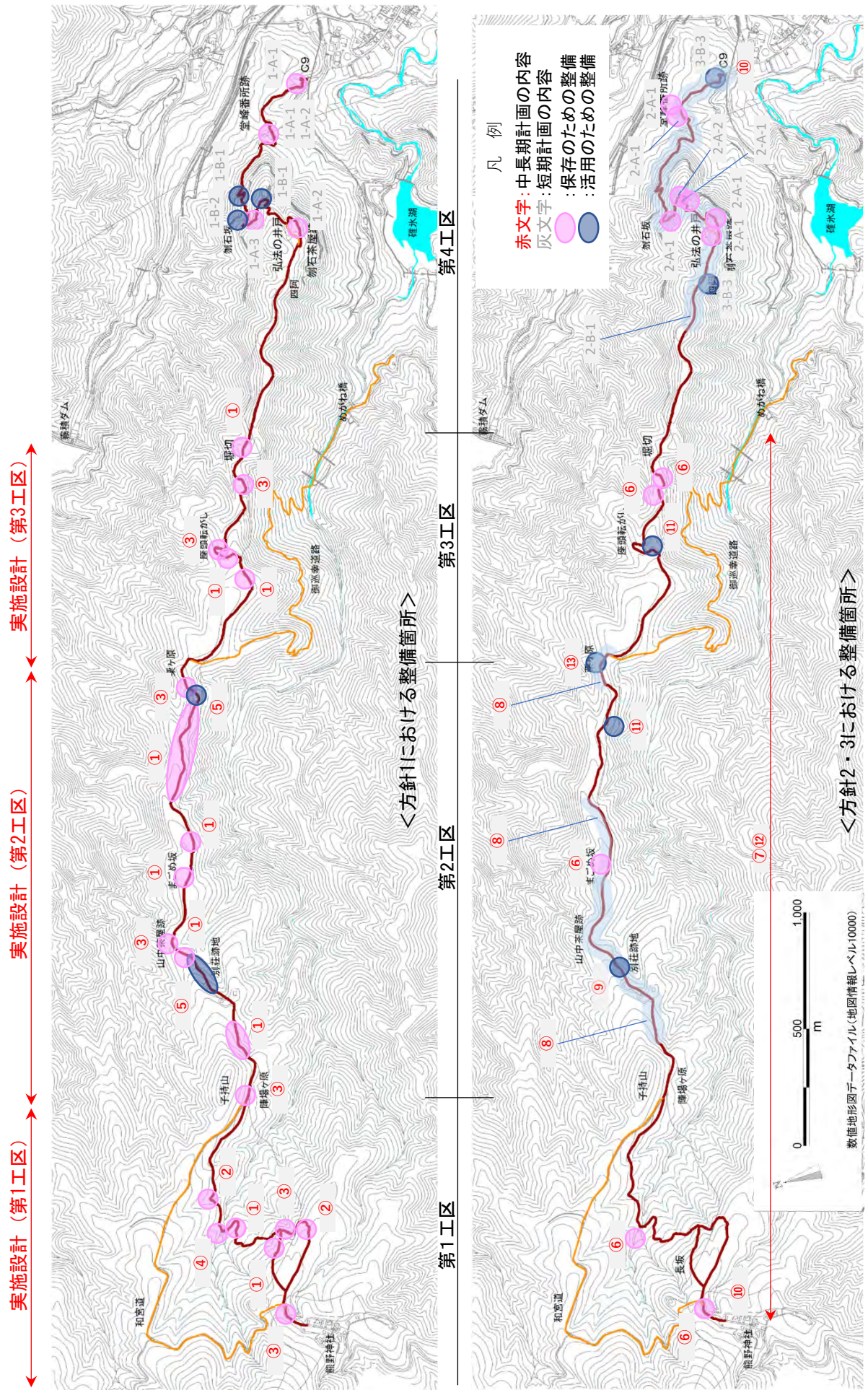


図6.4 中長期計画における整備箇所

赤文字の整備内容は90、91ページ参照

表 6.1 16 の方針別方策と短期計画、中長期計画の関係

方針	No.	実施設計・整備工事	内容	主な整備区間	短期計画		中長期計画	
						図上No.		図上No.
方針1 道筋の整備	1	1-A-1 侵食対策	・老朽化や機能回復に伴う水切りの再整備 ・新たな侵食を防止するための対策	・長坂 ・長坂～笹沢 ・別荘跡地手前 ・別荘跡地 ・まごめ坂 ・栗ヶ原手前 ・座頭転がし ・堀切 ・カーブ9付近	○	①	○	①
	2	1-A-2 道内の樹木の整理	・歩きやすくするための伐木、伐根	・長坂と並行する道 ・化粧沢 ・刎石茶屋跡付近 ・堂峰番所跡付近	○	②	○	②
	3	1-A-3 崩落対策(谷筋)	・崩落し、道の幅員が狭くなった箇所 の整備 ・道沿いの法面の整備	・熊野神社側入口部(土留) ・八崎掛橋付近 ・陣馬ヶ原付近(土留) ・山中茶屋付近 ・栗ヶ原 ・座頭転がし ・堀切手前(南向馬頭観音) ・刎石坂	○	③	○	③
	4	1-A-4 横断する沢の対策	・笹沢の河川横断に関する対策	・笹沢			○	④
	5	1-B-1 立入抑止柵の設置	・道の谷側には転落の注意喚起を促す柵等をあらたに設置 ・景観配慮なども考慮した老朽化に伴う柵の再整備	・刎石坂付近 ・上り下り地蔵分岐	○	④		
	6	1-B-2 刎石坂の安全対策	・刎石坂の一部のすべりやすい箇所における階段、くさり場の設置	・刎石坂	○	⑤		
	7	1-B-3 管理車両の通行環境の整備	・きめ細かな維持管理を実施するための整備	・別荘跡地 ・栗ヶ原付近			○	⑤
方針2 点在する資産の保全	8	2-A-1 歴史的価値を伝える対策	・歴史的資産の痕跡を示す平面表示 ・石造物の安全確保(馬頭観音等の点検) ・刎石坂の石積、道沿いの遺構の整備	・人馬施行所、思婦石など ・まごめ坂馬頭観音、北向馬頭観音、南向馬頭観音、石碑(刎石茶屋跡付近)、馬頭観音 ・刎石坂の石碑群、堂峰番所付近	○	⑥	○	⑥
	9	2-A-2 かつての眺めの整備	・往時の眺望点であった「覗き」の景観支障木の剪定	・覗き	○	⑦		
	10	2-A-3 既存解説サインの撤去、改修	・いわれを再整理し、既存サインを撤去し、周辺の景観や、デザインの統一を図った整備を行う。	・既存解説サイン18か所	○	⑧	○	⑦
	11	2-B-1 道沿いの樹木間伐	・国有林、民有林との調整が必要であるが、快適で、良好な森林空間を目指すための森林整備	・別荘跡地～まごめ坂付近 ・栗ヶ原付近 ・四阿付近～刎石茶屋跡付近～カーブ9	○	⑨	○	⑧
	12	2-B-2 別荘跡地の再整備	・管理者との調整が必要であるが、良好な景観を目指すために撤去等を検討	・別荘跡地			○	⑨
方針3 新たなポイント整備	13	3-A-1 史跡指定に基づく標識の設置	・史跡指定後、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に基づく、標識の設置	・史跡指定地の起終点			○	⑩
	14	3-B-1 展望地点等の整備	・展望地点として活用できる場所には、立ち止まれる場所の確保や休憩施設を設置	・栗ヶ原手前 ・座頭転がし			○	⑪
	15	3-B-2 道、資産の案内や学習効果を高める標識の設置	・エントランス、サブエントランスなど拠点に中山道を案内するための地図入り標識を設置。 ・柱状節理、風穴、浅間山の軽石など地形・地質についての解説標識を設置する。	・熊野神社、カーブ9、子持山分岐、御巡幸道路 4基 ・栗ヶ原、刎石茶屋跡付近の四阿 2基 ・展望地点3箇所 3基 ・柱状節理2箇所、風穴1箇所 3基	○	⑩	○	⑫
	16	3-B-3 休憩・便益施設の整備	・トイレ、避難施設の設置検討 ・刎石茶屋跡付近、カーブ9の四阿の修繕、再整備	・道中(中間地点) ・刎石茶屋跡付近の四阿 ・カーブ9	○	⑪	○	⑬

保存のための整備 活用のための施設整備

表中の短期計画、中長期計画の「図上No.」は、89 ページ、92 ページの番号である。

6.3 年次計画

年次計画を表 6.2 に示す。

整備基本計画策定後、古道の価値づけ調査や、所有者との調整を行い、3年後（令和6年）に、道沿い、周辺の歴史的資産を含めて、国指定を目指す予定としている。

国指定に向けた準備期間を含む、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度の5年間（短期計画）では、本範囲8km区間の基本設計、さらに指定後の来訪者増に向け、安全確保の整備が特に必要な第4工区の実施設計、工事を行うこととする。また、国指定後に認定保存活用計画を策定し、必要に応じて、整備基本計画を改訂していく。

中長期計画では、短期計画で策定された基本設計に基づき、引き続き、他の工区の実施設計、整備を行う予定とする。

なお、関係機関との調整や、国庫補助事業の採択といった財政状況などにより、適宜、年次計画を延長するものとする。

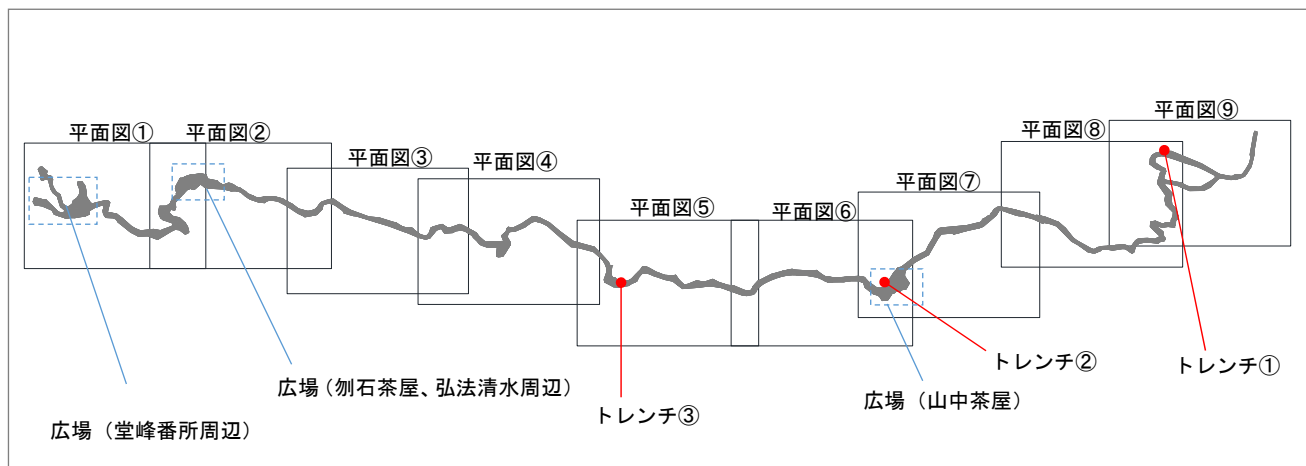
表 6.2 年次計画*

No.	区分 / 年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
			平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12
1	整備基本計画	全路線8km		H30-R02策定								必要に応じ改訂			
2	測量	現地測量										指定地の範囲変更等による微調整や、年次計画の改定など			
3	遺構調査 (トレンチ等)	6箇所	2箇所	3箇所	1箇所										
4	歴史的資産の 学術調査	発掘調査など													
5	古道の価値づけ 調査	古道ほか面整備 拠点													
6	国史跡指定					指定に向けた調整		2024(令和6年)指定							
7	基本設計	全路線8km													
8	実施設計	第1工区													
9	整備工事														
10	実施設計	第2工区													
11	整備工事														
12	実施設計	第3工区													
13	整備工事														
14	実施設計	第4工区													
15	整備工事														
16	保存活用計画									2ヶ年で策定					

※関係機関との調整や、国庫補助事業の採択といった財政状況などにより、適宜、年次計画を延長するものとする。

資料編

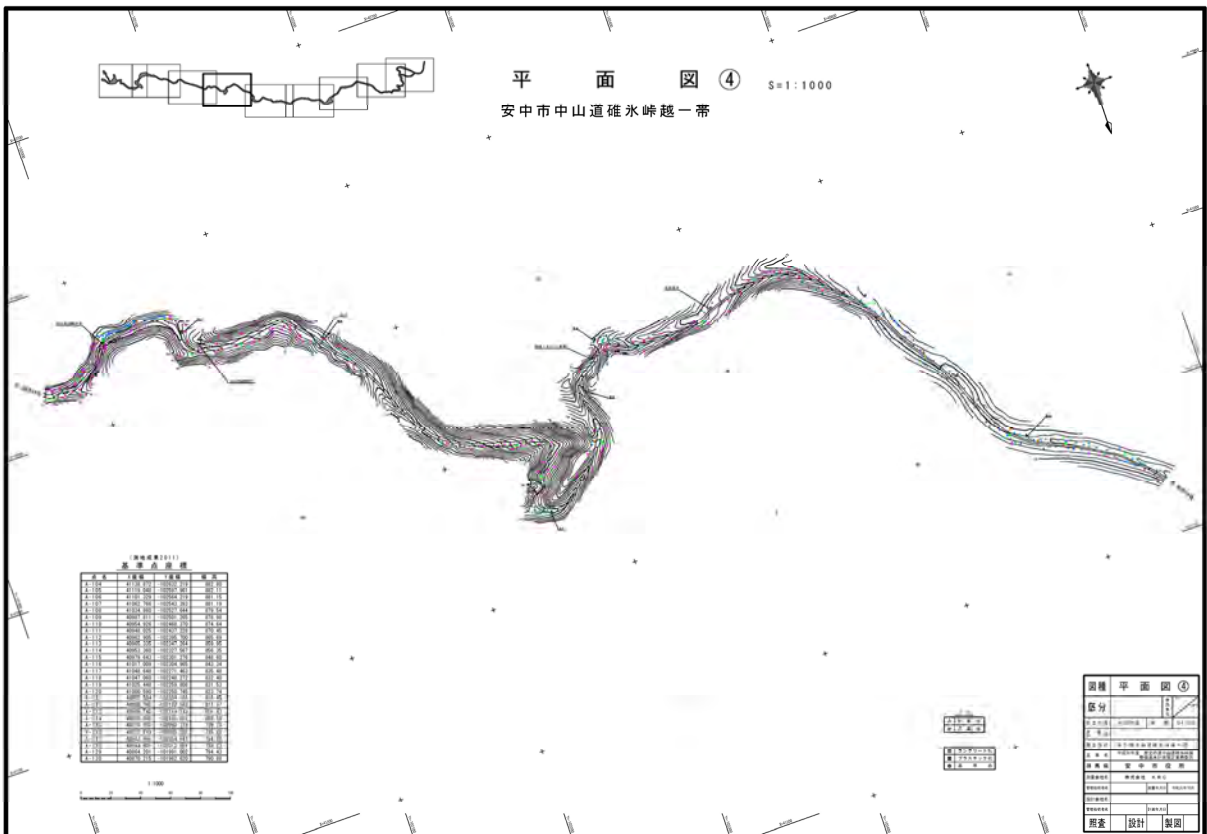
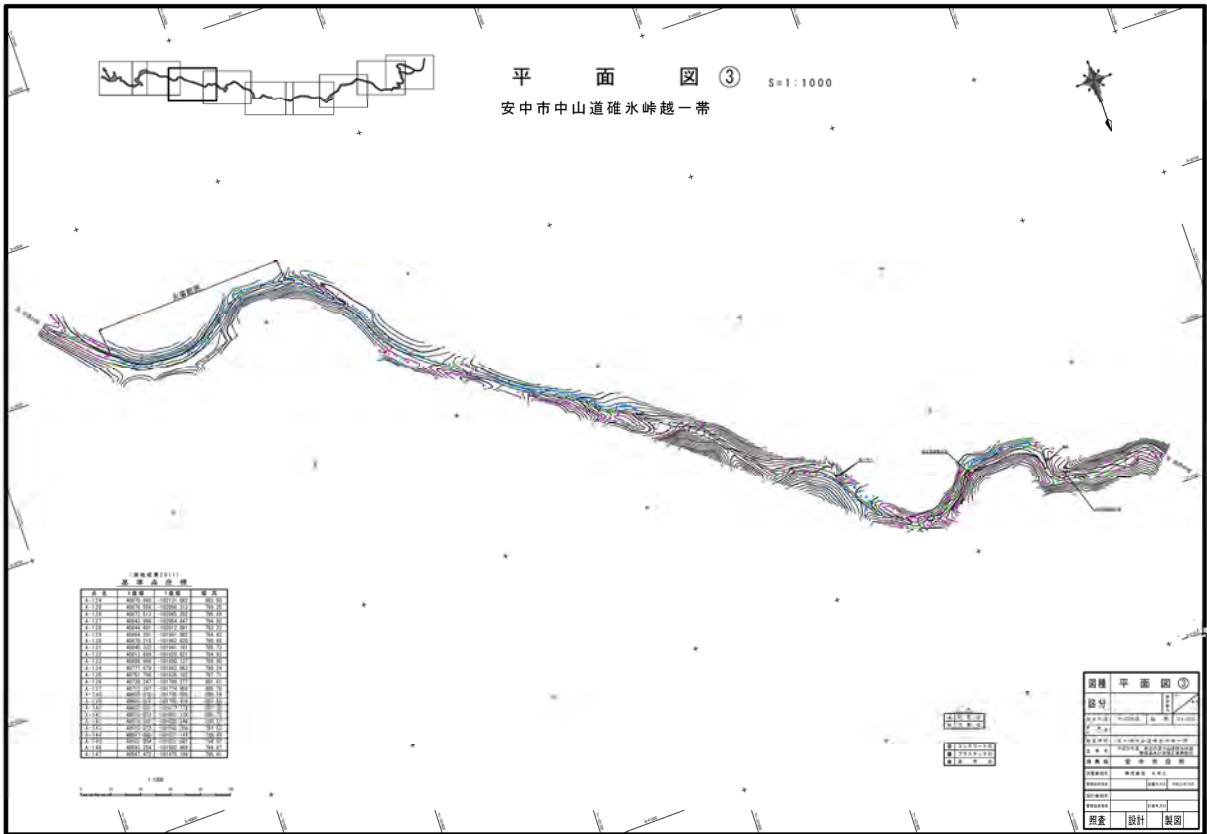
資料編 現地平面図



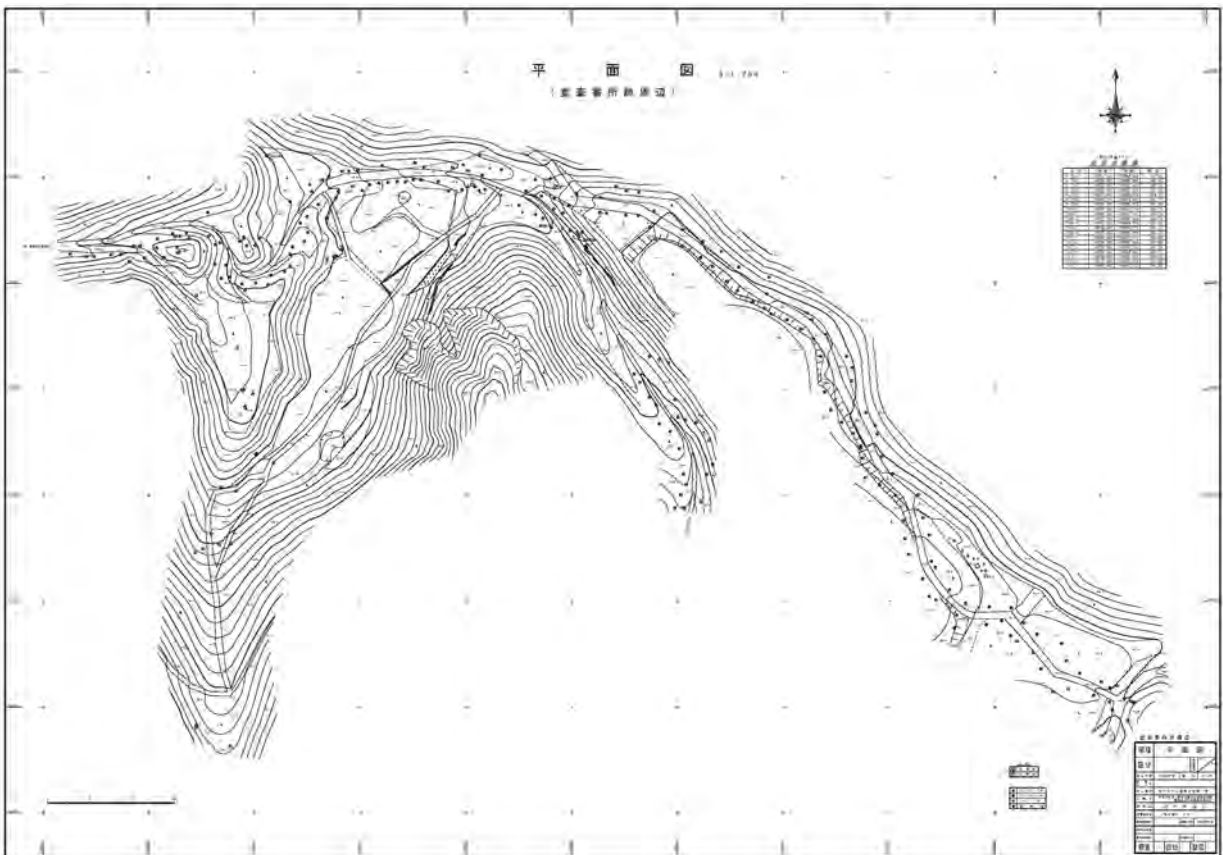
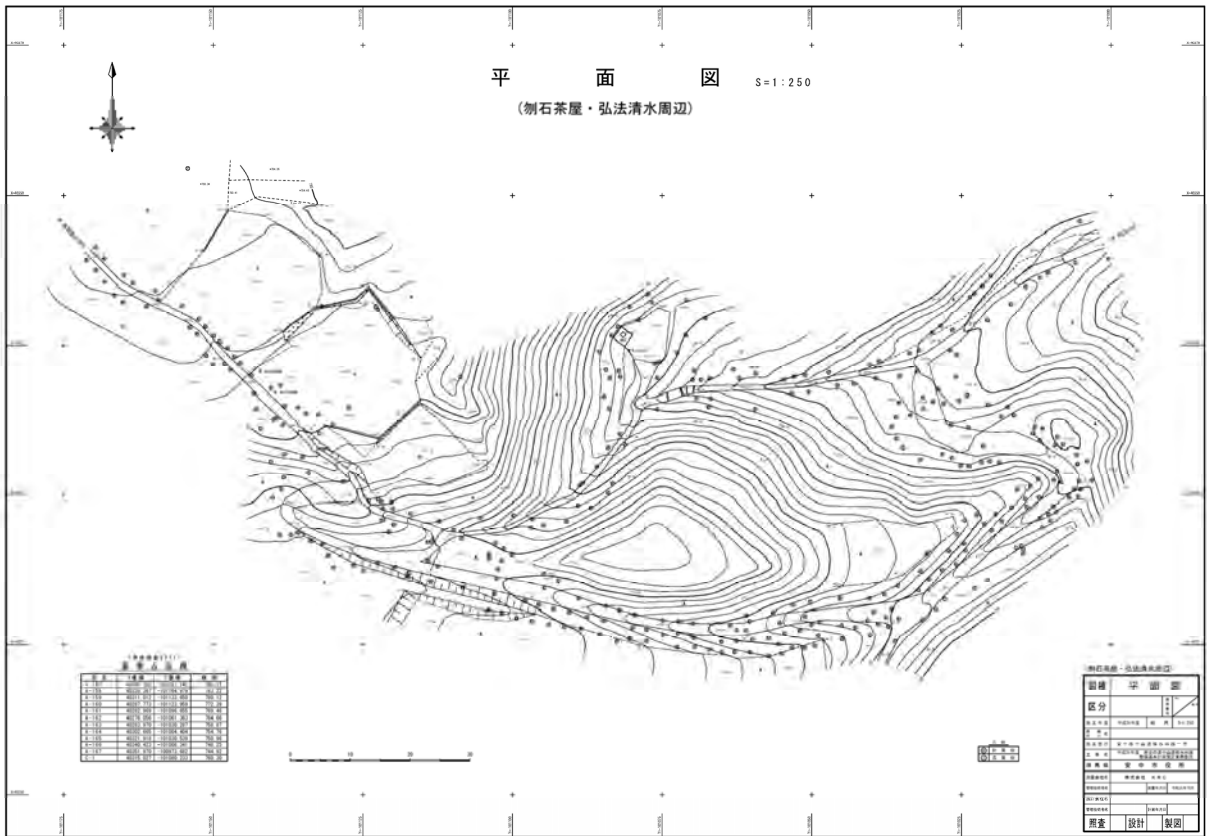
本計画策定にあたり、中山道碓氷峠越の全路線 (L=8km) の現地測量 (平面図) を行った。また、令和元年度に実施したトレンチ (遺構) 調査の平面図、山中茶屋、刎石茶屋、弘法の井戸、堂峰番所の4つの範囲の平面図作成も行った。

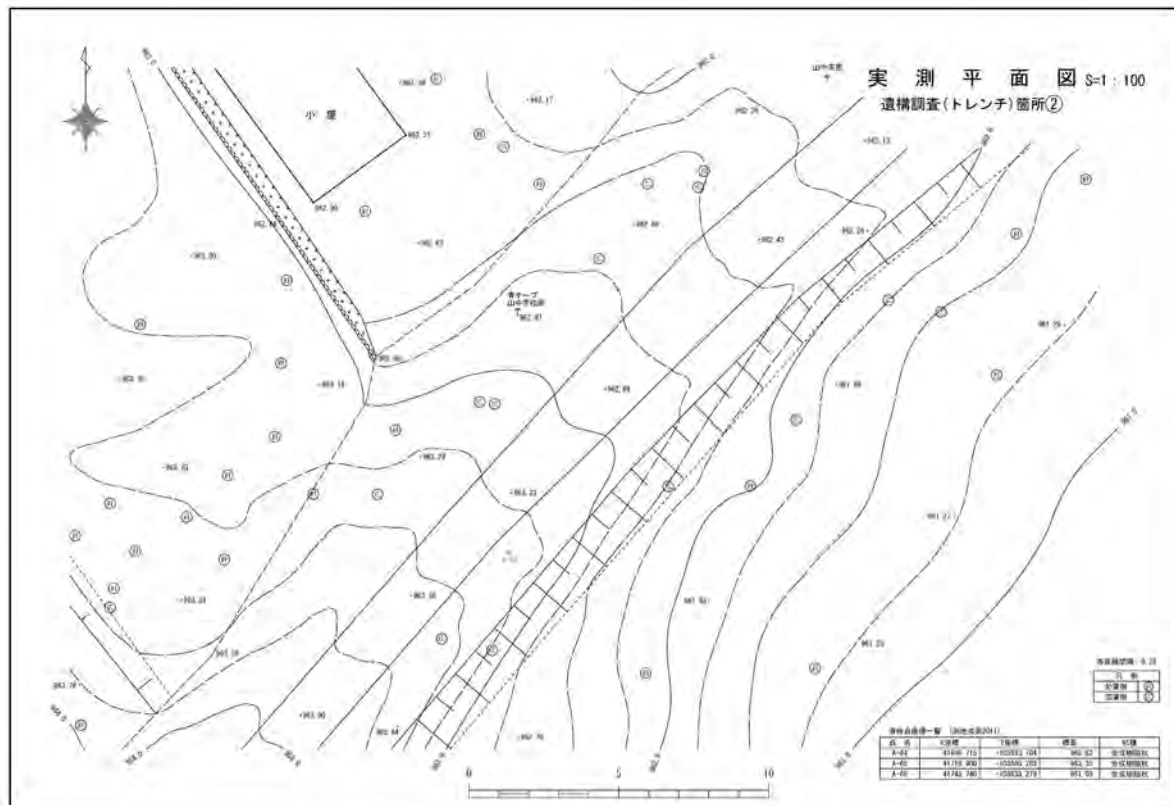
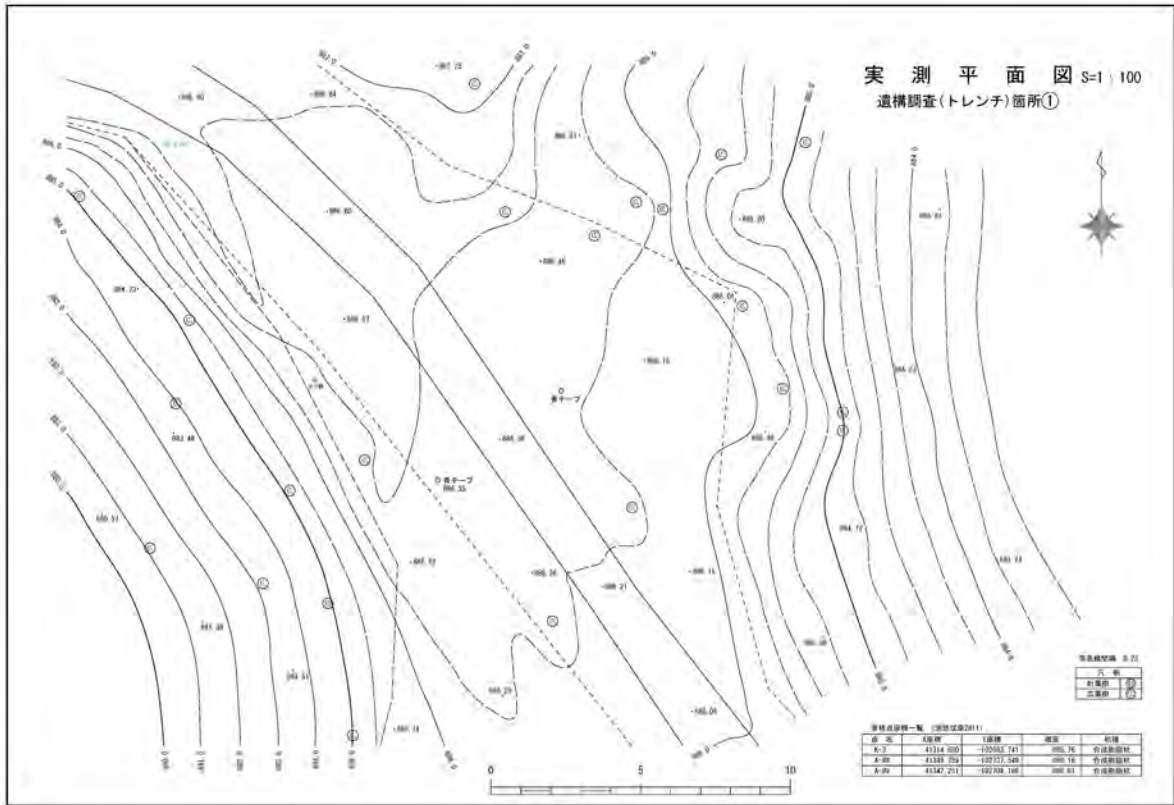
< 図面目録 >

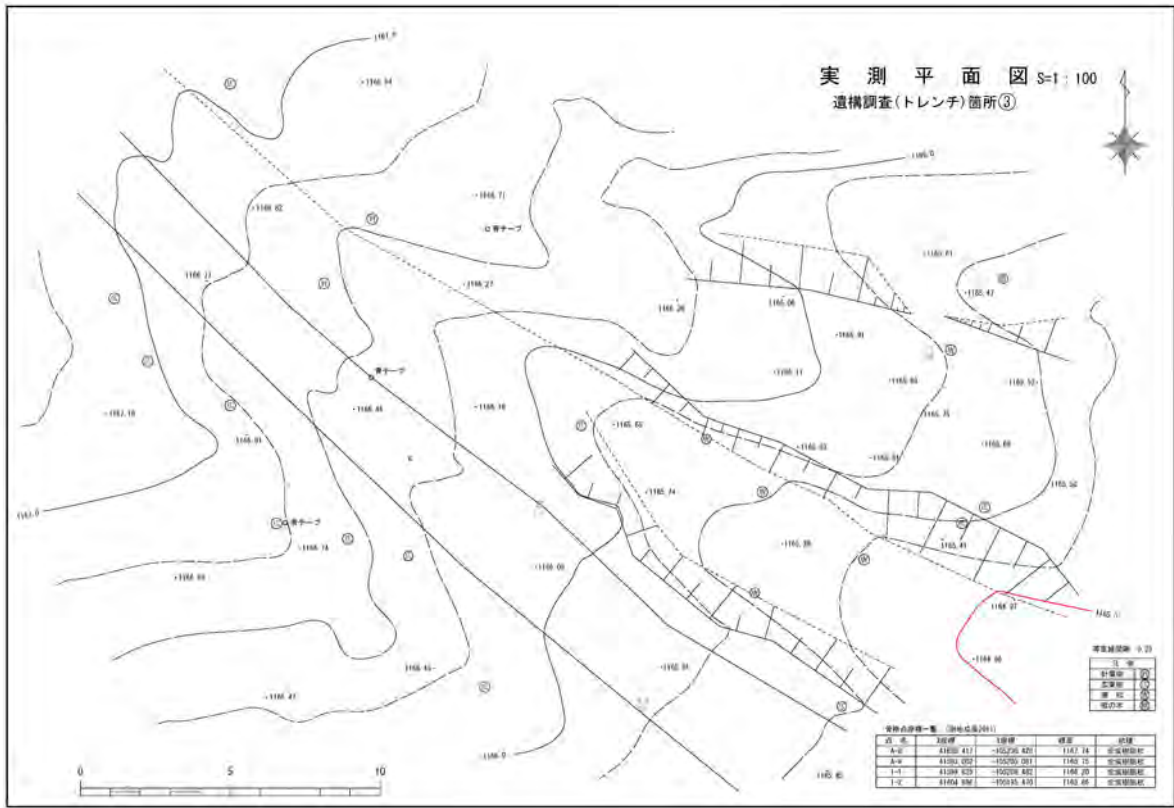
- ・ 平面図 (1/1,000) ①～⑨
- ・ 広場図面 (1/250) 山中茶屋周辺
- ・ 広場図面 (1/250) 刎石茶屋・弘法の井戸周辺
- ・ 広場図面 (1/250) 堂峰番所周辺
- ・ トレンチ調査 (1/100) トレンチ①
- ・ トレンチ調査 (1/100) トレンチ②
- ・ トレンチ調査 (1/100) トレンチ③



資料編







歴史の道中山道碓氷峠越 整備基本計画

令和3（2021）年3月発行

編集・発行：群馬県安中市教育委員会 文化財保護課

〒379-0123 群馬県安中市上間仁田 951 番地

電話：027-382-7622 Fax：027-382-7623

印刷：三和印刷株式会社
